

淺田文次郎これは江戸本所にすめる人なるが、さばる事ありて厚木なる伯母のかたに來宿るといふ。余至りしを聞て訪ふ、駿河屋彦八來。

錦波は宵より酔ふて臥たり、起出で話す。

蘭齋來、潢装師、來撫松 酒と肴を買もてなす。

狩野洞壽江都へかへり活齋秀水等と余が居を訪んと約す、先て立去る。

午飯畢り諸子に別れをつげ去らんとす、皆袖を引てかへさぬを、ふりきりていで行あるじも又別をおしみ、おつゝひよりの雜費をあたへんとするに取らず、酒と肴とのあたひ又何くれと世話せし禮打合せてこがね貳兩と白がね壹兩をなげくられて立さる。蘭齋金田のわたしまで見送る。

此川は厚木川と同じ川にて、渡る人もいとまれなり。

松原宗次郎金波詩人なり書南宮を學といふ

用田村伊東彦右衛門 豪農

東照宮御立寄之家 豪農

一宮日野屋新太郎

栗原村大屋孫市 十八萬兩之豪

八幡屋善五郎双六關東一 厚木の人

金田和光院日峰說法海内一

彦八 厚井村きつゝい男

蘭齋 名孝順字……………

參海雜誌

癸巳四月望
全樂堂記

(東京宮本仲氏藏)

一七六

天保癸巳四月十五日發。

御系譜の御用、巢鴨老侯の三河志の御用をかねて、此日伊勢の國の神島、三河國のさく島より、岡崎吉田豊川鳳來寺などにも到んとて、けふ午の剋ばかりにかとてす。高松の富士見茶屋にて了飯す。田原よりこの村までは二里なり。又一里赤羽根といへる所に出づ。こはこの門あたりの土色朱赭の如きをもて、本は赤羽丹なるをかくはあやまりたるなるべし。比留和山は延寶の頃野田村清右衛門といへるひが男の界を論終にその身は國刑に逢ひて、長くこの地をして荒野となしぬ。赤羽根の濱に出づ。(圖入)近頃異國の船我地方にいたり、やゝもすれば濱船をかすめ回船をおびやかすをもて、官沿海地方に撤し警衛を加へらる。我封地もまた土民におふせて、其備を嚴敷せられたり。近頃又遠見番所として、異船の遠沖をはしるを察せんがための所を設られ、遠眼鏡をもこの所に備へ、いとおごそかなる御もふけなり。弓鐵砲をも別所に役所ありてこれに秘め、大砲臺は濱邊にありて、上陸さす

まじき御てたでなり。(赤羽根遠見番所圖入)池尻川とてゴヲヅ比留和和地の諸流此池に流れ入て海にそゞ。抑此地は海左右にありて山深からず、おのづから水氣薄きをたゞに此川に流しすてんもいとおしの事やと、ひとりこちつゝ打わたる若見の郷にいる。越戸を出づ。土田此地と越戸とは、土甚好く田圃勢あり、されど後山うけかさなりて、猪うれひ多ければとて、そこはかとなく小屋をつくりて、夜すがら猪を追ひ鳴子引なる。(鳴子圖入)たゞ秋の末のみ設ふける事よとおもひしに、この地は常にかくの如しとぞ。相川をわたる。此川は和地山中よりする水なれば、誠に清くいさぎよきながれなり。掬して顔あらひなどするに、供人云この處は狐多すみて常に女の形になりて人をたぶらかすなり。やがてこゝをたちて和地に入、與三郎と云大さやかなる酒つくる家あり。煙草の火をかりて喜六が云、此地に醫福寺といふあり。(寺圖入)覺明が自筆の大概若六百卷今に存す。さらば其寺に行見んとて訪ふに、老さらひたる老僧の出で、その經皆取出し示すに、いかにも古色可賞ものにしあれば、立さりがたくていざや日も暮なん宿御かし玉へといへば、僧いと喜びて近さる同宗の法釋寺といへるに、山たち押入て寺某を打果し、小金

を奪んとせしが、村人にしられてそのまゝ逃げ失せぬ、さりとはいよにおそろしきもの、侍ふもの哉我老てかゝる目見んもいとおそろしさに、村人を頼んといふに、又おのれくゝの家居あればうけひかず、御侍士の御宿り賜んにこよなき幸なり、今宵はこゝろよく寝入なん、いざこなたへといふによりて、終に此寺にやどり、夜ふくるまで覺明が書經をうつす。醫福寺いとまづしき寺にて侍れば、むかしより住職のありし時もなき時もありしかば、其開山も開基も定かならず、唯そのむかし天台宗なりしといへるのみ申傳ふるとぞ。中興雪山銀公坐首など曹洞宗の僧あり、永正四丁卯四月寂、堀切村常光寺の末寺なれば、その寺主の老て此寺の中興となりしにや、此村の饒農川合安右衛門なるもの、寛永それのとし自開基となりてより、ひたふるにはふれざりしとぞ。抑覺明の此地にいたりしは………

醫福寺大般若經私辨

傳聞當村醫福寺の大般若經は、覺明の手跡也と。然共散失不少、今眞筆とするもの僅に四五十卷耳。其餘者皆追々補寫の經卷也、殊に恨第六百卷、右筆存せざる事

を、此卷若存せば筆者の姓名年月等在焉。今存する處の六百卷は後人の補ふ處にして、眞跡のよるべきなし。故に此經覺明の手跡たる眞偽の説分明ならざるなり。予一日醫福寺に入て其經を拜覽すれば、則稍眞偽の可辨者在焉。故に其一二の事を擧て以て云ふ事如左。

一第三十四卷終曰

右筆覺明

此大般若經以一筆書之、雨漏破損之間、二卷書續之

貞治六年丁未十一月十一日 正史紹祖書行年八十七歲

一第三十五卷終曰

右覺明筆

此大般若經一部六百卷以一筆(六字不明)雨漏破損之間、以二三卷書續之

正史紹祖行年八十七歲

貞治六年丁未十一月十四日

予考貞治人王九十九代後光嚴院之曆號也

自貞治六年今到寶曆三癸酉年凡三百八十七年

一第三百卷終曰

于時明曆四戊戌年六月十日

於三州渥美郡和地村醫福寺書寫畢

私曰右與書與經文同筆也

右の脇に曰右筆選蓮社萬譽上人秋鷹大和尚

私曰是後人書其補寫人者也

一第六百卷終曰

于時正和五丙辰年六月十日

於三州渥美郡山田郷泉福寺東坊書寫畢

大檀那沙彌蓮念

右筆願主比丘圓證

予熟見之經文與年號等同筆

又末曰 私曰從是以下後人添筆

文明十六年甲辰三月三日修覆檀那河合信光

長福寺住持宥聖

又曰

明曆四戊戌年六月修卷貳百四十軸是第三百卷其
與書同時代

三州渥美郡大夫之末葉

筆者選蓮社萬譽上人秋鷹大和尚

本之願主 河合彌三郎光定 法名源室清心

經師ノ義カ 嫡子彌次右衛門光良 同一翁良機

予考正和人王九十四代花園帝之曆號也。今到寶曆三癸酉年凡四百三十八年。

文明ハ人王百四代後土御門之曆號也。自文明十二甲辰年今到寶曆三癸酉年凡

二百七十年也。

明曆ハ人王百十一代後西院之曆號也。明曆四年ハ即萬治元戊戌年也。合到寶

曆三癸酉年凡九十六年予上件の事を以て是を考るに、則此經本全部覺明の筆に

して、星霜を経るに隨て或は散失し、或は破失し、漸其全を失ふ。故に正和の頃、圓

證是を憂ひてこれを補ふ、貞治年中に紹暿又圓證の志を繼で以て補ふものなら

ん。然るに第六百卷も後人の補寫にして、其本根の卷軸にあらざる、覺明の手跡

たる事實に據なしといへども、已に紹聖三百八十年前に右筆覺明全部以一筆書之云則以て證とすべし。況や第三十四卷第三十五卷經文の筆と年月名號筆と同筆にして、後人の添筆にあらず。然りといへども其正筆とするもの三四卷に過ぎ、餘は皆後人の補寫耳惜哉。抑覺明者本曾義仲公の祐筆にして、後出家して覺明といふ。三井寺に居ると云々、義仲は壽永の人也、凡自壽永元年今至寶曆三年五百六十二年、熟惟に壽永元年より正和五年まで百二十四五年を経る、此間散失なき事不能、又壽永元年より貞治十六年に到り凡百七十四五年を経る、おもふにそれ時代久からずといふべからず、宜哉散失ある事。嗚呼圓證紹聖の補繼するにあらず、況ば今何を此遺跡を見んや、以て讚美すべしして敬重すべし。其明曆の間の補習此經に功あること何少といはんや。

一 第三百卷奥書并六百卷の奥書文明曆已下の事は後人の添筆なり、思ふに河合氏の家書に此等の事をもて後人書于此ならん。

一 此經の筆者覺明なる事、眞偽の説區々なり、を以て河合氏は是を憂ひて予に語る、故に予大圖を記して以てこれを附す、後哲計之。

時寶曆三癸酉年孟夏望月前法尺震海誌

此村氏神三島明神は、大治三戊申年勸請伊豆國三島神云。

寺主痲氣をうれひて藥湯を製し、浴す、予にも入なるといふ、その法を問ふにフウトウといふ草を煎じ、此湯の中に入る、とされども湯に草ども入りおれば別に煎せし湯も草どもにも入る、とおほした、煎水ばかり入る、にはあらず、扱この草はいづくにもあれど、たゞ和地に生るのみよしとぞ。凡此湯浴する事凡二三日なれば、いがやうなるむつかしきやまひにても必驗あると云。和尚弓をこのみ弓箭を床の上にならば、あついと似氣なし。

十六日夜より風よく。

鈴木喜六がゆかりあるもの堀切村にありとて、ともなはれてそこに到んとす。豆ふきふなときり入で出す。やがてたち出でたはこ山とかいへるにそひて西にいたる、いとくろうしげりたる杉山あり。これは戸田氏の支裔一色一郎といへる人住れたる地なり。その一色

この山の麓をたどり行にた。田圃と松のはやしのみ、山は高からされども小松生

ひしげりて(和地川尻圖入)風藤本草藤部圖入。

和地の郷を出て凡半里ばかり北に山あり。稚松生ひしげれり、山下も皆松深緑の間をたどり行、一色村川尻村といふ出郷あり、川あり逢阪下より源をなし此處に落入る。此川田水の用にたゆべきを、諸山のためになさへられた。この村の料になるのみにて海に出づ、茶店あり我封土こゝに盡く。これよりは小鹽津といふ村なり。たゞ麥圃松林のみ記すべきなし。喜六がゆかりあるは堀切村といふところにする。小久保三郎兵衛とよべる農夫なり。今の三郎兵衛が祖母(三郎兵衛の住居圖入)なる人は、喜六父權左工門が叔母なりとぞ。今はみまがりて久敷なり、其子も世を早ふし女の子等多くありて、今の三郎兵衛の名を喜六と呼べるものをやしない子となし、第一女なるものに家をゆづりたり。されど未家興すべき力なければ同姓なる叔父なりける政右工衛後見となりて、安らけく世をおくらしむ、此喜六が養母なるものもいとまめやかなるものにしあれば、政右工門をうやまひかしづき、末の子にもよき男もらひて家姓をゆづり、分たん事を心くむも、此の母がまごゝろよりぞ出ぬれば、政右衛門もうけがひて既今別に家づくりてすましむ。抑この

政右衛門はこゝろきゝたるものにて、家業にのみ心ゆだね、ことに漁の業をよくすれば網船もいと多くもちたりけるとぞ。さるからこがねも多く出来て、村のものどもをすくひ、神佛にもつかへていとまごゝろなる事多かんめれば、おのづから家もさへ本家なる三郎兵衛が衰をも起しぬ。鈴木氏かとふらひ來れるをこよなくよろこびて、一家群をなしてもてなす。予も亦其供膳にあづかれど酒も饅餠も清からず麥飯を求め食す。○この地他にことなるあり、月水ある女は別家作りて自炊きくらひて家に入事をゆるさず、かくなる事凡十三が年ほどなりとぞ。此風俗は此地より伊羅子に至るまでかくなりといふ。こは此地は古神領の地なればその風が今にのこりたると見ゆ。かの御厨七郷と稱するこの村と龜山と中山小鹽津日出伊羅虞保美となり。○漁網は帯とかいふものをひねとなし、網もとゝいへるものは皆此帯數にて貧富定むるなるべし。其帯の長さ二十二尋なるをもてり。去々年の事にや大に綱を得し事あり。一帯に九百餘俵程捕し事ありとぞ。政右衛門にともなはれ常光寺に到る。(常光寺圖入)常光寺は曹洞宗開基鳥丸資任卿、開山は潔堂和尚なり。此寺七年前いたりし時は南濱にありしが、年々濱かけ入て永

住しがたきよしにて去年此地にうつりしなり。本堂書院庫裏觀音堂回廊門宇
鐘樓にいたるまで規模宏壯になりて南參第六の精舎なり。後は山より前林にて
誠に望みよき勝地とはなれば後山も寺領にはあらざれども地の農夫打よりて寄
進せしとぞ。其料凡八九百兩ほど入りしとなり。凡參州は釋を尊ぶ風俗にて寺
院益家作に心をゆだね我先にと新營をきそふあしき風俗なり。むかし道巖院様
御代氏神菩提より外寄進事よろしかるまじきよし被仰出あり誠に御卓識と乍恐
存上る也。潔堂の傳記今に此寺に藏せり。烏丸資任卿御墳は保美の靈仙寺にあ
り。御眞筆は靈松山の三字扁及潔堂和上と法問書のみ。此二物寺寶第一の者に
しあれど法問書ばかりは秘して不示ただ住僧のみ一覽を得るといふ。資任卿は
潔堂和尙をむかへ開山とし御自は第二世とならせ玉ひしよし傳ふれど傳記には
見えず。もと潔堂は普濟寺の僧にていとこゝろ高き徳者にて和地といへるとこ
ろのやまおくにかたばかりのいはり結びひたふるに世をいとひ住しをこの卿の
したひ玉ひにしをもて常光寺に至たりしとぞ。やがて資任卿はかくれさせ玉ひ
御謚を逢光院殿清譽義同太居士とぞおくりたてまつりたり。是は文明十四壬亥



書三書

伊良湖人風俗

十二月十六日御年六十八とを聞えし。これより神島に到らんとすまづいら子に
いたるべしはせを塚圓通院圖入堀切山盡きて縦横一里の大沙漠となり西に伊良
虞の山隔塚の如く連り南に日出村の岡ありこれはいにしへは島山にてあなれば
伊勢の國に屬せしを後に三河の陸につらなれり。古き歌枕ともにもいせの國に
あことあるをのちの人うたがふめれとこの堀切山をさかひ海の濱ちとの間に一
里の沙原を見てもいはる。蒼海變て山となるといへるもおもひ出づ。人住む家
は明神の山下にありてこよりそこに到る道はた松原の間に人路をひらけと
皆砂地にしていは深雪の中を行が如し。里人は牛をやしなひて田圃に事ある
も乗りて往來するなり。(伊良虞人圖入凡和地村わたりしよりしてはた牛をや
しなひて馬の用にあつ。皆此地より御馬所といふ。山皆放牧のところ山下は人
すめる家ところあり多きは瓦屋なりこれは海風いとはけしければかくな
りとぞ。彦次郎いふものは半農半漁にてこのわたりのとめるものにしあれば參
てける人皆宿かるといふ。(彦次郎家圖入余先つとせ此御神に參てける時この家
にやどかしなり。をとついきのふはおむそといふ御山のまつりなりとて奕徒

あまたあつまりてところをもふけ、いつをもはらからぬ事とぞ。さるをもてこの彦次郎の家もかれがためにかりとられ、余がいたりし時猶衾ひきかつぎねほけ顔にてにげさりつ。(明神山圖入)

かくせるうちに船のよそほひ出来ぬといふまゝ、御社にもいそぎ詣で、濱邊に出づ。小山といふはこの磯につきて起るところの島山なり。神島に渡んとせる時はこの山上にて火を焚けば船を浮へ迎ひ出るとぞ。その火たく所三ヶ處ありて、一は公事一は急ぐ事一は私の事といふ。

けふは伊良虞の船をやとひたればこの濱よりを纜をとくなり。されど岸うつ波のおとろくして、たやすく船出しがたく、おのれら船に登りぬれば、船子等三たり力をかぎり押出すや、底深きところにいづるや否や波にひかれ沖中に走り出るを、船子等船のともすがりて幸ふじて躍り入て柁をとる。(小山のはな圖入其のふるまひいかひくしくたとへんかたもなし。かくせるうちに船は小山の鼻にこそぎ出れば、南は名におへる遠江の灘にして、白波の争ふさま白龍のむれおどるがごとく、いとおとろくしきありさまなり。このなだを方言にドツイといふ。



畫三第

舟長瀬小島

大洋より来るうしほと内洋より出づとが風にさかひて争ふところなりとぞ。むかし十六歳の時伊勢の御神へ詣ふでんとて、この海を船乗せし事あり。闇船めまひ嘔吐して得渡さざりしが、その頃より思ふやうものゝ家の家に生れ出で、いかなる海洋にか向ひ出んもはかられず、がばかりの渡海にやめる口惜しさよと、日ごろくやしきあまりにこの島へも到り試んとせしなれば、船の中に立あがりて四方を見るに、船は増々波にゆられてむねはりかしらいたくなれり。この色を鈴木氏にも見せまじとさあらぬさまにもてなせど、わがのりし船は漁せる小船にて、長凡二丈あまりもありぬべし。さるを船子ら三たりおのれ鈴木氏と、もに三たりおはせて六たりにてあなれば、船子等が立さわぐことにあなたこなたに動きゆれせむかたなし。かくせるうち風よしとて、かゝるさゝやかなる船に五反ばかりもあらん帆を斜にはれば、船はますく矢のゆくよりもはやくなれど、船は帆にまけてかたふきながらはしるに、波はまた大になりて高うなれるものはたて十五丈もあらんと思しく、横の長さは四五町もあるべし。かゝる大なるうしほの青くすみ光れるが見あぐるばかり巻あげ、船のたゞ中に向ひ来る前にたてる船子、この濤のいた

るを知りて聲をわぐれば、後なるもの聲をおはせ、柁を取れば、船は波と風との爲めに右と左にかたぶきながら、その間ひをわしりぬけ、つゝ島をまとに行ほどに、名におふドソイといへるに到るかくまでおそろしき所をかくしてまぬかれいたれるに、又これよりおそろしきうきめを見んことよといよ、ますくおそろしく思ふに、かの遠く白龍の争へるかとうたがひし所なり。遠き垣根にさける卵の花、草にさらせる布とも見なむ目のあたりになりてはおそろしといふもおろかなり。白波の風にさかひて争ふさま、船底より仰ぎ見れば高根の花の散敷くがごとく、まゝ雪おろしとかいふものゝなだれかゝり物をおほひ積めんとせる勢ひあり。大ゆれといふものは大凡一二里もあらんと思しき間を、たゞ一波のゆれ動くものにし。こなたひきくあなた高うなるほどこそあれ、船は地底に沈むかとおもふほどに、又數十丈高うなりて、いはば大山の絶頂を行がごとし。船子云大なげふるが大風吹く時、大地の底を引拂ひてたゞ地に大空に躍りあがるめり。

(神島圖入周廻凡一里強賦役五石八斗目外浦役カコ方金舊家又右衛門三四郎)

○二月下旬(十六七日より)岩の花とて、亂菊のやうなる形にて色はいたつて白く明礬の質の如きものなり。他人これを持されば必災をおとふるとぞ。

○稚海布を取る道具(圖ナリ)

○薬師堂

○正月より二月にかけ東風吹、海あれる、三月四月西風ふく、五月より八月迄東風あしく、九月より極月迄西風あしく。

○寒明より百日内の大風ヲトツリンボツと云大風あり。

○潮は風をあらそひて、風北なれども潮南よりする時は風勢弱るなり。

○南風ませ、辰巳風イナサ、東風コチ西は西風、北よりは北風、東北ならひの大なるものをべつとらう。

○ハゼ海老は岩にすむなり、シマ海老は沖にすむ。

○神樂新太郎新三郎これは夫婦長命なる人に給金やり。

△これを津波といふとぞ。聞につけ見るにつけたゞ、膽けしむねふたがりて物をだにいゝ得ず、鳥ちかうなりては波の怒もおだやかなれど、よのつねの海ならざれ

ば帆おろし櫓を押せどもたやすからず、辛ふして島の南邊に艦せんずるに、磯邊は海深くて波さかまき、寄せんとすれば引かへされ、かへさんとすれば打よせられせんすべなし。船子等はやく碇をとりて投げ、流れさらんやうにし網をもて磯邊におよぎつき、力をかぎり引ほどに、やがて此島の女子ども下ひもばかりせしが、幾たりもひれ来て船を引よせしかば、船子等わが背を背負ひ小高岩ほの上に置、荷ともをはこび直にもとの船にのりうつり、碇引あげつゝしほに引かれ遠くこぎかべれり。我輩主従三たり島磯邊に立て歸行船をながめ、何となく物かなしくなれり。かの俊寛がさすらいをもおもひはからるべし。されど罪なくて配所の月を見るに比ずれば、又こよなきよるこびなれば、かく(磯邊の圖入)あらんも本意なきにたり。又左衛門といへるものは、此島長にて和地の威福寺より消息せしかば、此家をたより長流寺といふに宿からんと、先其又左衛門が家を尋ぬ。抑此島周邊一里強大洋のたゞ中におし出て鳥もかよはぬ絶島なり。大磐石を根として大山を起す、これは燈明山といふ。(燈明山圖入)此他小さき山六七峰もあるべし。一足を置くべき平地なければ、谷のあわひより磯邊かけて人家所せくたてならべ、凡百軒もあ

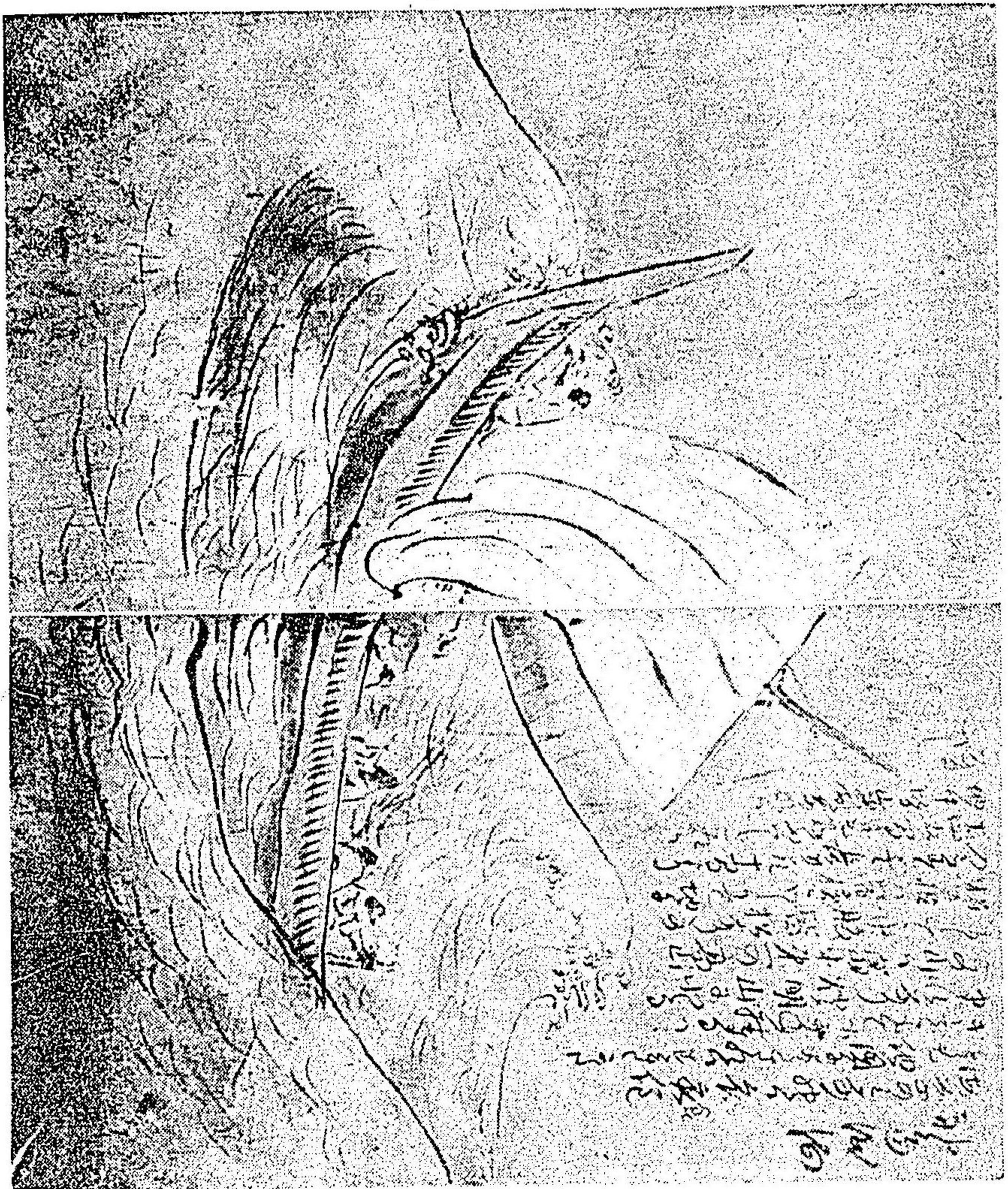
るべし。常風の憂あれば、皆瓦屋根にして、ひとつも草をもてせるなし。又左衛門は奥のかたに家居ありて、予が到りしにおどろきたる體なり。案内せるもの云、これは田原より御出ありし客人なり、和地村なる威福寺より長流寺にやどれとて消息ありと出せしかば、又左衛門もいとよるこびたる體にて、さればこゝろ安しまづこなたへ御通あれと、爐の邊にむかへとりて茶たばこ盆などいたす。このわたりの人々つどひ来て、予が此にいたりしをいとめづらかにおもひしにや、かの桃源に入りし漁夫もかくやと思ひ出しなり。やがておくのかたに疊敷きならべてまづこの方へいらせ玉へといふものは、この又左衛門が弟にて、又右衛門と聞へしものなり。この島にて三四郎又左衛門といへるは、網船の主にて元々といふものなり。先祖より遠沖に漁する事を禁じ、島の長としてたゞ島の獵の賣買をなし、尾勢志紀參に往來して諸物を交易せるのみなり。島人もこの二家を尊むこと實に君臣の如し。又右衛門もその長の弟なれば、漁はせでたゞ交商をのみむねとす。されど世の商人の奸黠にして(相崎圖入)いとこゝろあしきものにしあれど、このもの等はまめやかに素朴なれば、いにしへのみたからといふべし。予云この島人の漁は大

洋二三十里外にこぎ出で釣網する事なれば、かのいざりすなどいふ黒船は見かくる事あるや。皆云さに候、唐船のながれたゞよひて我が地に到しものは、近年長崎におくりし事あれど、その黒船といふものはいとまれなり。たゞ遠沖を通行するのみにしていかなるものに候や能しりたるものも候はず。これは鳥羽侯の嚴令なればまたむつかしといゞまぎらすなるべし。(海岸の圖入)酒と飯とを出す。酒は飲べしたゞ飯は砂石打まじりて精からず。肴はサハラのさしみアイナメといふ魚の煮たるもの鮑の酢につけしもの皆食ふべし。鈴木氏も余も船にゆられし故にやかしらおもく胸いたくたゞ酒のみかしらにのぼり眠りのみ増せしかば、枕引よせて臥す。田原は蚊多くして嚙をたれ猶ふせぎかたきを、この島は蚊と盜賊の愁なければこゝろよく寝入ぬ。(洞穴圖入)

十七日晴、目さむ。窓の外に雪躑の音す、いと珍らかなれば戸引あげて見れば島人ども海のさまを見に出しなり。この雪躑を用るはかきの穀多かる地なればなりと。磯に出るものはあしなかをはきて走る。女は皆わかほかにてふんどしばかりにこしをほひ、そのなりはひをなす。家にある時は半テンとかいふものゝ如

き、又襦半といふものに似たる衣にして、長はわづかに腰のわたりにいたる。伊勢の松阪にて産せる島木綿にて製し襟と袖口とにあさぎ木綿の布をつく。又さら紗がたある布をもつけり。予がやどる又左衛門の娘は十七八なるが襟にさら紗をつけ、(辨天山圖入)村落風俗圖人袖にはわかき木綿をつけたり。そが上にまえたれといふものをむすび、帯せるものを見ず。髪は老少をわかたず江戸にいふところの島田にて、髪にかざりを用ひず。こは皆あわび海草をとりて海に入たために、いとまなみかくはあるなるべし。凡此島人男は素朴にて偽なく、女はいとこゝろやさしく、江戸の女の賤しきが勢ひ猛なるにははるかにまして、なかゞめで度ぞ見えし。やがてたばこくゆらしつゝ、海の朝日の出るを見んと東の磯に立出づ。とく起きて磯草乾せる女に案内させて、しろき巖の家よりも大きやかなるが波打際に聳へ出たるによぢのぼりてながむる。はてしなき海原の天空につらなりて、横雲の赤く紫にたなびきたるさま、波のみどり深く黒みたる、西人の稱る大東洋にして、かの亞黒利加とかいへるわたりもこの海原よりつらなれりと思ふに、まことによの外の思ひを生じ、しばしながむる間、越戸小鹽津の山とも見ゆるかたに

丹塗りの盆にこがねの針うへたるやうに、ゆらくとさし登る旭の光は紺碧の波を射て書にも口にも及がたさありさまなり。手鈴木氏とたゞあきれにあきれて一言の腰おれたにいゝゑず。かゝるけしきを都人に見せたらんには、吉原の花もさかひてうの……も見どころなかるべしと云ふに、又左衛門が小もの朝かれいなりて呼び来る。こゝに見はれて久しからんには宿の便あしかりなんととも、西山長池圖入、戸島池圖入、神島船をあくる圖入に宿りに歸る。飯を進む。飯は焚おろせしものにていとあつし、されど石多くて齒にあたり喰ひにくし。菜は香のものばかり味よし。米あしければのどに通らず、茶をかけねむり呑む。又右衛門出できたり云。兄又左衛門は人別帳を調ひてあさまだきに鳥羽の役所に行たり、御客様の御機嫌よきよふにもてなし奉れとて出たり。けふは島山を御覽候へ御案内申さんといふ。やがて又飯を出す、これはまことの朝餉なり。平汁やきものなり皆魚肉にて汁はわかめを用ひたり。漸此飯のどに入、磁石遠目鏡などを携へ又右衛門が後につきて立出づ。こは辰の下る頃已に近し。濱邊に漁の船歸れりといふ行て見るに皆又右衛門が船なり。又右衛門が妻もむすめもむらがるあま



魚 漁 船 圖

の中にまじわりて網より魚を捕え出し、又網を乾し收めなどまめしくぞ。魚は鯛さばこち此外は見なれぬものばかりなり。(神島風俗圖入)この網は立網として長サ三十五尋巾三尺五寸、四人乗なる船に積て三里ばかり沖にこぎ出でよひのほどにかけおき翌朝まだきにこぎ行て捕るとぞ。また穉海草を採る、これは船にては長き竹に三叉の松の枝を結びつけたるものにてからめてあぐるなり。又海帶を取もかくの如し。又海士ありこの海島は漁夫の妻娘どものみこれをなりわひとし、おそろしきあら海の中にくり入て採る其わさ鵜と云とりの魚を攫する如し。おまつと云女は若かりし時は志州鳥羽に行て游妓たりしが、船頭某に妻とならんと約せしを此船頭難船して死たりしかば、又島にかえりて海士となり其わさにいと妙なり。ことし六十ばかりの老女なるが日ごとくに得る所の錢一年凡四十金ばかりとぞ。かくさはなるこがねなれ、米味噌などの用に使ひて其身はいとまづしく暮しけるなり。凡此島人たゞ魚海草のみなれば衣食住とも他國によらざればすきがたきをもて、小かね持るはまれなり。燈明山に登る。此山は島中第一の島山にして中腹皆松なり、此松の根は皆横にわしりて地に入らず、其長さ凡十間

より十四五間にも及ぶべし。之は地中巖なればなるべし。(昌村螺を捕る圖入)
 十八日天翳風なし。畠村を出て川にそひ小田と云所より船にのぼる。此地は戸
 田淡路守殿の支封にて陣屋は畠村の臺にあり。川は専福寺山より源をなし此に
 落入る川は、海の方廣がり潮汐のかよひによるし船は参尾に往來して六七百名
 ばかりと思はるゝもの十艘ばかりもありぬべし。此中たゞ一艘此地のものとする。
 儀左衛門五郎右衛門銀右衛門と云者なり、皆船は持ぬよし。やがて海のたゞなか
 に出づ。左右皆平砂なりことに中山の砂は三里小田の方も凡一里もありぬべし。
 (陳屋圖入)けふは天薄曇して一髪を動かす風だになし。海面鏡裏の如く誠に旅中
 の一幸なり。鮫ありて船を追ひ背をあらはし鳴く。予おそる船子云此さめはス
 サメとて身長凡七八尺もあるべし此邊尤多し、捕食ふに味ひなければ鮫も亦所を
 得てかの散襟の命なるべし。こゝをもて此船の通をよるこびかく追來るなり、秋
 の半になりぬれば鯨鱒を追ひて此海に入る、されどこのさめのごとく人になれず
 船を見ればふかく水底に入りて捕る事わたわす、されば此海の深きは幾尋あるを
 しらず、淺き處は水底澄徹して真砂もかぞふべし。揖取のいふ我殿は戸田淡路い

とゆたかにおわしませば、幾十年借用金とかいふものもなく、税斂もいと薄きをも
 て民も又ゆたかなり、近き頃此地に入らせ玉ひしに土民あらそひてむかへ奉り、此
 海のたゞ中に垣穂魚をあまた養ひ、網をもてこれを捕るに幾百千の數をしらざり
 ければ、君も亦珍らかなる事におほして。(文章爰に盡く)幡豆海岸圖入葉入)
 十九日天翳雨到。(記事なし)圖三入(横須賀渡華藏寺八面山人物驛頭長澤萩本宮山
 豊橋各圖入)

兇荒御取計之事

(三河 古橋源六郎氏藏)

一重郎兵衛着翌日左之通御書取を以て可被仰付候事。

但御書取にて無之候得ば、心得方區々に相成、後々間違も出來候事故、如此可然
 候。

眞木重郎兵衛

地方之儀は御勝手方の御根本に付、先達て兼心得候様被仰付候處、其後間も無江戸
 表詰被仰付、總て不案内には可有之候得共、此度の凶荒非常の事に付、改めて被仰付候

間、救助致方專に相勤可申候。

大島祐左衛門
金田文左衛門

此度凶荒救ひ方の義、真木重郎兵衛へ專掛り被仰付候、厚く申談し可爲勤候、乍去凶年の節は百姓共疲弊致候得ば、自然に耕作に怠り、後々難義可相成候、且又御役前も常さへ多事にて夫々勤方も差支可申に付、重郎兵衛下掛り夫々被仰付候に付、平生の通耕作不怠様、格別に骨折可相勤候。

御代官、手付、手代へも不洩様可被仰付申達候。

生田何右衛門
松岡 蔭

此度重郎兵衛救荒之儀改て被仰付候、兩人共同人に申談可相勤候、何右衛門義は御勝手御操回しの事專一に可相勤、蔭儀は救ひ方取調可申候。

長尾 助 六

御賄方繁勤には可有之候得共、救荒之義も重郎兵衛、何右衛門より可申付事も可有

之候。

同斷之義申達。

政 藏

村上 定 平

吉住 衛門 七

此度重郎兵衛村救ひ方被仰付候得ば、何事も申聞可爲勤候。

中村 元 喜

鈴木 春 山

此度凶荒之義に付て真木十郎兵衛專に掛り被仰付、

凶年には必病人多有之者

候間、右救ひ方厚申談、折々廻村致、手當方致候様被仰付候、尤重郎兵衛掛に候得ば、萬事差圖を受可申候。

一重郎兵衛へ申達。

覺

一飢民救のため廻村致候節は、救荒掛り專役の者一人召連可申候。

一耕作相勤め候ため廻村致候節は、奉行或代官之内一人召連可申候。
 一凶荒救ひのため内寄評議申談等の節は、奉行代官救ひ方假役の者一同會合可有之候て一決の上事を可行候、若飢餓離散病人等の急事は一同の評議不可待候事。
 一舊弊を改め、世の義に掛り候事、或は耕作勸候事、すべて地方大體に拘り平生に因り候事は、奉行代官等談合可有之、假役の者一切無用の事。
 各之通急事小事は格別、御大體御永久に拘り候義、拙者共被申聞、上御承知の上。
 思召通遵行可有之候已上。

月 日

一掛り一同へ被仰出

覺

一凶荒之義は御一家の御安危に相掛り候へば、平生に馴れ猶豫致、一人にても餓死離散に爲及候ては一同の越度無此上事。
 一かゝる御大事被仰付候時、不調法不行届等を以て謙讓に紛らし御辭退致候者は、不忠不義の者と被思召候事。

一不快故障を以て、引籠等致候者、嚴敷眞偽御糺有之事。
 一一同申談之時所存一杯に可申聞候、或は遠慮致或は私存を申張、終不熟に及び、又は其場に於て、一言不申聞蔭にて彼是申候者は、皆上の御大事を不存、自分勝手致候者に候得ば、すべて相談不和之場に候間、右様の形代も無之様可被心得候、若蔭事にても御政事の相障り候歟、又は一同の所存に振れ候も、則一和不致に付、平生と違ひ嚴敷被仰付事も可有之、兼て心得罷在べく候事。
 一何事も前後始末を相考置、手廻しに遂相談事を可計、たとへ善きはからひなりとも、區々に不相成様に可心得事。
 一下々掛り役之義は、一同申談之上無遠慮可申付候。
 一此度之凶荒之義、後來の手本に付、取計候事共すべて不洩様に記置帳面に仕立可申候。
 右之通は總て重郎兵衛差圖を以て取計可申候已上。

月 日

村々庄屋共

奉行

一此度凶年御救ひのため、眞木重郎兵衛殿改て惣掛り被仰付候間、可得其意候、依之御書附一通御渡有之一覽之上夫々無滞廻達可有之者也。
村々之者へ御申被通可給候

眞木十郎兵衛

此度凶年のみならず、すべて奉行御代官、其下々御役は先達被仰出候通、其方共の兄にて候間、誠の兄と相心得、いかやう難治申がたき義とても無遠慮可申聞候筈に候、已に此度下々難治之義に就ては、奉行始晝夜痛心致、種々下々のために申達有之義、下々は一向存申間敷候、依之此度拙者惣掛被仰付候程之義、下たるもの奉行代官之難有義、深相察何事もおろそかに存申間敷候。
一御家中不穩に付、若私語を以て情合相話、出頭人を伏させん御存念有之時は、従來上役の者下に動かされ候よりのセツナキ場合より思ひ付候私忿なれば、矢張下に動き候處甚敷相成、大道有之所をわざ／＼私道に入候様御心得可有之事。

一足下常に私心ありて難去よし被申、我よりこれを見れば、清水は一介の塵にても目立候もの、如く、彌以足下を信じ申候。

足下言葉常に心底を不盡、何事も上官に向申達せず、獨濟しの事多し、實あるもの、可勤所に御座候、依て上官に向て巨細に申達事を専らにすると被疑候所を心得可申候。○又萬一被疑候事も、少しも愠怒有之間敷候。

一下より言ふ事は、いづれも偏り申間敷、中立して善言を集め、事を行ふべし
一村奉行と假役と合掌して事行はさせ候は、始村奉行手柄二三條實事を聞取、格別に稱譽踴躍いたさせ候處より假役を申付ずば、差當此凶年にまざれ、下々も耕作をおこたり可申間、平年よりも催促世話不致候ては成まじく、さすれば救ひの所疎に成、又救ひに骨折可申候、耕作平生の事に疎く成可申候、平生の事はとても素人に參る事ではなく候、せめて救ひの手傳でも可爲致と申所より納得させ、假役をいた／＼と申付、假役のもの虚ぼめに奉行が骨折候事を難有思へ／＼と申ふらし、無二無三に救ひ可申候。

○又村奉行と張合に可勤歟、○又村奉行を御客様に据置假役を遣ふか、

右は上駟にして慢政下強くして放まゝなる國の取計ひ也。

一貧民戸數下手なる改方わらば、庄屋宅へ役人差遣し、右調帳名前喰續日數實無相違や、萬一これに偽わらば、其方共上の御慈悲を無に致といふものにて、無上大罰可被仰付能々吟味可有之、又大凡も可爲分間、物持共もこれへ呼出し、大概の目算可承と申、物持組頭等すべて一同打合、手帳に留め、猶心附可申むね申渡、くれぐれも御慈悲中に戒めを交へ諭可申事。

右再改之事、二ひれも三ひれも東西に差出改むる事也、村々追々に尋候得ば、其趣傳承り獨偽りを申もの也。

一申方に疑ひを先に立候と大毒に候間、實道第一に可心得事也。

一改之時孝子忠心ものを第一に相改、終りに眞偽可改事也、又奇特者も可尋事。

一野田村より麥貳百俵、稗參百俵願出候内、存不相分と申義は理解にて、其まゝに相成候得ば、必庄屋之不心得と相見え候、それを又相糺しも不致御用部屋へ申出候代官奉行の心付、兩様とも後々心得のためしかと内察可致事。

一奇特者賞譽可致候事。

其村へ立札

御城下へ立札、これは橋詰捨札差置候場所と違ひ候事、或は惣門入口の町か、

一是迄不取計

金貳百兩村調達候口へ下げ候事、

米稗利息之有無なしに被下候事、又或は安拂か繩ワラジ等にても取かへ可差出處、無左被下候は、全後々の取計にこまり候事、たとえは始はからき程宜也。金五郎と申貧孝のものへ被下有之に付、一領中にかやうなるものあらば可遣とて前廣に四十俵程被下候事、愈御渡しに相成候時、孝子あらば差當り取計急を救ひ、早々其旨申出候様と也とも、可被仰答、左様なればせめてもの事なりしに、

御仲間に四拾人御抱の事不宜、如何となれば、此は仲間に、出候貧民計は御米被下候上、給金を取候て、此凶荒の中幾千人の中四十人カホウ致均一に不參事。村奉行代官八分申上候處、追々減過半人數計り、少く相成候目算、それをそのまゝ、聞捨に致置候事可笑の至也。

一 救荒の事は親子相親しむが唯眞實一片にて事足候、子を育候に我ま、計をいたさせ、又甘きものを喰せ等致候得は、ワンバクに相成候上、蟲出病も生し申候。

又子の不快の時可愛かると申うまきもの計喰せ、薬も服させず候時は、病愈あしく成申候、苦き薬も可愛ひため、又針をうちくだしをかけ、苦しめ候も可愛ため、又すべての事にひどく取扱候も、後々親の手元も能なり候得ば、親のものは子のものに候間、儉約致費を省き候も、皆子のため也。

凶荒の時唯々無性に施し、あと先不見に取計ひ候も、仁は仁に候得共、全仁には無之、又術の心を加へ候ば、本心が無實に成候間、此眞實の細かに亨り候様御考、兎に角あまり費のなき方宜しかるべく候。

一 安賣か、かし米か、藁繩ワラジにて取かへ候歟。

一 病者、かたわ、極老は被下切。

一 御着早々會計にもいくら不足と申所、可被仰越候、愈大變に候は、尾州紀州貸付借可申候、その時は殿様御直書も被進候方か、可相成は源十郎にてすまし申度候。

一 此度は願書にわらび葛等山海のものにてし、のぎ候旨認加へ候間、これは被仰付

候方歟

一 此度大阪御はづれに候へば、御番所無覺束候、承り候處大變なる御方多く候よし、依て御番所の爲には、大凶荒の様に外目にて見え候方、御番所のふせぎに相成候。

一 殿様は勤ふり宜敷候得ば、御番所も當不申候。

一 先年早御参府にて御番所來り申候。

一 今年の御番所は大そうなる御物入と可被思召候。

一 御大禮諸色高直兩様也。

一 御加番は多分六ヶ敷かるべく候間、其積に當暮の御考第一の事。

一 救荒もの入此後何年大穴があき候や御考の事、又は不埋ら候也。

一 奇特もの被下之考。

一 武備は忘れ無之事。

一 御人數出候時こし辨當御わすれなき様に、兵糧さしかへなく取まわし、世話とゞき候様に、常々をしへ候事、其節呑湯手當の工夫第一也。

一 ドブの水など呑候得ば、後にて病人出來候事。

- 一 足輕不足に付、村兵増人御心かけ常々目を付還候事。
- 一 テツホー調練第一之事
- 一 味方同志一和第一之事

○

- 一 村方廻り之事
- 一 種下しの時節
- 一 耕作之時節
- 一 苗代之時節
- 一 こやしの時節
- 一 田草取の時節
- 一 刈時の時節

右之時節真中に回村致し、もし時におくれの者あらば其處へ床儿をおろしこしを掛け、庄屋組頭を呼び其おくれ候次第を尋ね催促可申候事。

麥作も同様の事

畑作も同様の事

序に吟味すべし

- 一 骨折候庄屋稱譽之事
- 一 朝寢無用の事
- 一 嫁娶を勧め候事
- 一 救荒御祈禱にはいのるばかりにて酒肴は不用事
- 一 病院春山へ相談の事
- 一 厄病神送候時は、明松數百本、太鼓、かね、酒迄もゆるしさわがせ候事。
- 一 御家中も其趣に致したし。
- 一 喜太夫は、足下の心にこれは物産になるべきと思ふもの一二種にて骨折らせ俗事、願ホウタイはあしく候若し願などあらば登不承知のむね被仰候事。
- 一 喜太夫へ救荒のもの工夫こしらへさせ候事。
- 一 喜太夫立功はなく、費計として、登腹を立候旨被仰可被下候。
- 一 救荒の跡のしまり御工夫之事。

一先は領内貳千兩引當米藏に御家中扶持米手を付ざる御考、その代は葛わらびこにて御くり廻しの事。

一あらめ、ひじき被仰付候事。

一からすりの根も喰料になり候事。

一死牛馬捨候事、海へ捨候様被仰付候は、死獸類には魚の付候事。

一小南百三十兩御家中借

五十五兩之事

右二月二十日迄御下し可被下候

一家中願

又二郎殿存念通一二條聞すまし、疎は大づかみに引受の處を以て、一向に不構方御手ごろの上策なるべし。

一荒凶にては領中引直し様第一の事

一入箇帳之事

一潰家届の事

一組分御札之事

一種標の事

助郷免除歎願書

私領内へ此度白須賀二川兩宿代助郷可被仰付哉に付、先達而内願書差上候處、内意の事には候得共被御聞置筋に付、以御書取右書面御差戻に相成、誠に恐入奉存候。乍去海岸備の義元文四末年已來數度被仰出有之候間、代々手向仕來候處、近來追々嚴重被仰出候趣、猶又防禦永續之爲專之者仕置候。前以被仰出有之候オロシヤ、イキリス之義北之方松前南之方長崎に於而及狼籍候旨、即私領分東海者際限も無之大洋にて、賊船南北往來の船路に可有御座候。殊に通信不仕國に候而も、不遠形を窺海の深淺を相測、或薪水を缺候節は竊に上陸致、又は内洋へも船入致候由傳承候。然時は領分の義西境伊良湖に接候得ば、掛宜敷處も有之、上陸採薪も難計、又内海之義は豊川矢矧等大河を始め、深山より流出る川に有之、或は汲水の爲入船可仕義も可有之哉、殊に海幅五六里、或は七八里に及候得ば、難防留場所に而御座候。依之裏

海付村々も表海岸同様の義防禦被仰出有之通、異船乗寄候は、其處に有合候人夫を以て、不及有無一圖に打拂防留、城中より人數差出候迄、村々申合相守候様申付候。尤山付村々逆も領分地に有之候得ば、海岸同様の義に付、鐵砲所持の者は申に及ばず、有合候鋤鋤にて携へ出合、兼々申付候場所相固め、其上、城中より人數差出候節、人馬を以備方諸武器兵糧諸件之物運送申付、時宜に依り松平伊豆守へも加勢の義寛政度願ひ置候得ば、強壯之士卒に相加へ候義も可有之候。然上私城地而已海中に押出、三河一國の眼目と相成候義に候得ば、當惑至極仕候。赤阪御役所始隣領夫々注進申遣候、人馬等も皆岡郷の者申付手筈致置候。若し助郷被仰付候節は、非常の節の手當申付方如何可仕哉甚當惑之事に御座候。寛文四年當城地拜領已來助郷被仰付義無之、村民事馴不申上に、猶又海岸防禦永續之義申付候事に御座候得ば、誠難澁至極可仕候。前顯之有事候節行届不申候義に有之候ては、誠に此上なき落度と相成甚以痛心無限義に御座候。前件之趣御憐察被成下置、格別の以御慈仁内願の通御評議の上、助郷御宥免被下候は、重疊難有仕合奉存候。恐入候得共不得止再應歎願仕候。宜御評議被成下度奉願候已上。

九月

助郷一件に付同僚に寄せし書

(三河 伊藤武平氏藏)

一筆致啓上候、私共此度助郷可被仰付哉に付、御老中様方へ御内願書申合取計候義一體拜觀之上、萬事取調可申候處、去八日中川忠五郎様へ相窺候得者、最早延遲致多分間に合候も無覺束旨被仰聞候に付、九日朝兼而取調置相窺可申書面直に差上、御削正相受、其上御領内繪圖面并に海上見渡場所三州地勢迄悉取調差上候義、誠以恐入候次第に御坐候。上御思召も恐懼仕候、依之此段宜敷被仰上、多罪之罰奉待上候間、御兩所様いか様にも御取計可被下候。恐惶謹言。

八日十一日

渡邊登定(花押)

佐藤半助信尙(花押)

鈴木彌太夫様

川澄又次郎様

右之段唯今迄例相分かぬ候間、何事も御指圖次第差控相窺候心得候、宜敷奉願、此段

は御一列御連名も如何と存差控候間、宜敷奉願候。

暴風高浪被害届書案

私領分三州田原當八月五日大風高浪に而領分東之方損傷罷成同月十四日大風潮を吹西之方破損潮痛甚敷候處又候當九月十一日巳刻頃より東南風吹起追々烈敷相成尤、、、、、風は去月十四日に比候得ば格別にも無之候得共如何之事にや南海荒立打寄候高波は、、、、、是迄不覺程の義に御坐候依之海岸流出候川筋海水奔入仕川付村々汐冠罷成候入江付之村々も其餘波高打冠申候前書之通此度之大風立木吹折候程之事には無之候得共兩度大荒後にて城内家中在所人家未修復行届不申處に御坐候得ば破損尤甚敷田方、、、、、又候傷強罷成、、、、、逆も先達の荒、、、、、少々見直候場所も又候傷強罷成畑方は、、、、、大豆大根蕎麥等尤損傷甚敷御座候由、、、、、此上收納莫大之損毛にも相成可申候日々痛心仕候猶巨細之義は取調之上追々可申候得共先此段御届申上候已上。

巢鴨公に贈りし書簡

不存寄ウエーン頂戴難有奉存候。此は葡萄酒と奉存候。乍恐少々水を割り候品か或は如此薄酒歟辨じかね候得共、未これよりは少々濃品有苦味も甚敷候。私は至つて好にて此儘頂戴仕候は不得手にて、之へ砂糖を少し攪勻致し滾湯を以て適意に宜程注入仕候得ば第一に葡萄の味香氣發揚尤妙に御座候。洋人も藥養等にも如此候よし、崎人などは右に馴れ上戸は此儘四五陶も倒し飲宴常に御座候よし、コレ全く呑なれ酔を取るの急なる故と被存候。トニカク私用ゆることは長夏午眠の初寒燈讀書の倦、大に共に補益を覺え氣血順環仕誠に難有奉存候。大低小盞二椀にては酒暈面に上り申候。一椀にて適宜に御座候、奉謝候。此節事物酌編ンムメルリセランド御日課のよし誠に御英邁奉感伏候。私考左に申上候。

○事物酌編は御一生の御業なり、事博く勞多くして全體貫通の照應精○無之、譬へば老吏の名を取て獄を斷じ候如く、其斷ずるものは其庭に無之して却て薄○查照に有之如に御座候。陳子龍の格物鏡原方以智の通雅、大○天の中記事物類聚淵逐

韵府の類函は皆他の著作の餘波積て不知々々此大編を爲し、もの也。殊に韵府類函は皆一時儒臣の命に成りしもの唯其勞のみに御座候。コレを以て事物韵編は御日課と申には無之して、一日も御記録候には無之、摘出して人に命じ候ても可然歟、唯リセラントソムメルは著者の微意一章一句通編に相係り、内にもリセラントは人身窮理歟、小なるもの故粹精立微猶更と存候。ソナムルは大なるもの故コレに比すれば粗大なれども我國人實徴〇〇其間學語も古語も可有之故、すべて譯書は義理を以て迎へ解せざれば通明仕りがたく、され共一章々々に前後を顧み一語轉倒の間照應多く、一書釋成の後又通編を再應改正不仕ば、始の苦澁は却て容易にして、容易なるは却つて苦澁、必ず顛錯可仕候。依之一章々々にあら、釋し早く一編を了り再應の研磨に精力可致候事歟。然ば其間不知々々事物韵編は出來可申候。

一 人生大抵百年に致候處、三萬六千日に生れ出十五年を去り、又七十を大老保養のみと致せば、五十年なるを、日數一萬八千日、一日一枚を書し百枚一冊と致し候得ば百八十冊と相成り、五十枚一冊と致せば三百六十冊、誠に僅に御座候。古今の著

書の大を考ふれば先史漢百三十卷皆一人の手に相成候。溫史二百九十卷、史緯三百三十卷、通典二百卷、文獻通考三百四十八卷、石倉歷代詩五百六卷、明文海四百八十二卷、石倉以上は皆著述以下は皆撰集也。撰集は集め易けれども其博からざるに苦しむ。同撰類には大平御覽一千卷、冊府元龜同斷尤大なるは永樂大典二萬八百七卷、同六斗も六十卷、これは據り申には不足候得共一人の力二三百を限り申し日本の大なるは白石一人にて三百部、私朋友故に不足ものなれども精力にすぐれたる南畝抄録文集總て四百卷も有之、其間人の求めに應じなど應接繁多なる中にて如此、又馬琴の鄙業にても一部五冊位の著三百二三十卷に及候。是又抄録もの凡百五六十卷も有之、皆一日五六枚の録に無之ては不能候。大抵其人を見るに天野定景鹽じり珍本二三百卷も有之、近來本居の類儒家東涯貝原の類精力古人に不少こ、を以てとくと御考御後來は定めて御春秋に御ほこり被遊問敷候。

一 私音韵甚だ關く急に御答出來不申候〇ムン……ムは唇ンは鼻舌何様ンは去聲にも候哉、ムは入聲なれば申さば沃を沃とも音出し候。此譯はヨム宋氏はソムなれば宋木爾にて可然歟、ソク音のソウと相成候もの皆ソムにて可有之歟、リュソソ

如此なれば宋は當り不申イッレニモソクと申に無之ては恰當に無之束促
いづれ又考差上可申候。
一定平事申さは

閣下はマンフルシテランのフロヘツソレンとやらにて定平はフチデンテン
フロヘツソレンの如きものか何れにもソルダートに終りては遺憾高氏の學伍
長の眼、隊將は未なるべし、御厚恩所願候。

一 信州蕎麥未試定めて不味恐入候。老母誠以て難有其喜幽谷の春風に度り候
如くに御座候。 恩謝無量謹惶謹言
御使を待せ恐入候即刻

岡見某に贈りし書簡

一、十七十八兩日の内武田郡兵衛様御宅へ輿地圖持參可仕旨奉畏然に何分兩日と
も差支其餘は十九、廿一、廿六日の外差支無之候間御都合次第上堂可仕候。若し愈
々日限被仰下候は、武田様御宿所委敷被仰下候様奉願候。且又私事先日御酒筵

にて酔に乘じ地理御話仕候處フト被思召處より御話に上り上堂可仕との御事實
は甚赤面の次第にて外國の書は一向に讀了仕かね候故友人などに年來承少々國
名を覚え候ばかりにて、それさへむつかしき名故覺かね候位の事、さりとは如何の
輕諾仕候やと今更に後悔仕候。且又依之正に相成候は、尊公様武田様御兩所の
み御話仕度候。外御方は總て御斷可願、ホンの一遊戯の虚言と思召可被下候。一
體わざ／＼御話に罷越し候に無之、唯風流書畫の序と被思召度夕八時頃より催仕
度候。 萬後便可申上候草々拜復

四月望後一日

登

岡見先生侍史

某氏に與へし書簡

其 一

兩度の御手簡拜見候、同僚不和の事もやとの御案事にて細々仰越の義、御懇切の段
奉謝候。 必々御案事被下間敷候。

半助どの不一通御痛心誠に多事相起りて御迷惑察入候處僚衆餘り等閑の事故不圖憤激致し筆にまかせ申上候也。跡にて考候得ば誠に以後悔仕候。御兩人共異議有之には無之候へ共一體此風俗にては甚以不宜候間半助どのまで申上候にて御座候御聞捨可被下候。

一、先般は偶川留にて延着致御返事三通に及候。諸士賜祿新法御勘定御調扱々御苦勞千々萬々深奉謝候。早々又二殿へも見せ申候。扱此方にては私賜祿説三十枚計認め未だ淨書出来不申候得共又二殿算法相加へ宜しく出来申候。尊兄御調と少々事變り候處も有之候。此度右新法被仰出候處段々同勤どもと熟談に及候處いづれこれは今年は不宜來年よりか昨來年より相始可然との事私は永世の事と存候故尤可然義と同心致此度は先此已前の御弛の處に決着と爲成申候。依て折角の御取調には御座候得共此方見合可仕候のみに御座候。左様御承知可被下候。此段半助殿へも可申上候處書翰八重に相成候事故宜御傳閱奉願候。

一、十七日御便御返事、

見積御取調は元々共も御相談にて何でもこれにては押切可申と申候積にて御座

候。己れ故に致せ人に致させ候とも豫謀候處の積にての積と申はすべて取極のなき處にて御座候。

敵情を帷幕の中にて察候事にて意料にて御座候。御計會條目此間申上候通にて外に出候事有之や有らば御足可致下候。右の中御臨時これは平年の御臨時にて候。十年已來か五年以來かの臨時平均にて去年御臨時の中にては琉球人御留守居など先は平常の臨時にて候得共それもかやうに打續琉球御留守居など御座候は至て稀なる事故御省さにては可然か非常なる事は手送り或は積金餘金補ひあるべき筈にて御座候。これは御相談ならでは申上かね候。先あらましあるべき臨時のみにて宜敷御座候。借財はこれは至て知れ易きものにて取あつかひ候人の腹次第故御勝手方御相談可被下併し御極付不申候は源十郎は大凡の相談候ても腹のきまり付可申候。一體きまらぬ處へきまり附候はたとえば一年の雨を積候と同じ事にて候。古人も申候通雨は一ヶ月五度風は十度と申候得共多くは其通増減有之候ても此上下に出可申候。先今年は三年もたゞき付候方も打まじり又補ひ來しも打まじり候間其腹にてあらましを御立可有之候。すへて御

積は人にさせ候ても自ら致候様にて積立不申候ては積立出来不申候。何を申も山海相隔筆紙に盡しがたく候。

其二

養才の御政事と申もの地を拂ひ無之、又十ヶ年の久しき後必ず政を繼ぐもの出べからざるやに奉存候。然ば一旦材用の道は開くとも永保すべからず、一體養才教化の事は迄の通りにては是以不宣、必竟有ども無きが如く候間執政方も疣贅の如く容易に御廢政被成候。實其功顯然と一日も無てかなはぬ様に其驗有之時ヶ様の事は無之候。

一、御勝手の外御改政の方は俄に大變無之方宜ソロソロと御下手可致候。地方の事細大熟知の御方先五年も此地に御居つゞけ御改政可成方と奉存候。新令は古役を黜ヶ新役を擧げざれば行はれ不申候得共誠に大事なるものにて上事を承り候もの卓識洞見無之ては何とも申がたく、右卓識洞見は久敷此地にありて自ら會得せんは大才人と雖も思束なく候。

一、此地人氣誠にアキレ果候得共能々考へ候得ば此風を爲すもの僅二三人に不過

懼るゝに不足候。不宣もの三分宜者三分中立もの四分と存候。然し不宣もの勢を爲し候は何方も同じ事にて耻を不知虚言勝手に申ふらし、宜もの其所爲ウルサキ故閉口仕るにて候。

其三

□□感涙に不堪奉拜上候。私共小供の内たとえ在所たりとも山海相隔たり候場所へ年期かぎりもなく遣はされ候事、必らず其別かれに臨み落涙可致候。ウソにも涙の出るものに無之、其實を考へ候得ば誠に以て何とも申上様無之、右は公儀の御大法にふれぬ様、何のかのとの外の國に無き心配筆費終には金費之より事のふえ候義第一マゴソとして能き工夫も付不申、是れ誰が罪か、前役の大罪前後の大罪は其心の罪か、其氣の罪なりと申時に心の罪なくば金でも持つて引込可申處、左様には無之、然れば其氣概の薄きより如此相成候也。其氣概の薄き事は各方私共氣概厚きとは申がたく、常に因循拘且アチラへベツタリコチラへベツタリクチと氣モミ申候。前役の時の如き事あらば矢張右の通なるべし。先此度の義も私取計ひ丈は仕上被成候は、可被成候。御止め被成候は、御止可被成候。どうで

も被成能き様に致差上候間大本御勝手御元と御暮方御借財の病を視能き處御心付それより萬事に御施し可有之方智の二字入用の場に御座候。男子は大歩し剛傑は獨歩し一世の大道ヅカリと御經歷可被成候頓首

九月二十六日

其 四

一、不料蒙下問恐入候。扱此度被仰出誠御嚴重にて御痛心の程深奉拜察候。私事戶外の義は一切不別候得ば唯噂計にて委細不存、雪氏寓居の所同人も咄度様子ナントモ他にマギラシ開口候様に致かけ候。此度得尊書一昨日御帳面類御家中願書松岡氏執筆ノヨシ了簡拜見候處、不相變恐入候事ドモの内義行否の御勘辨も無之唯出入計會を專と被成御内證は算用宜敷候得共外面は難澁可仕候。右行否を御覽不被成、誠に昨冬被仰付候事御一刻とも可申乍恐奉存候。左程の御事各様方御行被成候。御性來決して無之、然は文面通計に無之、御内輪向格別の御優裕有之歟、又は格外の能御趣向之被在候事と奉恐察候。然は子貧しとも親富憂ふるに不足義、推考の沙汰には御座候得共誠以恐悅至極奉存候。且御内輪御有餘有之、其上妙

々なる御繰合出來候得ば第一在上の御方安く御座候。各様方御安心に候得ば下へは自ら澤下り申ものにて候。ソレモ聚斂刻薄より來候得ば可懼に至候得共、各様方決して此義無之義奉恐察、然則此度の御義可然御事と奉雀躍候。一、愈々人の説を師とし果を行はんと思召候は、決して二半の事無之様奉存候。伊東金子真木すべて御決議の通御行奉存候。唯訓練は御伺濟に付、サツバリ止候は、響出來可申候。十年の間二度計も有之候は、いかゞ義歟、去年助郷被仰付候由訓練誠贅疣相成候。

一、右決行に當り恐くは御力堪がたかるべく奉存候譯は上は上々様方より下御家中に至るまで兩手取りたる如なれば責るもの内にあり、憑む所外にあれば孤立の形相見候。孤立頼む處なく五年十年の久しき必忍がたかるべし。依之何卒御内の養滋御工夫奉存候。御力と申は如何様無理なる事被仰付候とも屹度可被行、御見當掌中の物の如く御發明有之事に候。たとへば卵と劔と手玉に取り候様申付候とも百人が百人ながら出來可申筈無之處、大神樂師は容易なることにて候。唯已に明得すると不爲との間天壤のたかひをいたし候にて、卵と劔と出來不申候は

鞠にても手玉は手玉に付能分をはかり力を養ふべし。御力飛はなれたる事出来不申候は、手品の如く種々有之も其職丈は勤まり可申候。依之考に各様方は手元に御會計の外の有餘御貯不得止場を御取計ひ被成候様奉存候。左無くては或は危懼怯弱の心を生じ慢弛不可返様に相成可申候。又は迫塞の餘り自強致成候様相成同じく刻薄の政と不知々々相變可申候。左様相成候時人心相背均一を失ひ可申候。

一、均一の本は君上の思召第一かく迄嚴敷御政令有之柄には人の目を拭ひ奉感謝候其上各様方と深く御和睦被遊一々下の苦樂御熟知被遊候様猶各様よりも被仰上御賢慮御窺可被成候。兎角諸候様方御大義の事は耳も塞ぎ御目を閉させられ、夫々可取計など、御大義事計御委任被遊候。御勝手の時は後前も御覽なく道理を付御口實有之、ヨク執政の中へ口元暗きものは目まぐるしく相成終クテ」と相成何事も行はれ不申候。依之君上第一に其思召にて爲入御吞込能被仰上候様に奉存候。

客坐掌記中より



巖山筆

鈴木春山に與へし書簡

其一

足下が齡は僕が弟、足下の學は僕の兄也。兄の言可從は勿論に候得共、政は内和外順ならざれば一日も不行理にて、内官のもの調和を欲すれば外官のもの不順、加之僕等格君の徳無之、此拙法すら内實は不熟候。格君之徳有之候は、下は破竹の如くに候得共、實に僕の心苦しき事は御察可被下候。抑天下の大政凌夷致し、實を以て名を追はんとすれば漸衰の事に及び、名を以て實に處すれば不慮の災を招き、僕等が任職八面敵を受け來て、實に孤立致し難きまで首を貼地、手足縮藏致し、世波に漂流纒に身命を免るゝを謀るより外無し。勢ひかくの通候得ば、これ迄執政の意弱則久存、強則速敗するは免がれざる所、小國の勢を審に候哉。

其二

前略、切に御教示被下候内、管氏衣食足而民知榮辱と申事、今時の弊反之可恐義に御座候。被仰下候通已來は養材拓賢ならでは復國に及び不申、倍僕不圖蒙元位日夜

戦々罷在候御察可被下候。一體僕事性來疎懶の上、幼少より晝に志すに死を以てし、他事不顧處、父の大病に逢ひ、又君の大義に逢ひ、因循逶迤及今日候、其實は抱二心候にて罪莫大焉候。今天下晝の眞面目を得るもの絶て無之、我朝自在昔晝道の正を見候もの無之、我今死候時此道雲霧に陥り候、これは僕が眞色に候。唯一人僕を憐み候もの無之、君臣父子の難に遭ひ、萌蘗を摘し、終に庭隅一曲の稿木と爲り候義、憂苦に不堪候。僕は後苑の幽花、固棟梁の材に無之、家庭芝蘭を生ずる誰かこれを不憐也、唯之を知るもの足下一人も、臨紙歎訴如此。

其三

拜讀、救荒一條の義は、連名御直書共相達候。扱々不一通御苦勞且御手際且御心慮之段一々奉感伏候。

一、第一被仰下候違作取入高相改、食物取續のため當秋成迄は麥相預り置、家々儉食の御世話被成候策、委細に承知致、則半助へも申談候處、至極可宜存候。されども地主共士分寺社農工にも有之、各艱色を生じ可申候間、第一に奉行より不承知可申哉に承知致候。さすれば策は善なれども、下手六ヶ敷可有之、同勤共前にては其六ヶ

敷事にはかまひ不申候得共、第一差當り申付候辯舌に當惑致、此地方より一々差圖届申間敷候。されども人民の急に當りては黙止かたく候間、此度かくも致候は、可然と申遣し候間、其思召先重兵衛へ御相談可有之候。

一、さすれば策は善にて言を達し候に、艱なる處有之候間、全謀とは申がたく候。たとへば胃疾の良薬は相當り候得共、飲喉に病あり服薬ヲサマリかたき症なれば、先飲喉の療用を考へ候を良醫と申すべく候。

一、依之無理にも飲喉通り候處あらば、嚴敷左右を不顧御責可被成候。若無理にも服薬通り不申候は、其薬に内に喉さわり候薬劑を減じ候か、又は喉疾の療治ありたく候。

一、此薬劑を減じ候は、小前艱澁の者計りの穀高を相改預り候手段、又小前の内取高にて八九月迄も喰續かね候ものは、地主へ相對に致、八九月迄に食の補足丈を借、其穀數に充し出させ可申候。もし相對出來難き節は、其地主名前を以て願出可申候。

依之此法を行ふ時前廣に其旨を申渡置此下手あるべく候。
飲喉の病を療治するは此度上御領中御世話の義

公儀へ被仰立此處口傳口付其形アラ候儀有之候間、其必ず目立候御取計無之ては相成不申候旨に付、此義黙認致候事は相成不申旨、本道を以て同勤共より申渡候様御勸め可被成候事。

右いづれにても、とくと御勘辨致候はいくらも可有之に付、イチコク上に一偏に相成候ては心慮も無益に相成可惜事に候。時と人とを御勘辨子供をアツカフ様に御工夫第一に存候。尤も右の趣は同勤共申遣し候間、重兵衛など殊に寄り口外可致かも不相分候、能々御用可被成候。

一、右の外一々御受は不致いづれも忝く承知致候。

一、御約束の品々いづれも重兵衛へ相渡申、次便御勘定可致候。スホイト押付出来申候頓首。

五月朔日

春山様

登

早魁の御心組もありたく、先日同勤共へも申遣置候。

村上定平に送りし書簡

定平君

此度御男子様御出生奉拜賀候御兩親様御くつたくなく御悦之由御安心相成候足下有志一兩人の累益多不可願、此度の舉に不感人無之餘は不知、僕潛伏之身分と雖事通り候事あれば無相違委曲事を謀り候心得也、眞君足下の狀持參拜見候處あまりに感じ

落涙相與に仕候一々再應くりかへし歎息餘有之唯々志士哉々々申合候。

一、扨城の神器開國已來創始萬年の基を組立候事なれば蒼頡の文字を製してより今日之急務神鬼必哭し萬神必加護あるべし、然れば一時萬年の基本一刻寸時も其機會也殊によれば

上覽もあるべし御出精所祈候

一、依之もし金子也とも入用あらば兎に角御相談仕度候且つ又僕が寸志也

一、諸家は定て君家の命なるべし依て御都合宜しき筋にも御成候は、一先太夫へ氣能我まゝを願出其上御直にも可申上候嫌忌を憚る時にあらず尤我まゝを致

候方宜敷眞君今日外より承り得て立歸被仰付候よしこれは萬事都合宜敷候されども眞君を頼程能事を謀んとするは一己の私に落可申候其上眞君も又こまり候事あるべしこれは古くより僕が馴れたること故申候眞木と別間にて咄なぞ致さずちかあふり我儘を可申候少々眞木こまり諫をする位がよし若し其道不通ば鐵をかつぎ可申候二つ一つの我儘宜敷存候後年含蓄されても足下の生質にてはこまり候事決て無し僕が傍見には此度其術を盡したからはブク後にあり海内一たること相違なく候春山の友安原の藏又と無之機會海内不多足下也

- 一僕が願ふ所は他人と談話の間始終美を君に歸するの意有之度候
- 一春山足下立後寥寂無人奇妙奇體如何様なる事や
- 一兼て御頼申候阿部雪吹へ書附頼一先此度眞木より出しもらい申候多謝無限拜顔申殘し武四へも宜敷俊齋子へも宜敷

五月十四日

一大炮迄免許表向無之時は却て名を負公然と致がたく相成候哉これ等御思料承

知致候

春山より定平に送りし書簡

是先生の同志鈴木春山が同藩士村上定平に與へしもの當時如何に田原藩が先進者として重きを置かれしかを知らるに足るを以て之に掲出す

薄暑の候益以御清榮奉賀然者韭山江川縣令急信にて被申越候當御家城砦扞禦等之御書有之由拜借仕度候尤方今爲天下國家御座候間何卒御勉力所希也と申口上に御座候右書は先年御購求相成候フルステケンデ之事に御座候之は此度武江近海禦戎に付其實は征夷府よりの密旨と奉伺察候日本百世之計御座候故右書は一度韭山君へ御貸之程可然御周旋奉頼候勿論右様國利之書今夏之和蘭船に申遣候旨西下に於て話も有之候得共方今邊警難計時節何分來年迄は捨置兼候氣味と推量仕候是事爲同愛人可言足下獨御對任可被下候謹言

四月二十四日

春山

定平賢兄

巢君へ別段陋書不奉呈候萬事宜敷御取計奉希候以上

巢君とは巢鴨別邸なる三宅信友公なり先生實に之に勸めて多資を

眞木重郎兵衛に送りし書簡

其一

大三郎(伊藤鳳山)資師優待隨分敬し候而、成章館へ客間を建て置くべし、是の處にては面白からず候。

經費算用大體釣合、融通足下の胸中にまかせ候。筈仕ならば猶更宜敷候、當人爲人仰之通り狂者なるべし、先儒生の常體に御座候、一體黠慧なる處は更に無之候間、先御安心に御座候。朝日直二郎これは晩年に及失節有之、私取分け心易く致世話遣候もの故、却て大三郎よりは能く存居候、可憐人にて御座候。

一清の阮元と申すもの儒林傳序に、周禮に師と儒と有之、師は德行を以て民を教へ儒は六藝を以て民を教ふ、孔子大聖師儒を兼ね、後來秦漢より混じて相分り不申宋史を選するに及び、周程朱等諸儒と混ずべからず。よりにて道學傳、儒林傳を立つ、これ古と暗合する也。右の通に御座候得ば、師たるもの身正しからざれば責あり、儒たるもの知らざれば責あり、これ師儒判然たるものに御座候。今の儒者

は之を辨ぜざるのみならず、其望も甚だ淺く、己を捨て人を責め、心を捨て他馳する故に、其間私を生ぜざる事不能、凡そ人を正し世を救ふもの、己正しからずして如何可致哉、こゝに於ては、今の心學者はるかに勝れ申候。然るに今儒己れを不尊を以てす、然らば其道たるもの何れにあるや、たゞ汲々訓話文字の間、牛毛蠶絲を割き、著書等神佛と爲さるるには非ざれども、吾尊ふ所のもの又何くにあるや。然れば今の儒たるものは藝の師には非ず、凡氣節を尊ぶものは、多くは名より生ず、古人の所謂平地波を起すの類也。根本道藝を辨ぜざるもの故に人も亦辨ぜず、自然事に望み、道名恥づる故に、儒者の放膽讀書人の洒落などいひまぎらす様に相成、不學人の戦々競々、懇々切々には、修身不及候。依之萬一不利なることあれば、名を求め退く故に、一旦の恩を忘れず、義を忘れずといへども、名を附て先生寓主を嘲り、内事を洩し、小疵を傳ふる様に相成甚迷惑なる次第出來候もの也。已に大三郎が善庵の内事を洩し、元晦が沼津を嘲るに及候、右兩人申處必ずさもあるべけれども、義に於て安からず、己を立つれば人は立ざるなるべし。已に元晦が田原へ參り、貳人フチの事が觸れ候類也。これ皆迎ふる者の其始を不慎よ

り起りしなり、人を咎むるに不及、かく申せば拒ぐ様なれども、左にはあらず、足下長目のため申入候也。依之兩名にて差上可申なれども、事を不解ものは、向ふ不見に他人を近く故、唯足下のみ申入候。

一依之御勘辨賓師ならば、教授ばかり、政事は不談談ずるも、道筋計策ある事は遠よせに致すべく候。

一抱ならば、譜代十人フチ以上、他人にても門人相應のものあらば、それを代りに置き、十人フチを以て遊學勝手次第、それにもはへぬき同様に取計可申、左様候時は、政事を談じ不苦候、大三郎如きもの、先一萬石には参り不申代もの也。

一大三郎も此方より育ひ不申候而は、眞儒になり不申、可憐男也。

一學校引立不申候、少々別紙に申上候、申さば天窓のまげを出し候位出ならめに認上候。

私考には、御勝手直すには、學校もへちまも不入、何もかも止め、八九年◎計にかり候へば、道筋出來可申候。形作り候得ば、多方駢技と相成、何もかも出來不申、然るに色々な事を思ひ付のまゝ申上るものは、約まる處、御家中百姓の五字のみに

御座候。

百姓能くなれば、勝手こへ、御家中能くなれば、法立法立てば、出入審に相成、百姓滋益を得る也。所謂貧を不患、不均を患ふ、所謂大器晚成、早々御目を被爲附候哉、囊中の劍は足下也如何。

一學校を起さんには、大三郎此方の意を不解内は始めがたし、いづれにも此人を立物に不致候而は、興しがたく候。又善庵の方へ中直りも爲致度もの也。實用計、虚文は阮元の如きものたりとも、入用無之候。解き方甚六ヶ敷候や、易く候や。

登

重郎兵衛様

唯今御問合の御手紙なくし見當不申、もし御返事落候は、可被申遣候。

一 百ヶ條の事早々寫し申候に付、差上候。私此書には、殊に骨折取出し候、百ヶ條一通のものは、多く有之候へ共、可成と申もの、更に無之、世間一本に御座候、其思召にて、洪壁と被成下度候頓首。

一私愚案には、兼て御話申候通、御勝手は第二番めに心得罷在候。此度の被仰出とは相反し申候。尤どれよりなりとも極意は同じ事なれども、愚案は遅緩なる方、又無爲の方、又均和を勤むる方。借今の諸侯は二百年の久しき、衰晩老人の如く、元氣耗減仕候得ば、漫に劇劑を投じ、疾をウナガスべからざるの勢あり。案ずるに今の諸侯の内復國あるは、第一土地宜敷場所、奢侈等にて一旦貧困に及候國(足利)又其君英邁にて自憂勤被致候もの(米澤)又君暗愚にして家老賢才なる國(二本松)等、一概に論じがたき義に候。又君臣合議行届かざる勢あり、又借財方人物未定勢あり、又慢弛の新借出來候勢あり、又災害度々に及後勢あり、又家中窮迫の餘り上を凌ぎ、同じて不和の勢あり、野鄙に流るゝ勢あり、御領分を仰がず、身構のみを致候勢あり、右勢を審に仕候事と、力と相カナハズ、今世の大名は、大名の力無之處、君侯は其名に泥み、家來は其害に苦み、上より下を察せず、下より上を察することなく、終に否卦と相成候。必竟痲癢不相通より如此、上足れば下不足、三布フエに三人寝たる如くに御座候。

是れ天下の通患時勢なり、勢を知らずしては、風に向ひて火を放ち、水に逆て舟を行る如く、唯難義計に無之、其害知るべからず候。右時勢に乗じ、世間並の才略を出し、財用を勤め、繰廻しを専らと致候者、一年を不待危地を踏み可申候。又出入會計一定の易さに乗じ候は、議は定まるとも、事は破れ易かるべし、たとへば丸石にて組立候石垣は、見苦敷候へ共、地震にこたへ、切石にて組立候は、立派なれども崩れ易きが如し。然る上は時勢には、一向手を附不申方可然、何れにも貧乏にてツブレたる大名決して無之、是れ跟脚を立つるの地なるべし。然れば家老も苦しき時は、苦しむべし、勝手役人も難義なときは、難義すべし、上も下も困苦する時困苦すべし、扶持の渡らぬ時は、此度の上金の如く、道具を拂ひ米を買ふべし、給金出ぬ時は、拂致すべからず、か様なる不始末なる屋敷、江戸には箒にてはく程も有之候間、さして目立も不仕安心し、右の通安して而して慮るべし。抑徳あれば是れ人あり、人あれば是れ出あり、出あれば是れ用あり、用あれば是れ財あり、又貧を不患不均を患ふ、數語味ふれば、先づ徳政を内に施せば、家中治まる、家中治まり一領百姓に及べば、人民蕃息して、戸數增多に及ぶ、而して財は自其中にあり。右

は世並の經濟、不得止なれば、金銀融通不宜、自然骨折不申して、儉約出來可申候。今は金切れなれば上々様とても、御小言は難被仰、御家にて露命を繋ぐ時もあるべし。

養才教化は武士の帶刀の如く心得たらば、御時節柄とて、道と俗と別々に不存、御家中一同佐野源左衛門の心得となるべし。其上子を思はぬ親はなく、君を思はぬ臣はなかるべし、教化次第にて、人心其本に反り可申候。骨折は右にあるべし、ドゥセ不足を補ひて苦しむも、勘定を合せんとて苦しむ所は一にして、難易苦樂も亦自別にして、均一の政此外に出る不能と奉存候。

一大三郎古書を讀み、經を解く處、教て不倦所、皆取るべく候。唯大疵と申は、道と行とを斷然と別に仕己に克つこと、毫分も出來不申、實に玉盃の底無きが如くに御座候。教化は何分無覺束、誠に可惜も無限候。私此地に移り候間、先快方次第意見可仕存候。猶御儉法取捨在上之御議に可有之候。

一金子此機に乗じ、水戸藩へ御世話被下候へば、何とも申分無之、後來稽古のため、御差留被成候事は、御手心次第に可有之候。

一井上は調煉有之内は、手放しがたく奉存候如何。

私疲勞今以て復し不申、濕滯足底へすぎなく出來、ウミ出で、又總身粟粒一面にてカユキコト絶言語、夜中不寢、手紙もツカレ出來かね申候。當十六日此宅を賜はり大安、心氣分ものびやかに御座候へ共、何分右の次第にて、平臥仕候まゝ、アグラも出來不申、右故寝たまゝ、幾度にも認め候間、不文言、心持ばかりに御座候、御察恕可被下候。

唯今大封御狀相達、未だ開き不申候間、追而御受可仕、恐惶謹言。

其三

兩度の御手翰拜見候、同僚不和の事もやとの御案事にて、細々仰越候義、御懇切の段奉謝候。必々御案事被下問敷候、半助どの不一通御痛心誠に多事相起候て御迷惑奉察入候處、同僚衆餘り等閑之事故、不圖憤激致し、筆にまかせ申上候也。跡にて考候得ば、誠に以後悔仕候、御兩人共異儀有之には無之候得共、一體此風俗にては甚以不宜候間、半助どの迄申上候にて御座候。御閑捨可被下候。

一先般は御使川留にて延着致候返事三通に及候、諸士賜祿新法御勘定御調、借々御

苦勞千々萬々深奉謝候、早々〇殿へも見せ申候、儲此方にては私賜祿説二十枚計認、末後出來不申候得共、〇殿算用相加宜出來申候、尊兄御調と少々事變候處も有之候、右新法被仰出之處、段々同勤とも熟談に及候、それこれは今年は不宜、來年よりか來々年より相始可然との事、私は永世の事と存候故、尤可然義と同心致、此度は先此已前の御弛の處に決着と相成申候。依之折角の御取調には御座候得共、此分見合に仕候のみに御座候。左様御承知可被下候。此段半助殿へも可申上候處、書翰八重に相成候事故、宜御傳閱奉願候。

御學校の義は、人道の本元に付、朝夕の食事よりも重き義に付、御嚴儉にては廢候譯には無之、人情には稽古所にては無之など申候も難計候へ共、飢ても御嚴法相守候が士の常にて候間、たとえ衰ふるも告朔の羊と被思召候事。

其 四

十八日二十日御狀御返事

一 操練は今一度本間にヤリ候方可然候。

一バンヨネット二挺、此間一挺五兩と申上候處、書付參受取參候處、二挺にて貳拾兩也。然るに右テツポーや道具皆此方へ參り其地へは筒計に付ドウセ不被遣候而は、間に合不申、其上操練の仕様誠以奇々妙々、人數凡拾貳人入申候。先三人にて習はせ候積也。一間マへ拾貳人立に御座候。手ワザ尤妙也。年來の望相遂げ申候。イヅレ大稽古は殿様御出府ならでは出來不申候。然處久松と申長崎年寄此度參候間、是又ケイコ致させ候積、人無之先武四郎へ申付其外は選人仕候積、テツポー書も追々相集り、御下屋敷にては翻譯相成候。

半助ドノ定平兩人へ皆傳の調に御座候。日本第一の武家と相成候積に御座候。隊將の書も手に入候、コレハ拾四五兩も追々御出し無之候ては翻譯とも出來不申、半助殿へ御相談思召有之早く出來申候モシ思召あれども又御勝手案事ものに付御見合なればそろゝ手を掛け可申候。水府の新本二冊とも寫取申候。テツポー製造迄くはしく有之候。いづれ半助どの定平兩人を目當に御座候。

江川様度々御出にて其術を御問合にはこまり申候。

一 助郷之義承知。

一大三郎學問所之仕法相談可致候。

五日

十郎兵衛様

半助様へも御見せ可被下候

其五

一私〇〇の道に不違様心がけ候得共、思召あらば御教諭嚴敷奉願候。

一此節論語を讀内省專仕候得者、眞の小人たる生質自アキレ申候。第一誠意の處毫分も治り不申なる程かゝる災を受る筈に御座候尊兄様は此處御得手と奉存候。

一佐恩君何卒道の御心かけ奉願書は御太儀ならば御友を御ゑらみ御補翼を所祈也、無左時とても田原風俗直り申間敷候、御兩所様國柱に付不知く不遜の言を發し申候。

一尊兄様小拙を御捨て無之、至尊前之御誤りには無相違候得共、友を御選み親むべきを御親しみ被成候御心持之處は、御深智奉感服候。就ては小拙不憚呈書仕、或は御同役様方思召を憚申候、是又無遠慮被仰下候様奉願候。

一平山名助先日申上候通也、或は某々様宜き口ありて、先柄御探被成がたき時御遣ひ被成候には必信あるべし、それも御大名の事はとんと相分不申候、唯旗本ばかり頓首拜上。

八月四日

先日二十七日頃より東風、朔日頃より東風多く日々披拂、二三日雲立バラ雨、昨今よほどの風、夜中バラ雨、昨夜迄は東海雷鳴の如、今日は聞え不申長き風に付、大風はあるまいと、濱入申よし、いづれ東北のナグレット存候、格別寒く無之、たて込候得者、洋出片ヒラに宜程、此位の事なれば、御領分豊年也、穀價日にくるい、踊起綿はッ

川澄又次郎への書狀

(喜太夫は農學者大藏永常の變名なり)

日田喜太夫大阪より未歸宅不仕候よし、右は自私かねて御勝手方へ口を出不申様申付置候得者、從尊公様方被仰付候は格別左も無之に何にまれ口出は不仕事と存候しかるに、此度御借財などの事に付文通等有之よし、如何に候それは御都合も宜次第にて、不被仰付候事は無用たるべき筈に候間、自分より口出致候事あらば早

々歸郷致候様御申付可被下候それにてまかれこれ病氣等申立長引候は、私へ御
まかせ可被下用事のみ如此候頓首

五月十八日

又次郎様

登

桐生岩本氏への書狀

此程は母事御思召を以て御地へ被召迎身にあまりし御厚恩忝奉存候。かねく
申上候老母事に候得ばいか様の差支有之候ても御地へは一度は差上度大心願に
候得共御存の通り大貧困にて今日さへわたりかね候得ば板橋までつかはしかね
候身分を御まへさまの御かげにて母は大樂仕候。私生れ出で、初ての保養いた
させ誠に以私孝行の一にも相成家内一統の大喜顔をば口にも筆にもつくしがた
く奉存上候。其上母家内の者へけつかうなる御小袖其他いろく數へつくしが
たく被下候事夢かうつゝかと存候様にて御氣の毒と存候。なかくなみくの
事に無之故申しても申されぬ其心切の條をこまかに申せば筆にも紙にも及ばぬ
事故御禮の印迄文して申上候。

佐藤半助への書狀

其一

早御發足之期相迫御多用奉恭察候御母堂様御快方とは申ながら御大病後之義御
留守中何卒御出入者同様に家内共御召使ひ被下候様に分て被仰上置被下候様奉
願候私母命は頂戴仕候事此心何卒相達候様に一生仕度一統申合居候間何卒く
御遠慮無之様に奉願上候恐惶謹上。

二十四日

其二

扱々御勤番中は一家人同様に御交申候處今千里に相隔扱々夢の如奉存候合離變
化思やられ申候此やうなる儀不申共よけれど不圖心に浮候まゝ申上候以上

織さま(佐藤半助幼名)

登拜上

我三河の友のかへるを送る年にむなしからずされば仙波か牛かい東海のか
ねを見さくにつけて袖しぼらぬはなしまして佐藤ぬしを送りて思ひ出種の

跡に残らずやはあらむ。

品川の夜明はきりに槍しるし

渡りへの、ほる

立原杏所よりの書状

芳翰拜見仕候一昨日得拜顔大慶仕候秋谷沈光端拜借奉謝候御模本も同様奉拜謝候南田幕本追而拜見奉希篋隨筆落手仕候表紙被爲入御念御仕立被下痛却仕候猶又家父等々卷紙御投惠被下一々御禮申上候様申付候玄秘塔生松品帖拙收藏に有之候間御返申候莊長壁心越二帖入御覽種々拜見品別而奉重謝候猶近日期拜眉候早々不宣

華山詞宗

任拜啓

展

椿山への書状

牛天神下水道端

椿忠太様

渡邊登

畫幅添

昨日は爲新禧嘉儀御來謁被下多謝候其節御借參被下正惠園畫應一幅謹還御照收可被下候どう見ても鮮人とならでは定かね候さなくば閏秀にても候哉萬花遊伺明日寫山へ御出候は、僕も參度候得共御存之通多冗二半のみにて候もし參候は、梅莊なども遊行仕度事に候頓首

正月十一日

- 一昨日は御内祝の赤飯被下辱候御念入之儀多謝申上候
- 一三宅市右衛門様より如是手紙參候間一寸入御覽扱小子中に立甚當惑仕候何分可然御取計可被下候
- 一昨日は幡崎參堂の注文書物類早速御頼のよし大喜躍存候

一昨日鮮體新書御取落と相見え申候此人へ被下度候以上

晦日

華山の父定通が桐生岩本氏(華山妹の嫁せし家)に寄せたる書簡

母なる人の八十八の賀をいはひて

子にまごにむれ居てよふやはたちとり老ゆくすゑは千代に八千代に

はたやすがためにつまもとめて婚姻さする夜たはむれに

登とはとこへのほるそ春雨のくもを今かしこのめもよをす

鷹けしてかならずはととなり給へてつぼうくかつぼうほう

わたくしも今とし六十になりやとのものも五十三

となり申候ゆゑたはむれに一首

花さきのちとははとそなりにけり春はあそはんすゝめつはくら さた通

冬としは御詠二首登へ御いひ被下一覧かん吟なゝめならず忝さ御禮申候よつ

てわたくしのも御わらひぐさにわざと書とり御目にかへ申候ふたりの衆へ御よ

みかきせどつと御わらい可被下候早々めてたくかくし わたなべ老人

椿山田原へ墓参し歸府後渡邊

家へ寄せし書簡

(渡邊元一氏藏)

(前略)

御家中様よりも皆々様よりも色々御品いたゞき何とも身にあまり恐入有がたく
存上爲被參候。御序の節宜敷御禮仰上られ下され候よふ願上爲被參候。私事も
其御地出立いたし直に半香方へ参り十四五日滞留いたし、夫より顯齋方へも約束
故右同様の日敷程滞留夫よりすぐに歸府いたし、先月十六日滞なく着いたし候。
誠道中も御蔭様にて不自由も御座なく、宿々都合も宜有難御禮申上候。此段も御
序に伊織様へも御風聴御禮願上候。扱御はなし御座候おかつ様御事、いよゝ御
相談も御遂遊され候との御はなしの趣半香へもゆるゝ物語候處、大歡にて安心
致候よう申居候。小寺様御始和田様へもとくと御咄申上候處、是また御思召も無
之、左候得ば、誠永久御繁昌の元にて、無此上御休意の由に御座候。定て御兩所様よ
りも別段御返事仰上られ候御事と存上爲被參候。ともかくも此御事は天の御惠

とも申候様に御座候て、後來御家の御榮も自ら此内に御座候哉とも存上候。全私
 態々此度參上いたし候も、第一には此御事心にかゝり候故、御自もじにて相伺度と
 一念に御座候。申さば御佛參は當年にも限り申さずゆるく罷出候而も遅から
 ずと勝手ながら存居候得共、右の御一條追々と御手間取に相成候ては、萬方の御手
 はず宜からずと思案ながらも存上候。不計御相談も御とゞのひ遊し候由皆々様
 仰を承り、おどり立ほど御うれしく存上、左候得ば外に用事は一切心中に無之、早々
 御暇申上候と申よふな物に御座候。何分にも此儀御とゞのひ遊し候よふ願上候。
 御老人様にもよく仰上にて、すべてよくあしくも御世話の御方へ御任せ被
 成、何ひとつ是非かよふにしたいと申事は御無用に被成、どふでもよき様と御なげ
 かけ被成候方よろしくと存上候。決して御好だては不宜と蔭ながら存上爲參候。
 其上立様譜様御行跡其外久々にて拜見、扱々御うれしく江戸表にても皆々風聽し
 たく、御書初等も拜見致させ申候。亦々御認物御序の節拜見いたし度樂居申候。○
 此節は世上もよふやくおだやかに相成申候得共、上下ともにかんきふは前方より
 増り申候て、都て江戸の名物はこんきうと申様なる有さまに御座候。夫故婚禮に

ても役替にても祝義事とんと義理はり申こと更に無之、猫子のとりやりと同様
 に御座候。すべて此節の風俗と相成候。右へ引べつ致申上候は如何に御座候得
 共、夫か世の習と相成候得ば猶更のこと、殊に唯ならぬ御身分と當時は相成候事故、
 何もかも人任せに被成、成丈御省略を願上候。失禮には候得共、うちわけ心中申上
 候。又々思召も御座候は、相伺度存上候。御男子様方追々よき御仕込と御なり
 被成候得ば、是はみえにも實にも外聞にも此上の事は御座なく、御家名御長久の元
 と存上乍恐樂居申候。おし付今に引替御安心御樂の世の中と相成申べく候間、今
 しばらく御丹精願上候。先比伺候節、御老人様少々御不快と伺候。此程は追々御
 快有せられ候や、御案事申上候。せつかく御厭遊され候様願上候。蒲川事もしば
 らく野田に居候由、三月十二日此吉田へ參り候由、書狀同人宿元へ參り申候。最早
 追々歸府もいたし候哉、私とは相違氣の長さ人に御座候。是には感心いたし申候。
 私はわづかの遊歴誠にこりこりいたし申候、御笑可被下候。○宿元へ御みやいたし
 き有難く候。御手織の品家内へ下され、大歡しかながら誠大丈夫の御品、迎も江
 戸には無之故、子供等の仕着せにいたし度とて早速仕度遣し申候。宜御禮申上度、

くれぐれ申出候。卒も同斷宜申上候。書外追々申上べく延引ながら御禮かたがた申上爲被參候。皆々様へも宜願上爲被參候。女出度可祝。

四月朔日

仲 太

渡邊様御人々御中

尙々せつかく御いとひ遊し候様存上候。

御家中様方へも別段御禮義之書狀上度候得共誠多用此度は何分宜御傳言願上爲參候、已上。

椿山より先生に贈りし書簡の一節 (田原鋪木華國氏藏)

此分ならば畫家の仲間入と申義申上候由にて、戲言なれども思ふより出る、連ものことに數古人の仲間入可との御戒實に恐懼至極汗愧千萬奉存候。數十年來之御懇篤之御教諭蒙候而、繪事は先づ置、今更世上一般浮薄の俗風に走候存念は毛頭所望に無之、又世上の如き安排相望候ことなれば、是迄三四十十年の間には書畫會の二三度も催、或は東西奔走环流行の人にも可得知己之所、いつも同社友計りの

參會、近頃兩國邊之展觀位、引込仕按のみ仕居候而者、連も當時諸名家と勢くらぶところにも無之、普通畫家の草履も取兼候くらひに御座候。譬唯今より少々得知己候とも、中々追付申間敷、決而御按事被下間敷候。乍併一毫も不正あるときは御恕免なく御教諭被下候義、感歎仕難有、尙後來も不相替無御厭奉願上候。實に先達而申上候趣、只今御書被遣、甚驚入恐不少候。全不文且失敬之所より、如是恐懼々々。過日申上候義、今更申譯には無之候得共、實は先年蒙仰候義御座候。其御説に高手は俗眼に入らぬの、又俗に譽らるゝは未至らざる所あるなど云て、人に尊敬されぬを負おしみる人あり、是も尤なれども、俗眼連二無く、實に妙手ならば聖人の教化の如し、雅俗の分別はあるまじ、足下五十に及比如此境に至らずんば、研は自ら斷つも可なり、其きざしは四十よりそろく顯可申也、當世流行の畫家と肩がならぶならば、必定予が所見のまゝなる可し。と云々。

此事どうかして忘れ不申、性質不才今更悔不及、唯精神一致此境に到り、先生の高説の反古にならざるよふと心掛候初一念也。至愚の所以如斯御座候。その御妙察追々證あるきざしを鳥渡申上たる積り、乍併右之趣委細分明に申上候とて、實は自

慢に近き語勢に相當り恐入候ことに御座候。乍去右のたわひも無き義申上候故不計金石の如き御高論を賜り難有唯こるんでも起ても大益を得ること如斯難有御禮申上候。

一、悴御稱譽難有過分の義奉存候。扱鈎勒をつとめ、邊氏呂氏の類を學楷より入手の旨難有奉存候。實に目當なく唯々私の畫を傍觀致のみ、又新に學法を命ずる存付も無之、折々暉氏張氏の本に仿候位之事困り入候所、御蔭にて暗夜燈を得る如くに奉存候。早速教諭仕爲相勵追々入(以下不明)

季弟五郎より華山に送りし書簡

吉田表良甫方へ罷越湯佐彌五郎方へも相尋廿一日終日繪認め此處に居廿二日豊川參詣仕新城にて一宿廿三日鳳來寺岩本院へ罷越申候始終式右衛門同道也扱て例の懸物さし出候處主人誠に大悅に御座候酒肴など手厚き儀に御座候同日御宮行者歸に申處并松高院にて所々見物仕翌廿四日朝武右衛門岡私武右衛門岡は矢張此方に罷在候處折悪く雨天にて見物出來兼候得ば絹紙の類持出し書畫相望候に付則認遣

し申候其日夕七時半頃より漸く快晴仕候に付奥の院へ罷越度旨申聞候處主人其外申候には七つ時うち候而は平人は參詣不仕是は異變之事も有之候而は不宜候故之儀にて是迄出家の外禁制之由申聞候乍併明日は出立之事故無理に相望候に付皆あされ候得共格別の事故弟子之者同道に而罷登り申候岩本院より九丁にて岩石直立致し候所をよじ登り或は大木之根を踏分け其艱難いふ許りなし已に絶頂へ相登り候節は日暮れ申候雨上り故眼下の山々へは雲煙相かゝり申候故眞景は出來兼申候甚残念に御座候乍併鳳來寺にては處々眞景仕候故歸府仕候得ば随分御なぐさみに相なり可申と奉存候扱絶頂より相歸り候節は日暮れ申候故天狗にてもさらわれそうにて實に氣味悪く御座候主人扱のとめ候も無理ならずと歸宅の上大笑仕候其夜は七つ時頃迄主人も相話し申候至極面白き人物にて兩三日も逗留致し吳候様吳々も申候得共何分日さり有之候故誠に残念に御座候不遠内に罷越度被存候唐墨二詩本餞別にもらひ馳走にあひ申候廿五日朝五つ時出立主人其外別れをおしめ申候吉田迄送りの者一人つけ呉れ申候一通厚く世話にあづかり申候此日は長篠古戰場あたり見物仕候三橋三折と申者は郷右衛門の

甥にて五年已前江戸へ出知る人に御座候處長篠に住居仕ゆくりなく對面仕此者
案内にて處々見物仕至極都合宜しくひる頃迄見物仕此處出立仕候新城にてひる

三六〇



五郎幼時の肖像山筆

半四郎關三罷越大芝居御座候に付右同道にて見物仕候木挽町位のかゝりに御座

飯住吉田良甫方
へ罷越其夜は一
宿仕翌日送の人
歸り候故菓子相
求岩本院子供へ
遣し申候錢も遣
し右之者酒のみ
吳候様申聞候此
日終日此宅に居
候處覺右衛門内
々にて參り折節

候實に繁昌之地にて感心仕候其夜八つ時裏町の方出火有之大さわぎに御座候火
事珍らしき地故風上に迄大さわぎ仕御城内よりは種々之道具持出し御役人と見
え候か差圖にて遠方より火をたゞき候ゆゑ私大笑ひ仕候町火けしと見え候者も
膽許りつゝしたゞ見物仕居候ゆゑ一向風は無之候得共一町あまりも焼け家なき
處にてとまり申候江戸火事場とは大ちがひにて道のまん中に立ち見物仕候得ば
火けしの方がよけて通り候位の間ぬけにて誠にあきれ申候廿七日式右衛門同道
にて田原え夕刻着仕矢張雪吹方に逗留仕候處々より日々魚もらひ魚にはあき申
候此間は殿様御供被仰付片濱へ水れんに罷越終日御相手仕候村之者へ網被仰
付魚いろく取れ六つ時此處御歸りにて五つ時御入城に相成又々御前へめし右
取れ候御魚いたゞき申候誠に難有儀に御座候得共仙太郎も一年詰候間手前もよ
かろうとの御意ゆゑ内實は心配仕候多分十四五日頃出立に相成九日道中にて廿
日過ぎ歸府と被存候此表にて處々見物相濟せ度存候得共處々に招かれむだに日
を送り候間是には誠に迷惑仕候未だ平山も招かれ居候得共何分寸暇無之愚伯方
へも招かれおり三浦へも同斷中々右様の譯にては幾日逗留仕候而も足り候儀に

は無之ゆゑほどよく斷り度と存居候氣の毒なるは仙太郎に御座候未だ被仰付ざる前より江戸表へ歸り度ゆゑ式右衛門私に早く出立いたし吳候様度々申聞候位の處御さしとめに相なり大よわりに御座候定て仙右衛門殿にも御迷惑と被存候。

田原逗留願の次第

○鳳來寺より二十七日相歸り猶逗留の處又次郎殿勘辨にて矢張ありていに式右衛門同道にて歸府仕度旨相願ひ候方可然様に付其段相願候處二十八日願之通被仰付候同人多分十四五日にも相成可申候。

種々おかしき事や面白き事其外吉田鳳來寺之次第中々筆紙につくし兼申候猶委細は歸府の上夫々入御聞可申候時候御自愛朝夕祈り居申候謹言

八月四日

御姉様より御狀被下候處御返事差上兼候間宜敷願上候

華山より彌太夫への書狀

一五郎段々御助勢被下御蔭にて御供仕難有仕合奉存候兼而相願候通宜敷様御頼

申上候此段又二郎半助殿へも御頼可被下候御存之通懶惰にて筆不性宜被仰分可被下候頓首拜上

錢十九日

渡邊登

鈴木彌太夫様

口上

(曾孫渡邊元一氏藏)

只今及承驚入華山子昨夜揚屋へ参り候由定て御承知とも被存候得共右之儀御手くばり等御考可被下此段急ぎ早々不一。

五月望

立原任太郎

椿仲太様

急緊事

幽居中の書簡

其一

(東京菊池長四郎氏藏)

家内より文上度申居候得共何分此度は間に合不申とてたゞ今行燈の前

へ打より申出候

一之進様よりも、香玉様よりも、御文被下置、泣々拜見仕候。古賢も時也、天と共に樂候事など存候へ者、慰方も可有之、唯老母は故郷の事思ひ出候半など被仰下、私は自招きし罪、母はまことに天災と申也。私より相負せ候事、共々苦樂致候筋なれども、扱は長き月日を経、常と相成候得者、人情やるせなく、風に驚き雨になき、くるしき晝夜を送り申候。それに付ても、すきこしかたのありさまを思ひつゝ、分て香玉様椿山などは、おり〜夢に御出被成、さて又此度の御文にて苦しきながら思ひ慰め申候。先達御不快、御湯治御相應のよし、先々御悦び申候。椿山齋匡へ御通學の旨至極宜敷御座候。されども猶又此度御手本二帖被遣、認上候様委細承知仕候。直に認さし上度候得共、親類共久ぶりにて面會晝夜咄に時無之、近日別便にて差上可申候。御肴料貳百疋母へ御直にそへ被下誠にありがたく、(ホーポー魚晝入)一疋五文日々食供に致、孝養のたすけと仕、無此上難有拜謝候。私事漸濕瘡先平愈のかたちしかれども、癩つかへ、肩はり齒痛、難義致候得共、朝はうす闇き内に起出、庭の内歩行仕候。(先生掃除之圖及犬晝入)

静なるは邵平を學び、庚公の蔬を鋤き申候。(先生與息立鋤圖入)
夜は孟子三樂の一雖有事御座候(先生按摩老母二子讀書下女紡績書齋圖入)
かしく

十二月三日

おもしろ様

皆様

其二

(東京菊池長四郎氏藏)

新春賀儀目出度申納候。愈御安吉御迎春奉祝、隨而拙弟事、泣別已來困窮甚敷、筆紙盡かね候。第一濕瘡甚惡症、漸初冬に起出、歩行いかやうにも出来候様に相成候。是又夢の如きこと、すべて椿山方へ申遣し、尊兄様にもさぞかしと御噂申候ことに存候。重委細不申上候。

こりつみて世をすみかまのけむたきはおのかたきさすたき、なりけり
東坡の左も、范純正の謫も、皆自取候にて、聖人已外無疵と申は無之、まして我々など自ゆるがせに心得候ては、相成不申、朝暮戒慎相加候間、御安心可被下、老母已に七十

歳先大丈夫これは實に天の助此上の幸福無之(對炊火讀書圖入)

朝のけしき勝手の様子(燈下讀書圖入)

夜の景色先此ありさまに候間必御安心可被下候。

庭中に嘯立致候得者西北風烈く(庭中の圖入)

四顧萬籟のみ

配所の月罪なくて見ると兼好のかゝれしも心のうち物語聞き申候○退藏様さぞ御生長御繪も御はじめのよし幼少を教候は蠶の糸を引出候様にて良心を養ひ候が第一と申事なれどもさては忤ども捨ぞだて此節閑なる身分にても思ふやうには參り不申何事も後便申のこし心事つくし不申門人へは一通の文通不苦と申事に付御安心可被下依之如此候頓首。

二月廿三日

其三

(東京菊池長四郎氏藏)

小簡拜呈仕候逐日向暑候處各様益々御安吉奉拜賀候。随つて僕罹大厄候節は水火も御避不被爲頻に御餽問御懃懇の程感涙之外可報義無之實人倫相與以情患難

流離の間より眞は無之、一生銘骨忘却不仕候。嗚呼僕海隅青山に骨を埋べきに定候得共責て一度は拜謁拜謝申度候。扱小僕義惡瘡に罹候上毒症にて且死幸九死一生を得候得共疲勞甚道中屢絶倒致此地に到候ても禁錮甚嚴漸二月中旬僑居之地定まり家族團樂之喜集仕候。然るに濕瘡甚敷相成り三月中旬少く快く候處又々手足張起致再伏枕今日に到候。然るに一昨日より快方兩便をもいかやうにか相達候様相成この様子にては來月にも相成候はゞ少は快可有之樂罷在候。右不快のみならずいつか捧書可奉謝處幽閉之身分遠慮仕追々遅延に及候義御海容可被下候。扱又霽兄泣別之後猶又老母發前何寄之品深老人感荷致終に此地へ其儘持參私へ御志の程達し申候其頃老母にも面會相成がたく母之志故朝夕膳供に仕候。淡兄屢御餽向之處門番人御通不申故度々御配慮被下候旨是又承感謝無量候。發前も各様厚聘を得とても筆紙難及候。王巖御贈被下寒晒は饑に致元日雜煮に用ひ餠餅は醫人の設に致候。雲烟子御見舞之由暗室之中力を得候のみならず第一早く候て面目宜敷旁知己の御情吳々も一生銘骨致候。一山海絶景之地に候得共幽所四面竹樹蔽鬱見はらし無之候得共千五百坪もかれこれ可有之候故茄子芋

之類を裁へさせ、頗道遙は出来可申、依之邵平瓜、庾亮之菜、快方次第自耕可申と樂罷在候。凡士君子たる者、窮厄之地は則脚立實際故、君子固窮とも有之候。又顔子一瓢一簞之艱難を却て樂とも有之、これ求て可到事も出来不申候處、誠に天之僕を磨厲致候事と、泰然游泳根本に力を用ひ書畫も一層上達仕度心得に候間、必御案事被下間敷候。乍去杜門却軌寂寥、涉日候間師友之助更無之、これは殆悵然之至候。就ては淡君には御購有之品目、并時としては御摹寫を願可申候。霽君には頻に御摹本又は御揮洒願度、王巖丈には品目并に御手放しもあらば價付も願度、雲烟子には品目價付并に高論も承度、世間話も承度候。右之通御許容被下候は、千歳の悦不_レ過之。

一淡君御頼拙畫秋に入候は、必全快と存候間、是非揮灑呈上可申也。

一淡君へ申上候義之を始晋人之三尺讀誠に分不申ものに候處、姚鼎惜抱軒文集申釋解有之候。感伏仕候。王巖へ被仰付御一覽可被成候。

一霽君へ申上候、寫山翁一向に音響を不承、追々高年に付御案事申上候。かゝる身分遠慮仕候間御含願候。琴谷子段々難有追々出精之事と奉願候。手狀遣度候得

共御連名にて差上候程之義、此度は間合無之候間、宜敷御致聲奉願多胡君今年出府は候はじ、是又琴谷子へ宜御申付大厄中之謝詞厚被仰合可被下候。琴谷子印僕印にまぎれ居候間、近便返上可仕候。明朝俄に幸便有之候間申殘候。

一椿山事不相變、展觀出席仕候由、霽淡兩君每度御教導被下旨申越難有雀躍仕候。兩君御獎譽御推引被下候得ば、彼畫定論に相戒誠に以難有存候。以上厚御教導相願。

一去年中は餽問被下置候、舟助子秋香子吉澤子等數人へ厚御謝奉願候。御謝詞差上候方可然、御名前は留記候間、被仰付次第早々差上可申候。右之外種々申上候事可有之候得共、時已點燈此地蚊多く堪かね早々申殘内々御文通御厭無之候は、何卒頻に御話窺度候、恐惶謹言。

靜

六月朔十七日

霽 匡 君

淡 雅 君

王 巖 丈

雲 烟 子

吳々御連名にて甚失體不倫恐入候得共俄に幸便無據如此御海容奉願候。

其 四

(東京山本安三郎氏藏)

一筆申上候、扱々御なつかしき事ばかりにて候。濱松にては大當りくわしく吉田兄様参られ承り、又春山よりも承申候。大悅候乍去從來濱松一郷一郡を望み候藝に無之間必ず御心ゆるみなく、天下第一も末也、古今第一を御志可被成候。途中所々御立よりと察申候。ニラ御機嫌能や此節は御出府所々御かけ廻りと存候。其後一向に様子不分は立原也。御病氣如何、毎日思ひ出し、とても御六ヶ敷事とかなしみ居否御見舞可被下候。小林蓮堂も其後さた不承、これも甚案事申候。否御見舞可被下候。其外本多茂一郎佐久間へ御禮申入度候、未及承候。何卒恩儀不忘旨御はなし可被下候。俊齋より取次候秋山謙之丞様比志島丈右衛門御禮いづれ共可申上候へ共、昨今之事遠慮致候間不忘旨俊齋より御話可被下候様願入候。又羽倉様之事俊齋より御聞宜御取計可被下候。尊兄御心得を以縣合様へも御禮御頼申候。彌九郎先生へは何事も宜御禮深く御頼可被下候。東七へも御儀別御

禮御申可被下候。望月は尊兄よりあらし御咄可被下候。

一谷治二郎へも御挨拶相願候。其外たく山有之何卒無落御禮願候。

一此節又々濕瘡出来ドット平臥漸雪隠參候迄也。終日ふさぎやきモキ存居候。

一小南へ其後一通も禮狀遣し不申、これはわざ／＼御出可被下深く御禮御願申候。状も上げて上げられぬ事なけれども二月十六日迄は警固遠慮等にてそれよりは不快漸三月は御存の通り四月に入又々再發此節ドット平臥、其上取次の人ひよいと致と開封有之、旁々先人をエラミ差上可申と存延引也。山口屋へも宜私容體は武四郎より御聞可被下と深く御咄可被下候。

一此方しろきや吉田兄様與兵衛子よりも、折々見舞忝候。與兵衛子よりはしきりにはいかい文通致候、これも持病にて平臥此節は全快也。

一立原先生へ吳々も御不快委敷御聞合可被下候。

一香玉も不快のよしまことに案事申候。如何や御尋可被下候。

一私今以又々平臥寝ながら認亂筆御免可被下候 頓首。

五月四日

登

(天保十一年三月二十五日の書簡)

扱此節少々快床より這出馬几弄筆仕候。幽居圖御笑種に呈候。右によりて段々御深切の茶器取出娘に養させ相喫候。小道具類一々御肺腑の中より致候事なれば、一生殘生を送候寶器と可仕奉深謝候。

一、不快先來月一杯に全癒可仕と存候。此節未湯にも入不申、髮髻も其マ、にて俊寛の如くに御座候。今日も八下り迄平臥、昨夜も鶏の鳴頃熟睡に及び、それまでは總身癢く汗出疲れ申し、其内足手甚しく候。手のヨリ(圖入)如此松皮の通にて二分ばかりも濕疹發其間より膿水出誠にムサキ翁に相成候。

一、御存の通り紛塵の中には迄奔馳致、後面大債は準備無し、然に義贈の黄白老兄を始め大凡八十兩ばかり、不殘借金に相向け、又藏物は皆獻納致し候へば、今日唯一身無國世界、待事も無く日を送り、眞の世捨人と相成候。崇鑑は毎日ヒシヤクを作り、元政は佛の勤も有之候へ共、僕事は主人より扶持をモライ、家作は疊建具迄此節上よりの事なれば、身にあまり候難有サ申様無之、且此幽居は徒士位のもの住居候故、

狹隘に候得共、普請致六七年にも相成、頗潔清にて屋敷も千五百坪程有之、逍遙出來申し、やがて全快候得ば、鋤鍬を負ひ自耕可申と樂罷在候。唯々畫友と申ては一人も無之、これは涙を流し、何卒ヨキ摹本にても御見出次第、日を限り御送り被下候得ば、ソレハ、雀躍とも何とも申様無之、ありがたく、靄厓兄にも略御噂可被下候。

一、靄厓兄其外何やかやの書狀上げ可申處、扱々病懶未御音信不申候間、宜しく御申可被下候。其外様へは公然とは文通も如何さしひかへ候方、可然と存候間、別紙の通御鶴聲奉願候。右故ツマラヌ事迄細々認取差上候間、御物がたり可被下候。

一、此地大洋相廻り、濤聲日夜トウ、相響夜中ナド不計目覺候得共、都になれぬさびしさにて、涙の枕をウルヲシ候事も有之、又雪隠へ參候時狐ナドニヲドサレ、又蛇の坐敷に出るなど膽ツブレ、又子供の川にこけ池にハマリ竹藪にてフミ拔致候なども心遣ひかぎりなく、かゝる身の上に候得ば他人へは逢不申、偶來候ものはいつも猪猿菜大根殺生などの咄聞あき、用あればと隣といへど遙にて心細き事も多く、唯かなしきは母妻子の慰み無之、タマ、濱見物寺參りなどに參り候とて、一面は峨々たる山、一面は濼々たる海にて、其間田圃井に相連り、徑路斜行のみにて、何ひ

とつ目覺しき事も無之、クダビレ候とて休候處も無之、出る時は辨當何事もさわぎ候程の樂み無之、唯都の空なつかしく候。日の出る方が江戸也と子供におしへ候も心ゆかしの心にやと、老母への不孝我身ひとつにせまり御察可被下候。江戸より文が參候得ば、妻と燈下に打寄幾度もよませ聞涙を私に見せぬやうにかくし候など、私も又しらぬ顔にて涙下り候得ば、ソレヲ母心附先々おのしの不快もよく妻も同居と相成候は、物見遊山にたとゑ候は、あまりなる位など強笑被致候儀、斷腸の思ひ筆紙に盡しがたう候。先今月はこれにて申納候。猶後便と申殘候頓首謹言。

三月二十五日

今日幽居圖認めツカレ亂筆也御取すて可被下候。

- 一木平藏様
- 椿 亮左衛門様
- 平山名助様
- 蒲 川 様
- 山中謙吉様

長谷川壽山様

齋藤香玉様

霧 匡 様

淡 雅 様

和金へトラより御頼可被下候、

虎 吉 サマ

繪具清サマ

右の外御心附の御方へ宜奉願、本書の手狀如何と申候得共、不一通懇々篤々一生不忘の友に候得ば、實は文通致度く、宜敷ものや御考被仰下度候。其上何卒一生のわすれがたみに、此節一件之御文通又は贈歌詩畫など一卷に仕立命にかへ候御友達殿比之金石候心得、何卒立卷紙丈横は何ほどにても宜しく候間、追々御集め御上し可被下候。嗚呼心はやたけに思候得共、此思ひとゞき不申哉と存候間、御合被下、此老鐵石鑄造の肺肝と御申可被下頓首。

老生謫居のさま風と思出候間、認入御覽候。白詩に黄芦苦竹遶宅生といふ如な

る景色に御座候。

追而くわしく認御覽入可申、只今燈下にて先あらまし認借御一笑候。(圖略)

其六

(大阪鈴木驛次氏藏)

(天保十一年五月二十九日の書簡)

兩度御手翰拜見唯涙を以て御答申より外無之、先以御家内様御一同御揃、何も御申分無之事目出度奉賀候。然ば御親類御非常の御不幸さてく、老兄君にも○○○無之何ともく、申様無之候。然るに僕迄御配慮御懇切の段誠以難有後の御手狀に僕極迫御憐み被下賜斷ばかり、母始家内へもツブサに申聞、兄弟にも無之厚き御志感謝の至、筆紙に不及則金二百疋忝頂戴仕、差當り如何可致と存候事共多く、其方へ差向先々一安心仕候。且僕閉居罷在鬱悶可仕哉、右はともかくも老母妻子等は勘辨も薄く候間、御案事被下候旨右の通に御座候。乍去啼ても致方なく候間、申さば鳴寢入と申様にて、先昨今は畑イジリなどにてまぎれ居申候。一體此地は海内最偏隅の地にて候間、一度裏海島を見物に參、一度表海見物に參候處、途中一二里も有之處、番茶一盃可口所も無き田畑山道故、一度にてこりく、致又町方へは藩中の

もの出候事も出来不申、唯寺參りのみ、これ以て町の裏を通參候事、其上隣と申せど半町一町もばなれ、垣傳ひに候隣唯一軒有之候のみ、親類共は近き所にて半町、遠きは四五町若くは十丁或は五里或は二里位、不都合千萬、御存の醫人とても六七町はなれ、老母の前へ申譯無之、先々尊兄等の御蔭にて大厄をまぬかれ候計を大幸と致、三樂之二樂を相樂朝夕母を奉養致子供をソダテ候て、一家和睦を相樂罷在候のみ。一、僕事は必御案事被下間敷候。大厄と踏來候得共、心に不疚故か實は何とも不存、唯々御朋友の御實情に感激致候のみ。右厄中可愧事は、愈々死と決し候時、二夜不寢食事不進事有之、又熱病の時此地にて死は殘念なり、兩事とも母の成行を苦心仕候程、ソロシキカナシキ事無之、至今日て萬死一生をマヌガレ、大方と主人との難有、御朋友の嬉シサ胸に塞るのみ。先居は安く地は廣閑靜申計も無之、顔子一箒食、又君子困窮、又素艱難行艱難、是則士の實地立脚の地屯にて、居困に處の法無限味也。加之人跡往來一切無之、閑中日月長の趣あり、磨勵の境無此上場所と存候。是迄俗事無虚日、心中慘愴鬱々致候事と引合候得ば、良友珍物無之ばかりは遺恨なれども、此大閑靜を得候事、無此上大幸にて、未濕瘡にて平臥歩行も仕かね、總身カユク足イ

タミ氣分塞り心にまかせ不申候得共、全快さへ致候ばと樂罷在候。繪事の事何にても御聞可被下唯々尊兄御來書を相樂罷在候。

一、幽居圖は御返事に順ひ俄に認候間、誠の間に合ひに候間杏齋君へはチト愧入候、可成御見合被下追而認上候積也。詩も不宜追々刪正可致候。是又追而可申上候。幽居記も出來候ナガク候間全快の上ゆるく認上可申候。

一、杏君先御同篇のよし、此度はとてもと存候處、大病故御同篇なれば安心也。何に致せ同心第一の人泉客は防さ度奉存候。近日上書仕候は宜しく奉願候。一、小集圖款是又不宜、宜しく御刪正可被下候。

一、同盟諸家の内へ呈書事承知仕り、不憚事には無之候半か不遠認上可申、いかにも着坐出來かね又あまりざつ書も自快、無之ツイく延引宜被仰譯可被下候。

一、淡雅杏翁齋老書狀の時、尊兄を獎譽致事一體尤大承知也。左も可有之候、知己といふべし。乍去知ラルベキ道尊兄出來致候事故之義、猶御出精所祈候。

一、明石侯其外僕が餘澤と被仰候事は、何も申様も無之候得共、何も僕かれこれ存候、迎、其器不備ば致方無之、又備候て人の不歸は又僕が憾也。一箕を成は我成す也、何

ぞ僕が蔭あらん、足下の器量也。足下の器量は僕が僥倖也、御禮は不受して可なるべし。

一、新茶出來候は、御送被下候よし、御待申候。尤少々にて宜、扱茶事流行にて終には玩物喪志の御用心にて御獨喫の方に被成候よし、何様可然、乍去アマリ御嚴絶も挾に不堪、又良友人を得る種も出來可申候。玄徳が結髮、稽叔夜が鍛籠、謝安が蠟屐、強て煩には相成申間敷、御挨拶可然候。

一、花虎の事一毫も不介於心、必々御案事被下間敷、天をも不怨人をも不尤實に僕左様に心得一點の憤無之、松下公の事何等の事や、何卒寛公を所祈也。老子曰天網恢々疎而不漏、如此所祈也。

一、繪事御返事別紙に申上候。

一、杏先生長子物故の由、誠驚嗟先生御大病中の事、重て申様無之、追て弔書差上可申と存候間、宜しく杏先生の大病實にマヌガル可からざる義、僕が事は却つて勝りかと存候。其家内故郷を離し情よりも、死し候永訣並論ずるに不足候。誠以御氣の毒千萬也。

瑞三像難有御稿至極逼真一段に存候。いづれ近日返上其節可申上候。御落款の事も同斷。

一、太白春帖並にスリ物難有

はしめあがおはりありとはしりなから

けふこの帖をこゝに見んとは

スリ物は満弓の色さし感心ねつみよし、白鼠の眼紫は如何や、あるものかめづらし。昔川出精のよし目出度、全老兄のお蔭なり、令息御出精殊に靄子御通學一段の事、且淡雅隔月に展觀のよし、令息も御出尤のよし宜、扱令息はいづれにも老兄前後御周旋可被成今日申上候。扱内心には令息必大器を成すべく存候。晝兎に角シマ川候大して度を越さる處まで放つべし。又放ちて縦逸を學び始めて縦逸なるべし、シマル事ながれ、文章は放膽先なれども、晝は放膽後の方宜しく候。扱展觀の諸友じたはしく、又玉巖堂など其わたり唯夢にのみ見申候。

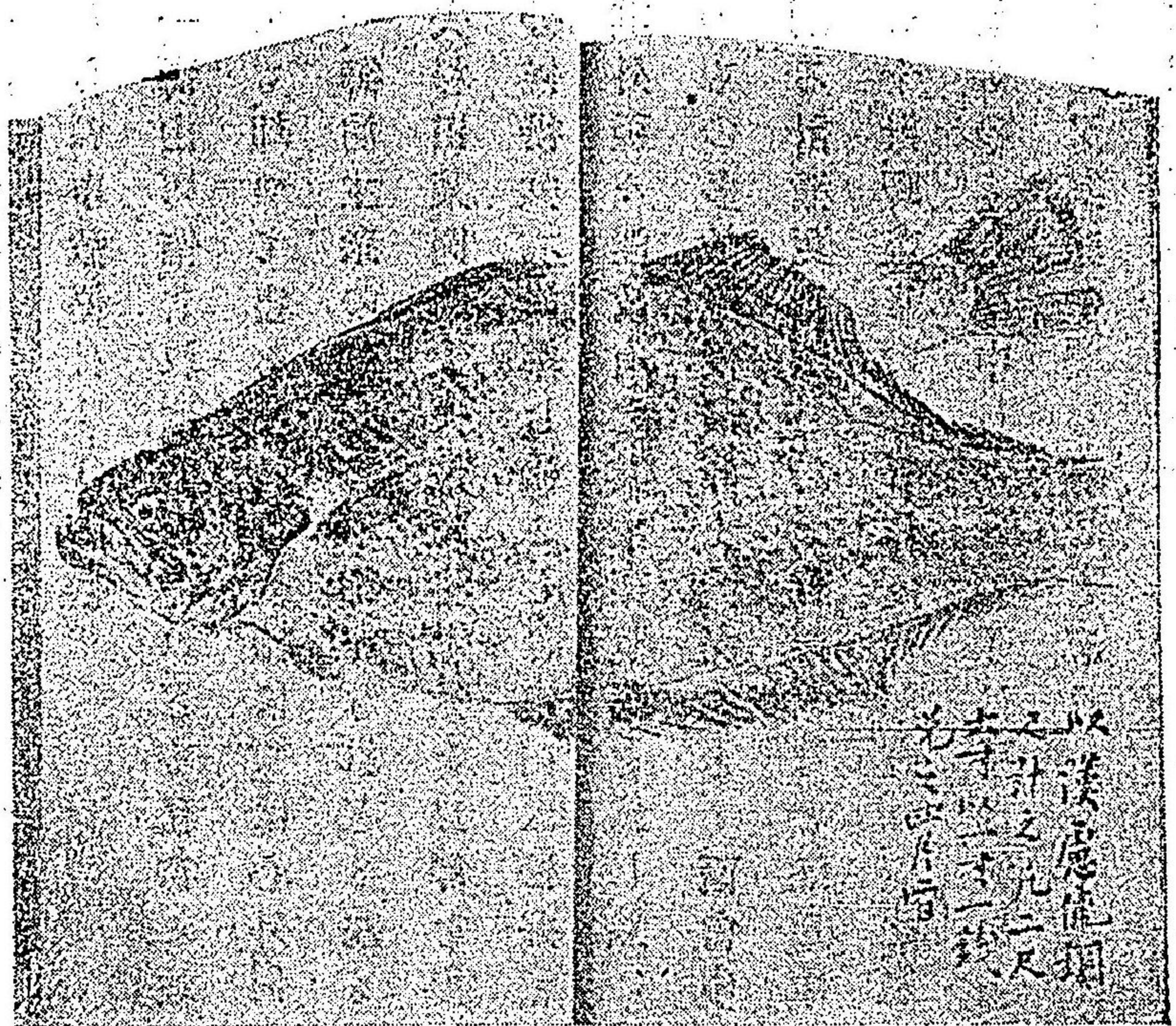
兩國の水ならなくなけきても

かべらぬものはむかしなりけり

一、門人小兒何分宜しく、殊に蝶女は獎譽これあの通りの生れは何分一藝仕込ねばならぬ事故偏に願候。

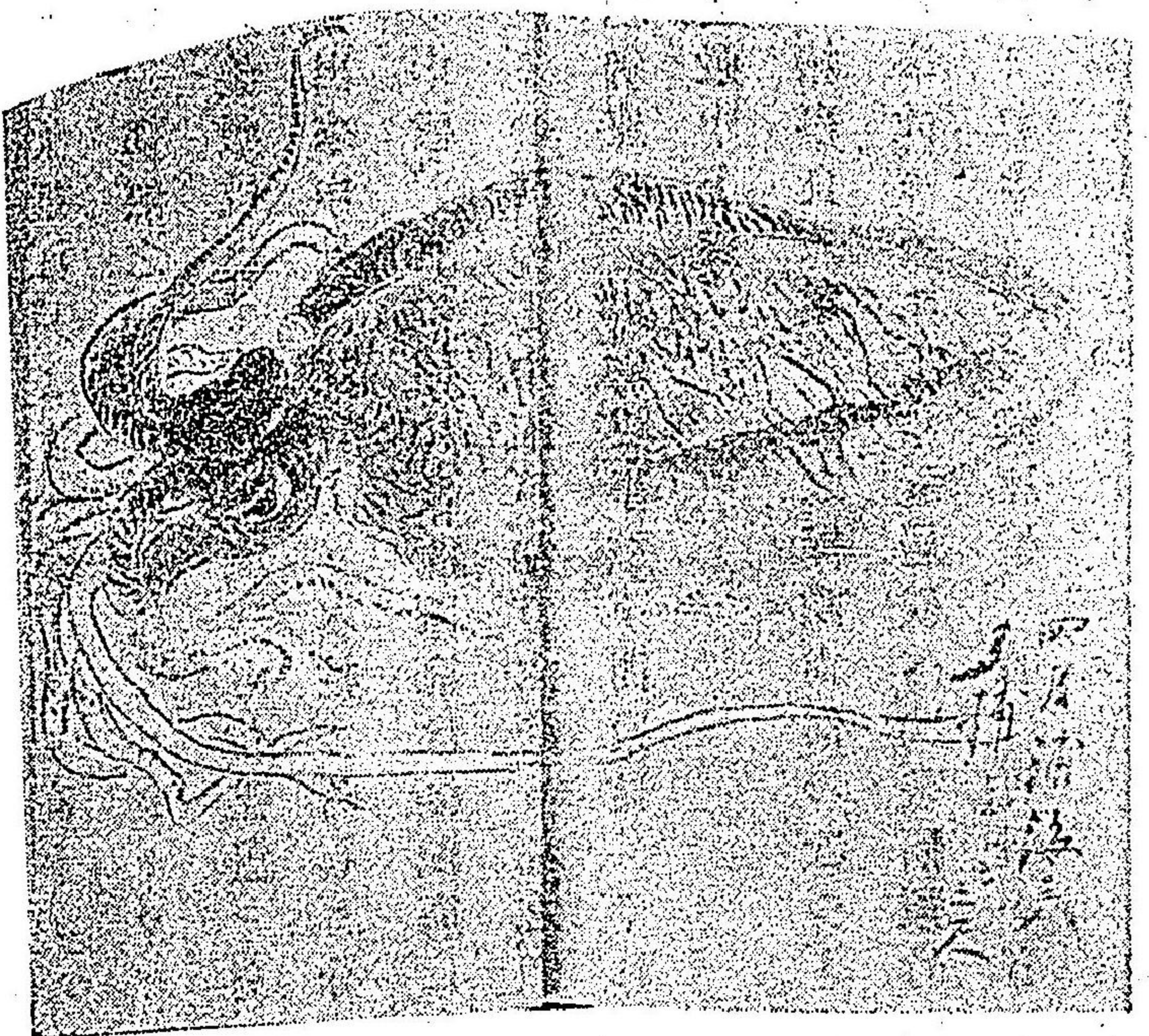
一、壽山可惜これは頗才あれども私智に被掩候もの、誠に困人にて少々金子出來候ても却つて害をまねき候様にては心外、何卒御見當り次第御意見可被下候。

一、御坊主衆の事、此方不都合なれども、左もあるべし快事也。此地諸侯の内西尾太夫杉田某、岡崎太夫佐野皆私欲を以罪を得、岡崎は二萬五千兩私致し、西尾は員數不分候得共右に準じ候よし。吉田は松井と申もの御勝手専らに致富博奕の事を許其外種々淫政有之、其家亦巨萬を爲し、然に俄に死去、其後寥々政不振よし。右負罪のもの多故唯僕が罪士大夫也として面會申込多く候得共固辭し逢不申、其上貧骨を削る計、猶更身困じ志大且遠きなど蛇足申候。旁御安心可被下候。此地も油六百五十計、野菜ものは各作り候間直は無之、私宅など未だ植もの無之、毎月二三軒位野菜ものもらひ申し、たけの子は手前簞にあり、毎日食し申し、其上魚類安きこと膽を消し、又其味の美なること忘れがたく候。ヒラメ二尺三寸、錢百二十三文、鱸十尾にて十三文高き時、十八文、鳥賊小なるは一つ三文大なるもの、江戸に不見、其色紺碧金



銀の光ありて惣身虎班也。其大はヒ
 ゲ共に三尺もあるべし、身ばかり一尺
 三四寸より五寸位、一ツ代八十文位、身
 のあつさ八分若くは五分位也。此節
 アジ、サバ多く又カマス有之、大低百文
 も出せば家内中大飽致かたなし、江戸
 風に致せば五十文にて足れり。又木
 綿は家中各織り申し一反三朱位、最上
 にて百疋位也。白木綿は六百文より
 貳朱位、菓子是最上まんぢう一つ四文、
 いまさのやうな器もの一つ三文これ
 はいづれもまづきに合せ候得ば高き
 方、酒は至つて宜しく一升百文より二
 百五十文位迄、一升百文の酒まことに

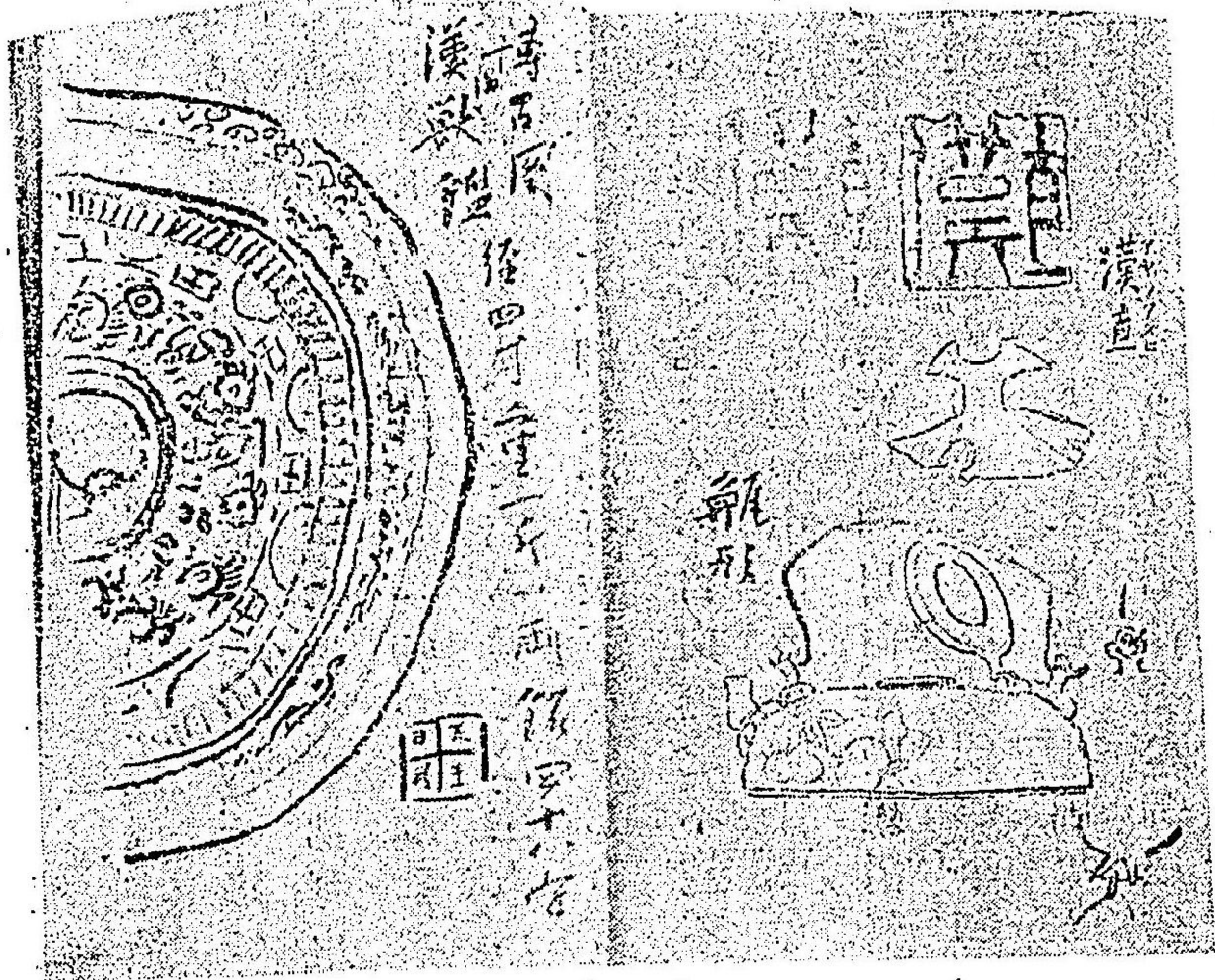
美也。家中大抵これ也。地酒は外へ差出取酒のよし、地酒は又好きよし、女給金



四貫文男二兩、薪は主人よりたゞ賜はり
 候。僕大減にて一ヶ月松の枝七十束遣
 ひあまり申候。風呂は五右衛門風呂に
 て毎日焚候ても薪にさゝえ無之、右の代
 りに魚無き時は五日も十日二十日も鹽
 ものも無し、野菜町にて賣候もの更に無
 之、とうふも麥時極暑には無之、江戸の如
 く俄に客あればこまりはて候。たゞ酒
 ばかりはいつにても有之、米は最上麥も
 先宜しき方、大根ほそく短く候得共甘味
 也。一口つきには最上、ニンジン拂底也。
 茶手前摘めば随分あしき喜撰位には出
 來申候。然るに皆づ性にて五月四斗樽に
 摘込候位の事故一切無之、吉田迄五里也

こゝにて宇治の茶をウリ申候。一斤二十五匁迄は有之、賣れ遠く候間上茶は悪く候。大抵江戸より一匁がたも高きかた右の外筆墨紙文房の具きぬ類上美なるもの一切無之、一寸致候事にてヒジャウギさへ吉田にも無之候、あされはて候。作事八疊敷位にて床付違棚など位迄疊を外に致し立具迄にて大抵十兩位、八兩位にても出来申候。江戸より木柱よろしき分にて右六疊敷を附十兩にて作り候事も承り申候。右の通に候間困窮は極困窮にて、今日半紙を買候事出来不申位なれども、飢るの何のと申江戸如き大窮も無之、差迫りシ小さき事にまじり、飢寒のかたは忍能御座候。必御案事被下間敷候。くれぐれ尊兄の御配意身にしみ、と仕候間委敷申上候。

一、繪事良友更に無之、探幽尙信のさつと致候にて、あれば奥道子李伯時の如く存候事故、モハヤ半年近居候へ共畫幅類竹洞山水古畫梅定家偽物風外兆殿司徂徠廣澤これきりにて御座候。誠に可憐かきりに御座候、何卒奉本偏に、奉願候。一、海草類御賞味被下千萬奉謝候。一、蝶の事御引何さま先其位の事に御座候。わがめは味噌をスリ夫へトウガラシを入香物の相手を妙、茶人流也。又こなしとて



暖かき飯へ掛候事も宜、其外は尋常の通。一、武四郎より御聞被下候とて、私極困の事已に前條申上候通、是又君子の實地に處し好ても不來境にて、已に古人も往々大厄を踏事あり、讀書の時かゝる磨礪の地を踏候てこそ人物もあがり候。幸あるは士の不幸など餘所事に存候處、已におのれ其場に至り候て、こそと存本意に相成候處存外天地大キク覺、乾坤も亦濶く御座候。私身にとり幾回の餘地有之候間、必御案事被下間敷候。其上品物易く旁々くらし能く。唯奉本目下新畫書類御咄承り度候、偏に、奉願上候。一、僕借金二百兩、不足も可有之、然るに此

度の一件如何可仕と存候。忝くも廉清守り來候事、今更人の憐を乞ひ候もくやし
く、獄中には色々當も致見候處歸宅憤然思ひ切大變に及候迄と心得候。然るに
尊兄始諸親類諸友人莫大の贈物、一時に半金ほどされいに返却致今日にてはそれ
も心に介候事無之、又藏書書畫も拂可申と存候處、それにも不及、先日不殘主人へ獻
じ申、今日の私金も本も一物身につき候もの無之、誠にサツパリと致候。此上如何
様困窮致候とも、變に臨み候ては主人へねだり候ても、一向に事かき不申、游優日送
り申候。是又御安心可被下。やしきも作り可申處、これも主人より借家同様に申
付盡迄敷れる處に入、不自由無之、不施不受の境界に御座候。

一、足下社江戸紛塵の中にあり、明日にも火事人事有之やも難計、其上御近因の大變、
來客の往復御同寮の御用向、喧噪雜聞無不到。これを唯一身を以て御當り被成候
事、僕及今御推察申上候。必ず僕等事御案事被下間敷、それよりは御親類の大變定
て御藩内の塵紛なるべし、口にも咄にもなる事に有之間敷、先僕事は天下知らざる
もの無之、惡名たりとも名は名に御座候、已に獄にて
麻繩にかゝるうき身はおもほへで親の

なんきをとくよしもかな

との歌遠三尾美濃深山の中まで喧傳致、さをもつぶし申候。して見れば親類様の
は誠に御不幸厚く被仰進候方奉願候。さぞく、尊兄も安意の間無之、如何の事や
掩紙大息仕候、餘は後便頓首。

五月二十九日

芦の幹一切差上候、これにてドビン敷二ばかりも出來可申候。江戸にも更に無之
と存候。

一、右芦の事私記の中に有之候間、御一覽、藩人式右衛門へ御渡し可被下候頓首。

其 七

御不快御大切奉願候、御一覽後御返却寫させ申度候。

一、上書寫一通

コレハ成島國之助(奥御儒者大凡年は六十餘なるべし、小作りの男御代々御舊跡
御年譜の著述被仰付候御人なり)先達此上書認新見伊賀公へ御相談(新見別懇也)
の處、至極可然旨答有之候間、直に御覽に入候様御頼の處、これは水野美濃どのへ



御願可被成とてかへされ候。直に水野へ出候處内々あしき事は無之哉と被申候間、何もあしき事可有之筋は無之旨國之助どの答候依て新見水野より相談候處、尤可然義甚感心早々御差上被成候様申に付直に被差上候よし。此文中一に諷諫志成人の言也。これを讀候事も乍恐上の御寛仁御大度略相見え、又其時勢に御屈し被遊候御容子も相分、此已後の御改正御仁政もすべて此中に相こもり申盡しがたく候。今時政に相與候人必讀感戴可仕儀と奉存候。

一被仰渡書一通

これは其後の事と相見え候。何事も

享保寛政の度に御導行難有奉存候。國之助より御代々御盛世に候得共、古今時勢の異同も有之、御代々を區々に致候。享保寛政より備はれるは無之、大細とも相舉り御尤の御義と奉存候。

一無人島落着の評 一通

これは一昨年の事を去年評し候事と相見え候。此度右二通分一同に被差越候大笑の事に御座候。御慰に差上候。シカシ推察世評初て承り不存事も相まじり申候頓首。六月十日

詩文

(一掃百態渡邊家藏)

一掃百態序文

今時畫王宮國郡市肆田間之風俗者、多出於里巷俗工之手、故人或賤視之爲俗畫固誤矣。夫如唐之周古言、宮禁歲時行樂圖、王昶、明皇斫脰圖、宋之李景道、會友圖、顧闳中韓熙載夜宴圖、張正道清明上河圖、可見歷代名人皆亦爲之、其他如趙元享葉仁遇、好畫京城市肆車馬、本邦亦有藤原信實、後鳥羽院行粧圖、藤原光長、年中行事圖、土佐邦隆、五節

圖法限尊海相撲節會圖飛驒守惟久與羽軍記圖僧學獻風俗戲畫等。凡此數者豈徒取玩於世也哉。蓋謂傳記不足以形容其實則此數圖所由作足使後世見善以戒惡見惡以思善。不特冠冕車馬宮室園囿之制有資於此矣。我邦天正慶長之間有若佐又兵衛者專畫時樣風俗擅其長時人目為浮世又兵衛今時作後傳其法名于世者多矣。菱川保宣宮川長春其最著者也。然皆務媚世求容故其所作鄙陋艷冶頗極俗態而今日為一種鄙陋之畫態者蓋本諸此。當時雖有守信兄弟之妙手亦恐人看做尋常俗流不肯畫風俗遂迄今以時樣風俗畫為賤工之事而棄之。豈不亦過乎。近京師之蕪村應舉好寫市肆田間之風俗而徒畢工思無製作楷模之法故其末流淪惡道如蘆雪吳春月仙岸駒所謂畫中之鄉愿者直令人見之欲嘔。願後之流弊可知也。安得志士振起教此一派別開生面也。然其法久絕而不傳實非食古而化者安得善模寫今世風俗也。噫余言而不能為何哉。噫余言而不能為何哉。文政新元青龍宿戊寅仲冬望前二日江戶華山渡邊登識。

江戶名所圖繪跋

(田原鋪木華國氏藏)

長秋月月岑畫工雪且皆面識也。月岑邂逅於種彥處少予凡七八歲如浮薄子弟雪且

老子六七歲所其畫生澁庸劣又不欲再見乙未春此書成採見之雖鄙俚狹隘月岑足能繼親志雪且細心勉強勝平生揮洒者後世觀熙雍之象者舍此書而何求。自歎取子羽宰我之失云。

熊澤蕃山傳

蕃山晚唱朱王合一之學一時以道學雷動然其根原曰王氏致知來者也。如物徂徠雖多品駁者以智許之其為人深智穎才卓越古今蓋天性也。少時體貌豐肥數為病所苦自以為是奔安佚長膏梁者所致遂日夜以武事是講。如許數年身軀漸瘦削病疾沒侵其心跡快々乎不為物誘者大概此類耳。曾負笈上洛求師之始途中有人語蕃山曰予客歲為主懷大金遠行途賃馬跨且行其夜及困頓就寢覺向者出金掛鞍遂不收然猶疑為夢寐茫然神失魄奪方寸系焚死外無又揣袖手安受悲涼忽聽門外剝啄聲殊急問之則馬夫也。彼亟出金曰小子歸家解鞍有物相懸駭見之金也意是君所遺却即舍馬來還呈封緘如故。予且驚且歡皆然如夢中夢既神定氣平解腰纏謝之。渠不拜曰君之物歸君曷報之有將拂袂而行予忽援相沮曰豈自作若不因汝發義吾取死於疑地強以

贈此。尚確不受，愈強愈固，遂以半日之賃納焉。予歎曰：有何所守也如此。渠曰：有焉。吾鄉中江與右衛門者，教導里中曰：毋以貧濫，毋以富狂，仁人之安宅，義人之正路，今以君賜為利，近以貧濫，以君物為得，於義不安，何其欺此心乎？言畢而去。吁！世善人少，不善人多，如此人，何為多乎？蕃山低元良久，曰：馬夫斗屑耳，然猶且然，所謂中江氏可想也。即立整裝，遂行乞業云。古人雖發心適道多，如蕃山明斷穎悟，為人快々乎適善者，夫又少也矣。蕃山姓熊澤，名伯，字了介，平安人。

○凡人所好者樂耳，而恐其樂之短，而不虞其樂之長，其樂有道乎？曰：有焉。先以苦學則當永享此樂。子曰：學而時習之，不亦樂乎。七月二十三日寫耕作圖時天涼意悶而得此語

○聖人之言無不有信且徵矣。讀書者皆不必賢。常雲烟過眼而不再反，時至偶有得，心明豁然與俗人難語也。予偶於學而時習之語似有得。因記之以為後日之鑑云。

○予少以為龍居蟄潛，蜿蜒草間，俯伏石隙，或畜之樊籠，不與小蟲甚異矣，而於其飛騰屈伸時，雲行致雨，樹拔巖碎，一躍冲天，可稱靈矣，妙矣。

題自畫

古人云：繪雪者不能繪其清，繪月者不能繪其明，繪花者不能繪其馨，繪鳥者不能繪其聲。

然雲漠圖使人覺熱，北風圖使人覺涼。弗與畫龍雲雨勃興，韓翰畫馬鬼使來謝。是以情之爾畫者，因重神情也。雲筆忙於畫，不知我為草蟲，邪草蟲為我。而此造化生物機緘，蓋天心矣。故畫花禽者，一花一葉一點一畫，皆要有情。其斯合情則於氣韻生動思過半矣。

乙未八月十五日

登

題蘭竹圖

東坡畫蘭，長帶荆棘，見君子能容小人也。蓋荆棘不當盡以小人目之。如國之爪牙，王之虎臣，自不可廢。蘭在深山，已無塵囂之擾，而鼠將食之，鹿將齧之，豕將啄之，熊虎豺麋兔狐之屬，將噬之。又有樵人將拔之，割之。若得棘刺為之，獲據其害斯遠矣。秦築長城，秦之棘刺也。漢有韓彭英，漢之棘刺也。三人既誅，漢高過沛，遂有安得猛士守四方之慨。然則蒺藜鐵蒺鹿角棘刺之設，安可少哉。予近得板橋題跋，讀此記，覺頗有襟度浩然，咳唾洒落，故書為款。戊戌八月

題美人之圖

與可之竹，思省之蘭，華光之梅，皆寫所愛，自撥抒性情，兼以贈人也。然人好惡不一，王衍

忌泉歐陽公憎蠅眉山翁惡棋雖欲與我同好得哉。予六如老蓮之癖佐酒非哂々不樂固夢非蓮香不眠。故情所鍾能發揮其所思夫人生而無飲啄牝牡之慾者非人也。是以予所好者天下公道而與可思翁所愛一人私淑也。因寫予愛妓寄顯齋々々與予同好也否。時天下禁奢我妓微玉梳金釵素面輕羅如雨後菑蕩天保戊戌六月十日

題畫竹

宣和墨竹無撥三聚五之法密葉層重之處微露白道所謂月影法也。嘉定柏子庭諸人能繼其緒不墮古朴高逸非今人所層見因追其意作之。然至精神喚發遺珠之嘲不可免。己亥二月朔日

題赤壁之圖

東坡之才一瀉千里道玄之筆一夕斷之是非胸中藏萬峯貯丘壑目無全牛者不能也。

題鯉魚之圖

好去長江千萬里不願辛苦上龍門

題機女之圖

青燈映韓幕絡繹鳴井欄軋々揮素手風露凄已寒辛勤度幾梭始復

成一端寄言羅綺伴當念麻苧單

題畫山水

雨晴前山竹樹邨石溪流帶沙洋
野人赤脚如歸鳥不怕深泥半擁門

同

池塘春暖水紋開堤柳毛絲間野梅
江上年々芽意早蓬流春色逐潮來

同

燈光難照客懷開忽聽寒聲響似雷
天氣無風樹無葉道州半夜水流來

同

秋山瘦嶙峋秋水渺無津如何茅店裏却欠倚欄人

題桃之圖

噴日舒紅景通溪茂綠蔭終期王母摘不羨武陵源

題錦鱗青蓮之圖

秋水澄鮮見髮毛 錦鱗行處水紋搖
岸邊人影還驚去 時向綠荷深處跳

題黠鼠食葡萄之圖

黠蟲窺百果 覆藏因農憂 天行固難料 人豈不綢繆

題水仙之圖

如聞文佩響 疑是洛妃來 朔風期羅袖 朝霜滋玉臺

○

莫嗤鷓鴣試鵬雲 決起槍榆初見聞

遊子固知風木歎 花朝月夕何忘君

○

宮中一出啼蟲早 何事使人感慨長

忽怕朝衣立窓下 秋風吹散御爐香

○

丹青影裏放扁舟 山水都從枕上游
拆草沿流綠無縫 遙村點染露紅樓

贈村松大夫

我藩村松大夫高尚之士也。讀書能詩與余有舊好臨發求畫。予近來踈懶
爲性日舉白以消日。故貧益甚任務亦益甚。或十日一水或五日一石難速
以應。今春小酌之後作此圖置案頭資以爲贖。固醉後漫筆粗俗可媿也。所
謂般門弄斧之議其能免乎。正月朔六日

世上群葩醉暖風 江頭唯見獨醒公

誰憐一樹雪霜後 貞固正兼松柏同

古來畫竹多 誰能作其節 我筆不起然 無心學松雪

與春山

明々城上月 忽有故人來 白酒猶歡醉 青燈更苦吟

鑿開渾沌竅 默會聖賢心 自不鐘氏聽 誰知伯牙琴

幽居

多難畏事眉山老。 肩戶沈々甘晏如。 倥傯營房蜂影亂。
 檀欒護穉竹陰舒。 新知翠嶺紗牖畫。 舊夢紅塵酒友書。
 獨幸春風無棄我。 好鳥幽芳遶茅廬。 畏濕蝶衣困露葉。
 濤聲滂湃繞孤城。 海國暄寒陰又晴。 池水恰如魏野清。
 乘乾蛛網撒簷楹。 樊禽何學豐干舌。 一花零落豈無數。
 三歲一經營樂地。 寂寥宜以送餘生。 折花野老慰愁眉。
 復嶺重雲絕友期。 中襟鬱塞有誰知。 百鳥和鳴如感時。
 百鳥和鳴如感時。 送族隣翁愛幽獨。 襟方雖沒驚人句。
 襟方雖沒驚人句。 滿胸隱憂杜老詩。 同

海雨洗塵埃。 蟾光滿谷根。 及勝諸夜耀。 豈望正秋輪
 寒草臥無影。 霜蟲老尚呻。 何客不腸斷。 況又此愁人
 人間喧聲裡。 幽子步寒煙。 千里無朋至。 九天有月憐
 夜思更遠窮。 人極志彌堅。 塵世君休說。 水輪有缺圓

吟策繞幽圃。 歸來坐短檠。 霜篁占空影。 寒蟪領園聲。
 硯滴銀河水。 詩分玉兔精。 此皆閑寂得。 回首笑塵纓。

題富士山之圖

三國一粒の山雪はこげたる米の如く、雲は甑のけぶりに似たり、
 誰か云ふ富士は世界のやきめしなりと、見る人むねにつかへて高し

吊詞を贈りし人への禮狀（父定通の喪中）

舊年は御思召により、靈前へ御高調被成下千萬忝存候。早々御禮可申上處、無據義
 共打つゞき乍存延引仕候。楮右に付御覽に入度詩歌有之候へ共、遠路故左の通而
 已認上候。

辭世

巴洲渡邊定通

六月十六疾殆危。 水穀兩絕十日移。
 癡兒老妻休求藥。 人命在天不在醫。
 ひかしよりこの世はゆめとさだめつも

まことのかどでうつなりけり

奠

渡邊甲斐守輝綱

老が身に老のつかれをおもひやる

そでさへふかき秋の夕露

山口相模守直温

たれをまつさかりなるらんなき人は

かへらぬ野邊の秋萩の花

屋代太郎弘賢

千世ませといのりしかひもなか秋に

ながきわかれとなるぞ悲しき

池田勘太郎景彦

あきのくれ魂のありかはしり雲の

雲ゆく月をしへやはせし

くま子

とし月をいつゝの道のをしへ草

わけつゝいにし人ぞこひしき

三宅照定

嘗聞天意惜年深。 豈料知音報訃音。

一夜秋風吹不駐。 爲空孝子至誠心。

山口煥

秋霜冷冽屢驚魂。 輪墨空留手澤存。

三歳襁褓何所報。 揚名宇内耀家門。

谷文五郎文晁

蟬さへもおしゝとなくや秋の風

あさ子

をとづれて萩をとろかす日くれかな

大白堂孤月

きのふよりけふのしたはし露の萩

不肖子定静

かぎりなき親の恵をふじ衣

かぎりあるこそうらみなりけれ

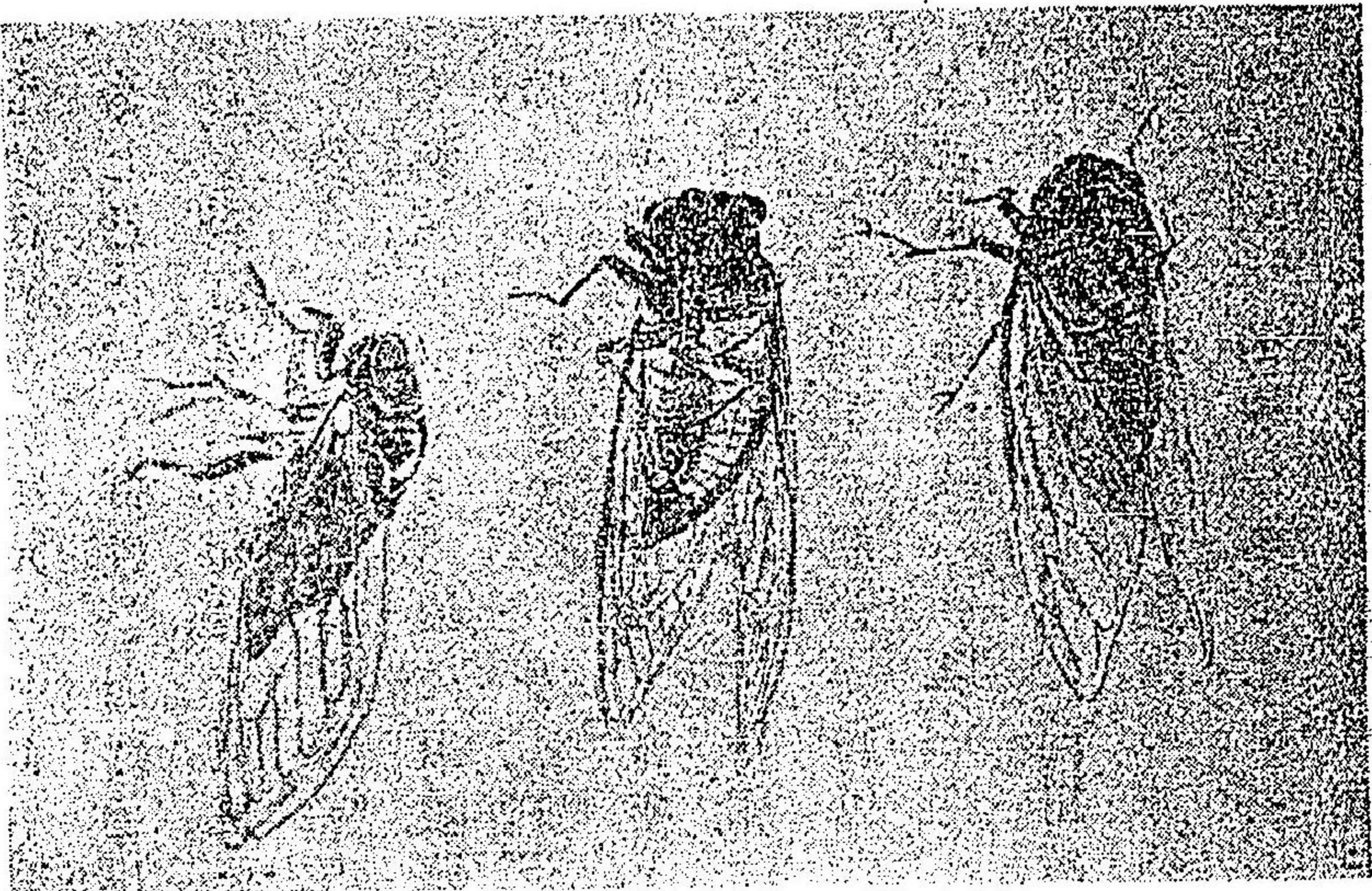
餘略す

右は一齋なども問候得共未だ出来不申候。九右衛門様へ御一覽に入可被下候。

田峻年中行事序

佐藤信淵田原藩に聘せられ農政を講じ田峻行事の著あり當時の状況を窺うに足るを以て特に其序文を録す。

田原侯百姓を慈愛すること篤く農政に力を用ひ給ふこと固より他邦の比すべ
きに非ず。近來益其善を盡さんことを欲し、田峻官を置いて農民を教育せしめ、將
に耕種培養に精細を極めしめんとす。此れに因て華山太夫予に田峻の職掌を
詳にせんことを請ふ。愚老答て曰く、田峻は昔在公劉ムカシ豳國を治めし時、始めて此
官を置いて稼穡を教へしめたる農師なり。所謂公劉は堯の時に后稷たりし姫棄
か曾孫なり、棄は草木を種植すること靈妙なりしが故に、後人之を祀りて穀神と



する所なり、堯其農政に大功あるを以て、封じて
有部の君と爲す。其子不窟に至り其官守を失
て戎狄の間に竄る、不窟鞠陶を生み、鞠陶公劉を
生む、公劉賢にして能く后稷の業を修め、其故家
遺族を率ゐて、戎狄の野を開き、躬ら耕種を勉勵
して大に家を富せり。狄人も交之を學び、從て
耕作する者甚だ多し、乃ち田峻を置いて撫御せし
む、狄人隨喜し從ふ者漸く盛なり。於是乎其衆
を將ひ、始て豳地を開き遷て之に主たり、益農政
を講明して、其民を教育す、故に百姓富貴、國家隆
盛にして、一時西陲に雄たり、近隣の諸侯此れに
歸付するもの十有八箇に及ぶと云ふ、其事は篤
公劉の詩に咏ぜるが如し。抑田峻なる者は、彼
の公劉が工夫にて建てたる農務の世話人にし

て彼れが一族家人の中より、溫和慈惠にして、稼穡に老練したる者を選んで此官を命じ、己に代て百姓を撫御せしめ、懇に草木耕種の法を教へ、培養耘耔に精細を盡し、百穀百果蔬菜薪炭を豊饒にし、桑蠶苧麻績織染色する事より、狩獵狐狸を取りて公私の用に給し、其他公室の諸役を勤仕し、私家の破損を葺治する事までを悉く斡旋たるなり。故に田峻等日夜農民と雜り居て、其貧窶なる者を察し、其窮を賑ひ、或は其善を賞し、惡を警て彝倫を守らしめ、至誠を盡して勸進せしを以て、習より馴と云ふ諺の如く、多年を累の間に農夫等斯く田峻の教に化して國君の恩に懷き、境内舉て稼穡に精細を盡せしが故に、家々富實し、人々皆淳朴なること七月の詩に咏ずるが如く、純正なる美俗を成すに至れり。故に澆季の世と雖も國君及諸大夫至誠心を以て農政に善を盡し、百姓を濟はんことを欲せば、田峻を置より良なるは無し、唯だ此田峻のことに就て愚老一つの疑ひ有り、其仔細と云ふは、所謂彼公劉戎狄竄餘の身分を以て、其田疇を治め、其倉廩を實し、既に富み且つ強く、新に鹵地を拓て此に主と爲り、國家隆盛にして西邊に伯たりし功業は、皆是れ田峻を置て百姓を隨喜欣戴せしめたる妙策より起原れり、苟も經濟に志ある

者は誰か此を知らざらん、然るに公劉没して四萬餘歲未だ曾て田峻を置て百姓を撫御せしめたる君の有ることを聞かず、且周家は公劉が苗裔にして世々農事を尙の俗なり、然れども周官に田稷なきは有周と雖も此を置ざることを知る、唯月令に藉田の禮を記して、祖先の農法は悉く虛文と爲り、貴人に耕種を躬行もの絶て有ること無し、公劉其衰哉。故に三代の古書に田峻の事を云へるは、唯詩を詳なりとす、其他は稀れに名の出るのみ、是を以て諸註家其官守を説も審ならずして、毛氏は田大夫とし、爾雅には農夫なりとし、朱氏は毛氏の説に従ひ、田大夫勸農之官也と云ふて其職務の精説あること無し。夫れ下民は國の根底にして農業は政の本なり、田峻は國の根底たる下民を教育して、政の本たる農業を精密にする官なるを以て、土地を有する者の無かるべからざる極て緊要の官なり、然るに古代より英主賢臣の多きが中に絶て田峻を用たるものなし、是愚老が疑を蓄ふる所以なり。因て上古の君臣と國土の事體と、後世の君臣と國土の事體とに就て深く其然る所以を探索するに、彼禹稷公劉等の如きは、帝王國君の至尊と雖も而れども躬ら稼して固より農事に精きを以て、其田峻と爲すべき人を選び、且つ

此を使命するも君臣共能く便申て、政事之行届こと意の如くならざるは無く、田
峻も亦農事に精練して懇至に幹旋を以て百姓皆感服し、能く其教に従ふ、是を以
て萬端悉く全きことを得たり。上古の神聖斯の如く骨折給ひたる功德に頼り
て、天下の國土漸々開發し、百姓粗農事を知り、此を教ること無しと雖も貢税を收
納すること、爲り國用の足れるよりして農政稍衰へ、遂に田峻官を置くこと無
きに至れり。然れども禹稷躬稼したる時代には、凶荒多年打繼くと雖ども、絶
て百姓の飢餓に迫るの患あることなし、田峻を廢するの後は、僅か一二年の不作
にも或は餓殍の野に充ること有り、成湯文武の聖君を以て田峻を置くに及ばざ
りし者は、耕種培養等の事は陶練せざる故なるべし。其他明君賢臣は世々乏し
からずと雖とも、躬ら土泥を攪し、糞汁を澆き、苗を挿し、莠を耘り、民の蚩々たるを
教て、作物を豊熟せしむるの業に至ては、争か上代の如く洞悉する者あらん哉、是
を以て農政の精密なるは、古來公劉を最一とす。澆季の世に至るに及で、凶荒屢
臻り、食物の足らざるを憂て、勸農使と云ふ官を置き、農政を嚴にせしこと有り、然
れども國君大臣共に農事に暗昧にして、孟浪に農官を培し加へしを以て、鄉村を

騷動するのみにして、稼穡に益なく、却て百姓の患害を作せし事有り、是に由て此
を観るときは、古來此官を建てざる事其旨も亦察するに足れり、故に實徳を修め
ずして虚文を事とするは、損多くして益少きこと以て知るべきのみ、太夫曰く然
らば則田峻を置くことを



廢せん乎。曰く夫れ田峻
は農政に最も緊要の官な
り、何ぞ無かるべけんや、今
愚老が議する所は其根本
を養はずして枝葉を充張
せんとするの惑ひを辨ず
るのみ。願に今世の農政
にては、此官を置いて國家を

利すべき土地は幾ど稀なり、然れども貴國の如きは實に成功あるべし。太夫曰
く何に由てか弊藩のみ可なることを知る乎、曰く愚老遊歴を好み足跡天下に遍

し、故に列國の農務精粗風俗勤惰悉く觀察せざる可く無し、此五六年來諸國不作にて往々餓孳算を亂せり、殊に貴國は別して凶荒甚しく、野に青草無し、然るに君侯御若年なれども、百姓を恤むこと厚く、毎日米麥を齎して村里を奔走し、周く貧窮を救ひ給て國內に飢民なからしむ、我聞君侯襲封以來十年許の間屢暴風の穀類を損害する災に罹り、百姓の飢餓に迫らんことを患て、一ヶ月も心を安ずること無しと、其仁心の渥き方今の入君此類あること鮮し。又初め愚老貴國に遊歴せし時に鈴木太夫が農政を講ずるを聞て尊敬すること嚴師父の如く、乃ち請て領内を檢閲せしめ、作物耕種の法を問ふこと甚だ勤たり。又佐藤太夫農事に懇誠を盡し、曾て溝洫修理の時に家人を將て其事に會し、下民に先だつて土塊を荷擔ふ、其他川澄太夫、眞木、小川等の諸士皆民を恤むの志篤く農事を講明することを好む、君臣能く國政を勉勵すること斯の如きは即ち公劉の治なり、是を常務として永く倦むこと無く、田峻を置て百姓を教育せば、農政の益善を盡さんこと疑ふべきものなし、是を以て貴國の可なるを知る。太夫喜で曰く、弊藩の農務先生可取の印可を得ば、何の幸か此れに過んや、然れども事業は精細なるを良とす、希

くば田峻の職掌を精密に講明して、弊藩をして永く依頼する所あらしめよと。是於乎先づ幽風七月の詩及幽雅甫田大田等の詩に咏ずる趣を取て、公劉の農政を説き、其他皇國の舊典と、愚老が家歴世相傳ふる所の農法を輯彙し、一卷の書を編て、田峻年中行事と題し、以て此に贈ると云。

天保十己亥年二月初吉

佐藤信淵元海甫謹撰

進書目錄

第一

三宅子爵家藏

其第一は全集第一卷に録載せり此第二目錄は明治四十五年の春に至り三宅子爵書庫中より發見せられたるもの

全樂堂長物編

明袁袞草書七古 紙本橫幅 一幅

袁袞字永之號胥臺 明史文徵明附傳堯峰之集 王弇州藝苑卮言 佩文齋書畫譜 甫田集有墓誌 四庫全書提要載其著皇明文獻 全明詩入袁永之集行狀詳於其著永之全集蓋此詩佚本集

明葉高向草書宿靈巖寺詩 絹本長條 一幅

葉向高字 號臺山 明史本傳其他所見尤多不勝舉著有蒼霞莊文集

明文肇祉草書扇高緝墨蘭扇合景幅 一幅

文肇字祉 號鴈峰佩文齋書畫譜蓋文徵明之孫文久承之子 高緝傳不審蓋同

時人

明鄭弼甫行書葉臺山詩 一幅

鄭弼甫傳不審藤山其號

清王任治畫爲霖道沛禪師像爲霖自贊 一幅

任治道沛皆明末清初人道沛主福州石鞍山有德聲見三曉庵隨筆

韓葵陳揚先扇頭書 一幅

韓葵字 傳詳湖海詩傳國朝詩人徵略著有有懷堂文集 陳揚先履歷未審

王鳴盛行書臨顏 絹本立軸 一幅

鳴盛字鳳階號西莊履歷散見諸書著有西莊始存稿日下集十七史商榷尙書後案

素竹園詩

王澤弘行書書畫跋 紙本橫幅 一幅

澤弘字士圖一字洵來履歷詳國朝詩別裁 國朝詩徵略 湖海詩傳蓋與李笠翁

友

沈筌楷書壽日本梅翁詩 絹本立幅 一幅

沈筌字衡齋號南蘋 筌事見小倉山房集 沈德潛文集 畫史彙傳 國朝畫識

本邦人知其畫妙而不知字詩之佳此世之罕物

同 太平雀圖 紙本立幅 一幅

吳淳湘江夜月圖 紙本方幅 一幅

淳字問亭未詳其傳

張秋谷菊花

秋谷名鯤後改華傳載墨香居畫識畫史彙傳

沈宗維衆禽朝鳳圖 紙本 一卷

宗維字笠山 畫徵錄及畫識畫史彙傳

周岱臨南田畫花 紙本 一册

岱字東藩 畫識及彙傳載之

林伯居正書杜詩 紙本

傳未詳

顧愷西廂記圖 絹本 一册

愷字方樂 傳載畫識及彙傳

鄭岱西湖十景 絹本 一册

岱字 傳載畫識及彙傳

汪楫行書五絕 絹本 一册

楫字 傳見湖海詩傳國朝詩人徵略蓋琉球冊封副受學王漁洋曝書亭集云注檢

討者即此人也揚州畫錄熙朝新語云其善書

陳泓山水 絹本 一幅

泓傳無所見或云閩畫錄云者載之

馮汲三山水 絹本 一幅

汲三字象泉傳見畫史彙

俞宗禮耕織圖 絹本 一册

宗禮字 履歷詳國朝畫識畫史彙傳

吳濤行書 一幅

濤事不詳畫史彙傳有吳濤此人歟蓋雍正年間人

姜筌名山圖 一册

筌字 未考其傳題籤必過庭聞詩書

王閩州墨竹

一幅

閩州名登羸 枕山樓詩話見其名蓋明末福王據福州逸人皆失其名天下既定猶自晦不顯可惜可憐然其筆墨流傳在今無所考

明翁正春草書唐詩

紙本立軸 一幅

正春字 格城人與董其昌同時文字會寶入其書其多見題跋格城詩話載其名其詳未考

林佶臨聖教序

絹本立軸 一幅

佳字吉人號麓源受學汪堯峰堯峯文集即吉人書也履歷詳諸書國朝詩人徵略載其大概著有麓源堂文集

愚庵墨葡萄

紙本立軸 一幅

愚庵號墨林傳本朝畫史

本下長嘯子乞刪貞德和歌尺牘

一幅

長嘯子之事詳諸書此云明心翁即貞德也

小野於通尺牘

一幅

於通事詳諸書

本阿彌光悅尺牘

一幅

光悅事詳諸書

千利休尺牘

一幅

利休傳詳諸書

赤穗義士尺牘

二幅

大雅堂三岳紀行

一卷

應舉墨梅

一幅

佛國高峰禪師牛畫贊

一幅

高峰事詳元亨釋書字畫尤佳然未質言

戲鴻堂法帖

十六卷

停雲館法帖

十二册

座右之銘

古人云。讀萬卷書而行千里路。苟欲成一事者。必可省一事。第一謝汎交俗談。第二不爲他事。寧全己所欲。双岡法師既言之。

作一里山期一月。作十里山期一歲。大學修身齊家治國平天下。皆有所期。安小成而怠非士本意。

會約

總て世の人の樂と申候うちにも、酒は美はしく、女は面白く候。さりとして、朝に夕に盃を置かで有りなんには、病狂の人に同じくて、終には命も永かるまじく候。ましてや、春の雪間の翠より、迷ふものは戀草にて、家を賣り、身を失ふためし少から

ず、されば酒食は後悔の前供、名聞は誹謗の主人、利慾は争ひの媒人にて、樂あれば苦みあり、うき世とは申しながら、皆塵欲のきづなに牽かるゝこゝろの迷にて、眞の樂とは申し難く候。只其苦樂を忘れ、性情に由りて、書畫を樂み候半には、彼の藝に遊ぶといへるにも背き申まじく候。むかし賢き人達の、心清める折ふし言ひ捨てたる言草、描き捨てし筆の跡に候へば、その匂ひの移り來りて、斯く有らまほしう思ふものから、終には學びもし、務めもして、善き人の數にも入らば、其心がまへは、實に隣ある友がきの遊びとも申すべく候。さりながら、吾も人も昨日に今日に、奢りてゝろの添ひ行く習に候得ば、今はともあれ、後には、只酒色の爲めと成り行き候半も計り難く候まゝ、此約を立候事にて候。

一座敷はきたなく候とも、掃除は行届き候方。

一毛氈は古くとも、酒油などによぞれぬもの。

一茶は煎茶二番がえ也、抹茶は面倒に候、菓子は箸のいらぬもの、疊にこなこのぼれぬもの、茶碗は其度々水にて洗ふべし、茶にて洗ふはむさく候、薰物したるは床しく候。

- 一 茶を煎じ候者清らかなるわらは女都合悪しく候は、連中輪番。
- 一 飯は茶漬け、菜は一品二しな、香の物は好き方。
- 一 酒少しあれば宜しく候。肴は一くさ餘り拵へたるは目ざましく、初ものいさゝか見えたるは嬉し。
- 一 書畫は名しるしをかくし鑑定申可候へども、又餘り左様にてもうるさく候まゝ、興あるまじく。
- 一 多幅なれば見る目も忽に、心のいとま無るべし、一人にて三幅を限り可申候。
- 一 田舎人の祭見しさまに、一つも見洩らさじと、引き合ひたるは賤しく、人の持てるを奪ひたるは口をししく、手わざの荒きは厭ふべし、我佛尊く誇りたる、また露たがはじと守りたる甲斐なかりし、長口上、人の話のこし折、先くじき、意地、負惜しみ、或は利慾の物語、官路の噂、人のよしあし皆戒しむべし。
- 一 展觀の後先に四方八方の話面白く候、また各々言はん程の事聞き甲斐あるはうれしく候、只風流韵事をむねといたし度候也。こまかに盟約せんも亦うるさく候まゝ、契りし日は、雨廢なきのみ。

田原藩學問所設立に際し師範に關する立案

師範方被仰出案

- 一 師範の義は、先其身より人に及し候而、御教化を興し候基に付、其身持は勿論、子弟成器を相樂み、教方懇誠にして、條理有之様心得第一の事。
- 一 子弟成器の可否は、幼稚の節尤も大切の義に付、誤讀誤解無之、行儀作法迄行届候様、嚴敷可申付候事。
- 一 近世學問の儀、大抵訓話詩文を精致候迄にて、所得を以て施行致候もの無之候間、實行第一に心掛候様、教導可有之其内不忠、不孝、不弟の筋有之ば、猶更少しも用捨なく督責可有之候事。
- 一 實行は第一の事に候得共、學問不精候而は、施行も亦廣からずして、御用立不申候間、此御趣旨を差含、序を失ひ、本を忘れざる様に、御諭可有之事。
- 一 才能の儀は、有用をむねと致可申、若又異才異能の者有之候而、實天稟にして、拔群の者は、大倫の外、小廉曲瑾を以て、其才能を塞がざる様、寛養可致事。

一今時文墨の弊淺からざるに付、一切封禁被成候得共、詞章の義も、其所得の義は顯著にて、言語文字ならでは、御試被成がたく、又其旨差合可申、たとへ士風鄙様に流れ候も、浮靡なる義は、一切御趣意思召にも相觸れ候間、屹度相心得可申、御家風に不合候事。

一學程心得方等の義は、師範方にて差定候通り、相守候事。

出精の者御賞美可有之、聊たりとも式、規則、程則に背き候ものは、屹度嚴敷御答可被仰付候間、兼而其旨深く、相心得可申候。

右の條々師範の者掛りの者、子弟の者迄、不洩様に可申進もの也。

與商人

一先づ朝は召使より早く起きよ。

一十兩の客より百文の客を大切にせよ。

一買人が氣に入らず、返しに來たらば、賣る時より丁寧なせよ。

一繁昌するに従て、益々儉約をせよ。

一小遣は一文よりしるせ。

一開店の時を忘るな。

一同商賣が近所に出來たら、懇意を厚くし、互に勵めよ。

一出店を開いたら、三ヶ年は食料を送れ。

客座録

(天保乙未)

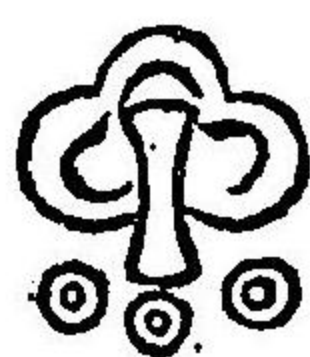
拔萃

(渡邊家藏)

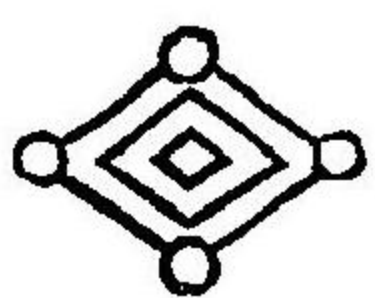
○かくれ簀は躬恆の歌に見ゆ。
○寶盡しの事は保元平治物語爲朝が鬼が島へわたりしくだりに見えたり。



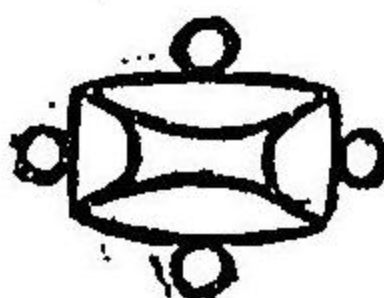
錠子今、は丁子といふ



如意



方勝 勝といふは頭の冠の事也



錢也錢録に集堂とあれど器事に七寶ながしは五色の硝にてながす
故俗に七寶といふその内に此形ある故に七寶といふにや。

○モチの付たるを取るはカラシのヨを付てモメバ落る也。
○朶を取るにはローハといふ染草朱を包たる袋にても取る也。
○藍を采るには水飴を入れ煮れば忽散浮く也それを石灰の上に紙をのべながせ

ば其紙へ藍とまるなり

○氷さとうのニガシを取て諸草木にぬりやけば其質を不損灰となる也。

○丹石 長州にて朱墨に用ゆ。

○テコノロジ一七第一

陶法類 イロツケケセル 石灰製 ギブス石ノコン 板ビードロ 色ビードロ

食鹽 明礬 蓬沙類 ステレキワートル コーニング 金もの ハ金箔 彩具類 ベロ 鹽漬

肉 酥類 ホルト類 干物類 毛織類 色付 メリヤス毛笠 蠶 駝毛織 テ

レースト云具にて染ものをする法 ナメシ革の法 ニベ角細工 生類の腸筋

を細工に遣ふ 蜜蠟をさらす法 獣肉の蠟 鯨油 コヤシ

○コールスツフ スツフのあるも糞汁に多く鐵氣養ひになるもの。

○千葉七郎云 信州山中にて十月の事にて雲さりひらがりたる中を行に其内に
粟粒のかたまりたる雪生候終に追々大さうなりて山下にくだる皆雪中にて小
糠の如く凝生するなりこれは一度は和田峠にて見一度は小川路峠にて見たり
とどこの頃峠よりは五里ほどもあるべきなり。

○又此處は初冬には大きやかなる雪ふれども極寒に至りては小糠の如く降るなり手してつかむにかたまる事なく手を開けは皆散する也。

古今同姓名録 梁元帝唐陸善經讀元葉森補

二王獻之 一東漢人 一晉人善書者

二顧愷之 一晉人字長康 一宋將軍字伯虎晉陽秋

二韓晃 一晉將殺桓彝者 一唐丞相名混按混與晃不同未免率合

○竹を活るに砂糖水を以てす石コウにては中に滯り十分に上達せず。

○淡竹は煮て遣ふ。

○藤は

○河骨は日の當りよき場所にて淺水の沿にゐるを成式根際より切り取直に(圖入)如此水鐵炮の口を取りすて、其穴へ如此枝をさし鐵炮にて水を入れれば生意付なりもし其場にて此具なければ椽の下にかこひ追而用てもよし。

○レツテルキユンテ二冊 マガセイソ著

ウエーテンシカツフケニスカンフ 此書中マゲネチヌスミユス活體ニ用方略記アリ

○レツテルキユンテ七卷 此書は...

○マレーヌヲールデン書 羅旬語譯文法書

○醫學雜纂 百八十番 ...

○外科字書

○ターヘレステルケベールウルラレセシ全四卷 ...

右書をリヒールシキルペルヨトルト所著千八百三年發兌オカシラテ將起の

前年に終唯惜らくは繪圖落丁本也其序中銅板あるよしを云。

○イキリス藥製書四卷 ...

第一卷人身窮理 第二藥製 第三シカキユンテ第四本草

○羅旬語醫書千七百六十四年著 ...

○ピツシング著ジョカラヒト ...

○コロイワーヘン一卷千八百十五年難船記事 ...

○俄羅斯國王パトル帝の時拂郎察僞王ボナパル兵を擧げ俄羅斯を戰ひ敗壞擒となること再び俄羅斯終大勝を得る然れども其を主ボナパル帝の無略不徳よ

り出るを以て大臣バーレンなるもの衆と議し帝を殺し前帝カタルイカの子を以即位、俄羅斯大に治隆に及ぶ、是洋書中往々所見歐羅巴刑名の風見るに足れり。

○下曾根金三郎云守井伊賀高橋作左衛門缺所物の内シイポルト傳記ボナバルト

争亂の記録あり其末に私論を付す大に杞憂の志を見る是秘し不傳よし。又云同じく缺所の内にクルウンセンと云蘭書あり其内日本を窺たることを記す云凡日本を責むる初松前を取るべし蝦夷と日本とは一線の海を隔つ故にもし蝦夷に事ある時はこれを江戸に達すべし江戸の松前を去往來十日程はかゝるべし之に加ふるに評議決着の間あれば急に責る必取る而して固守不動は内地争亂して諸侯奔命に疲弊し又其國太平二百年武備漫弛奢侈已極困迫して内亂を生ず此時に乗じて事を謀掌上の物を取るが如くなるべし然れ共風俗義を重づる國なれば甚服しかたかるべし云々。

○高野長英云、シーポルトは獨逸人のよし申せどリュス人なることは其證あること多し其一言を言はば和蘭のことを聞くに甚暗くりユスのことは甚明なるを以ても知るべしある時其官を問ひしにコンデンスボンテールと答たり其頃

は何とも心付かざりしに後羅匈語譯を見しに察機密官と云ふことなり予も亦羅匈原語書を檢せしに、コンデンスと云は量度すること、ボンテエと云は重しとも密とも云義ヲルデとは官と云こと也き。

○千七百二十九年キヤクタニテリュス交易

三十九艘アメリカ イギリス八十艘

三百萬ホン ド 四千五百萬斤ホン ド

千六百萬 二萬千反 ナン京木メン

丙甲大小 大二四五七九十一

小正三六八十二

森吉兵衛 面頬こけ候方 齒欠 色黒瘦形中せい三ひん向髪年五十五六訥辯

客坐掌記

丁酉 拔萃 (其一)

長崎蘭館商人内田作 佐藤初二郎

一十郎と同様のもの石橋助二郎召連來

一アルツロシユスモンタニユス著日本誌一卷千六百六十九年

此書中本厚さ四寸程の紙敷也、ケンフルに比すれば一等古本也、さし繪尤多京大

阪御城の圖等入日本の男女の風俗を畫きたる形又平の畫ける士女の風俗あり

ケンフルの畫に比すれば古朴甚し。

一ヨハンニールウエホフ著支那志二卷千六百七十某年板行

此書中ヲラシリアニヤと云こと見えたり、アメリカより支那に到りし紀行も入

るや。

一近今諸又利亞にて一奇燭を作る、銅を以一筒様のものを製し其口に活板を設

子を以開闔自在を爲さしめ、燭を用んとする時に臨で其板を開けば内より火出四

方を照燭すること最明也、其火氣は自然の燃氣にしてこの燃氣を採の法は石炭を

蒸溜して他物を雜へ「フランドガス」を製造する也、此事「ニコリスホリス」に出づ然れ

ども他物を雜ゆとのみにして詳説なし(帆船二圖入)

去八月於長崎契行御目附所へ御届

去る十日大隅國佐多村へ相見え候異國船之義彼地至て荒波之場所故薩摩國

兒ヶ水浦沖へ漂居漸近寄候間、差代へ手當の人數共大筒打放同頃引續島但馬

へ一組之備相添其場へ差越、彌打拂候手當嚴重にて取計候處前方遠洋中へ走

出十二日夕帆影不相見候段申來候、此段御届申上候已上、

松平大隅守家來

奥 四郎

八月

○ペイジシグハンスワトフルストック

○リムーンコラール

○モレルレン

○ゲレーキスブック 海國兵談

○ナチユールキユンデ、ウエーテシスカップ七卷

畢山全集

西曆千八百二十六年ヨリ三十二年迄

和蘭アムステルダム

「ハンハル」フロリツキ「ミユルデル」三人同輯

天門地理草木鳥獸及諸般器械製作等圖入

經濟要録十卷農政本編十五卷

○經緯法

○氣候審驗録

○土性辨

○堤防工役志

○六部耕作法

○培養秘録

活物十二種

玉石十二種

○稻種名目帳

○フランダ八卷千七百九十五年雜纂書

今天文臺所用の寛政曆歲差あるによりて此節窺となる則フランダの法に依る。

○ペーボーステンスタラー二卷千八百二十年著印フランダの法を演て作るもの尤精密のよし。

○日は一世界にして人蓄草木共に在りと云説は千八百年後ストロイク發明にて洋人今これを用ゆ。

蘭書目録

千七百五十一年

一骨節より起發する病を療する書

但纏布并右之病に用る諸具を圖す

千八百十五年板

一腹股合縫の所及陰囊に作發する

ヘライット著 二冊

ハンインケン著 一冊

一 フリウキトク製破病治療の書

コクケル著 一冊

一 フリユーク製破病の作發

ケレーヘ著 一冊

一 許多の證候を記したる書

ゲツスル著 一冊

千八百七年板

一 ツリユーク製破病割開法の書

ケレーヘ著 一冊

一 一切斷法及其要用なることを論じたる書

ゲツスル著 一冊

千七百四十四年板

一 内科書 壹兩位 ホルトル著 一冊

千七百七十二年板

一 陣中にありて起發する所の諸病を治療する書 貳分位 スウナイラン著 二冊

一 セーニウヨールン熱病因 貳分位 スウナイラン著 二冊

一 側症治療を論じたる書 貳分位 スウナイラン著 二冊

千八百四年板

一 フリュク製破割開法及是に用る具を論じたる書 ハエルドルラセ著 一冊

千七百九十八年

一 解體圖解 エウキタキユウス グレンギ著 一冊

一 同則 グレンギ 二冊

一 窮理書 グレンギ 四冊

千七百四十五年

一 萬國地圖 一冊

以上

○ シーホルト ○ エールステカラスセヨは難案なしに入住也、ビエルゲル口口申候

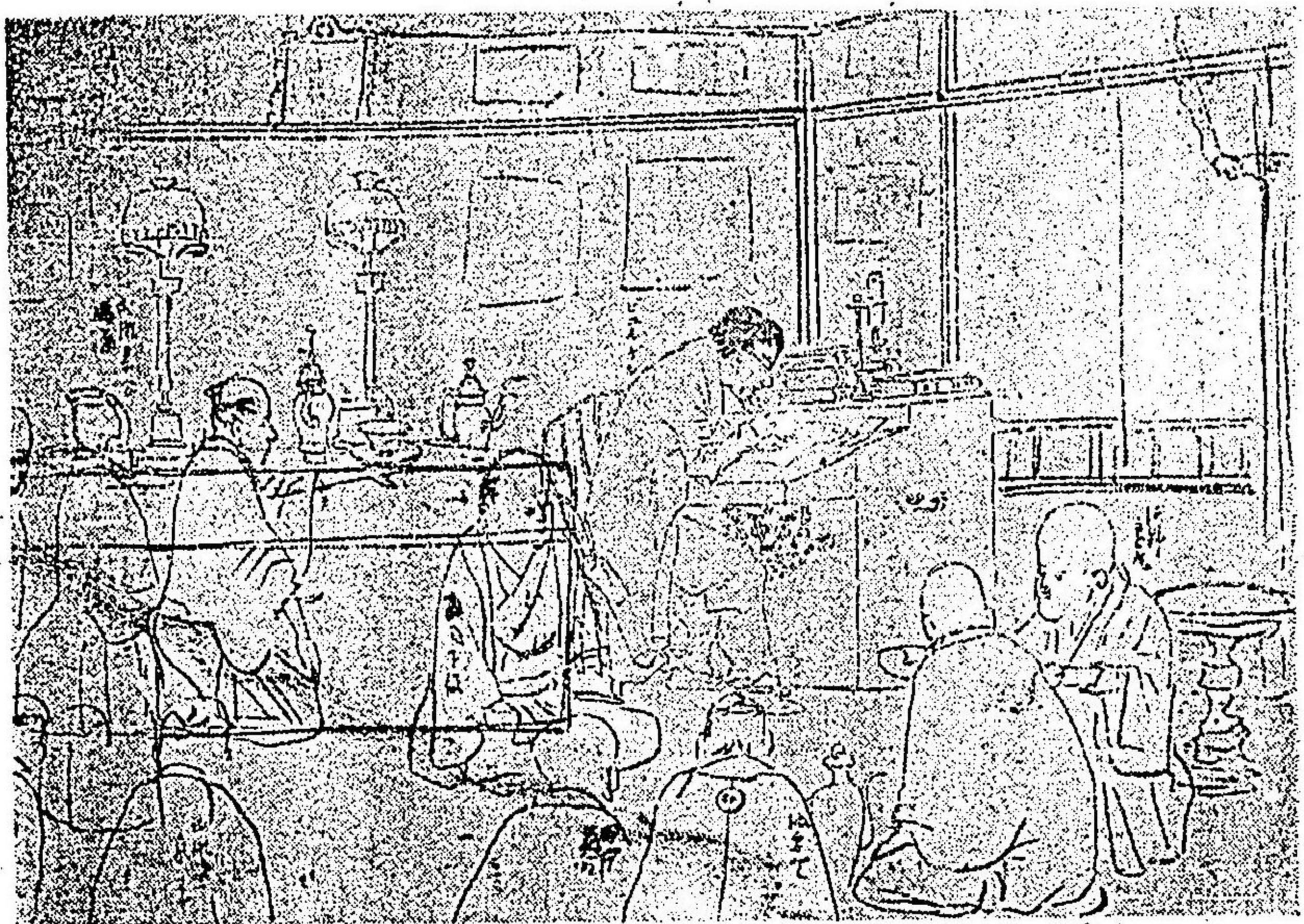
○ シマタラには餘程居海まん化女バターヒヤに多し山に居るものはよし、エンゲ

レスに五年、フランス十一年、ドイツ僅本國を出二十三年。

○ 人品は甚好し、ブラーフマン也、工夫をこらし藝は出来る國先バシリテ、不宣トル

コと同。

畫中の洋人はビュルゲルなり
畢山潛かに長崎に到り河野良庵の通譯にて、ヒュルゲル(機論申此人の事を詳記す)に會談せし當時の寫生なり、下部中央結髪は畢山自身なり畢山遊崎の事實を證するに足るもの唯此畫あるのみ



三河糟谷縫右衛門氏藏

- 江戸氣候あし、痘麻疫の類一倍重きゆゑ、風多故に不堅固
- 大廣間千疊と申事はあるまじ聞たし。
- 床下卑き故サルヘートルの氣多し火事多故也。
- 江戸は川少し今少しありそなもの也。
- 醫者無性に住居不相成醫院ゆるしを受けて住す何時何人ときまるか町スタットの中にも職商不
- 我國大商は大商小人は小人の別室あり日本なし。

- プクテクトと云ふこと日本になし大仕掛にてあり無之。
- スコート千八百二十年薄き本。
- 火船を此節イギリスにて工夫す、細工人イギリスに趨く餘國衰ふ、アンケリヤに始る。
- 鍔石はアンケリア産也、めのなき和き石也、質はマラムル石、見候所はケイステイン、白石の時計がケイステイン。
- メリメリユスの起りは三十年程昔也。
- ビマルグカラーヘン土の外醫と町人に預り候大名役。
- マルクカラーベン大なる大名にて市中のことに預る役名。
- 新和蘭エンケリスホルランヌよりも追放致候。
- リユスの帝ニコラス、リユスは寛にねばり強し、其見習をエンゲルス致申候。
- 軍の上手トルコ甚好其代りに見込ませ申候。
- 自然學及アルゲメーネの地志千八百三十三年板フランスリンムルの著。
- リユスの事不審。

- イギリス新規のものを作り候得者設かり候故に無之。
- 學者はドイン第一次にフランス、細工はイギリスに極り申候。
- マグネチスラのフラスコ又復す理つみたるもアンケリヤ人メリユス改製療用とす、大家は不用。
- 石炭を埋め管にて取、尤つけ木等にて迎ひ火をする、させるの管を桶に用ふ、かすの多しもの。
- 三番氣を入れる道具フイゴの名シヨメルにもあり不知。
- シヤ油を引たる紙ワクトホルト、リユスにて多用、歐羅巴にては不用、氣船計に用船のりには製法不知。
- ラヒタール畫人石に刻ず、アカチミト付畫人蘭ヘイデン、書林寫真ビーネマン、油繪ギルウスマン、學校刻畫バンブレ、スコートル千八百三十二年月切繪圖。
- ウエーデンスカツラ學ニーマン。
- 自然ヲ吟味役ドルスーグルの第一等シーホルト。
- ビュルゲル自然ヲンドルスーグル居る學校ヲシドルレーヌルと云官に居。

- 牢死を惶しむ人身に觸るは戒室氣月六才土を踏しむる也。
- 引廻奉行一人をうたがう。
- 自然地志自學これよりスタキドに入。
- 日本志和蘭ベルンステイン。
- 火事火のはソガタン、風に順、火服手筒長さよしカフリもの。
- 七千自考、河島榮雪。
- 月六才解體ムス。
土の物名 すべての學校の支配 軍官
- ソルタート、ホールレーヌル、アドミラールンクト、學頭第一、ホーグレーラールの上官。
- ケルキ坊主、ヘッスル婚用道具支配する役。
- 地志フランス一昨年。
- 和蘭の二十八倍フランス。
- トイツ尺度亂當時、アムストルタムのマールト役所拂耶察にて用ゆ。
- 醫水水度フランス、エンケル和蘭。

惣球左様有時ハーネマン、ドイツ、八十八歳。

○ベルクステイン無程著目かねネウトン自窮理道具添ラシテトシクルカータル添。

天文家地理月中動物

二十三弟子三千八百人

アムスデルダム、ホウクレーラール酒屋

○ヒコルメンハク、千八百三十一年。

○習砲私議、熊本留守居伊東權左衛門。

○ます子古香松丹後様留守居妹。

○大島真木五千兩。

○豊島作十郎三丈貳尺寛文○八千人程○北條の時生紬を納○鮑貳百五十斤○丹後の人○岩瀬彌十郎森山源左衛門。

○藤澤順藏○安藤柳治十二月七八日迄に。

○比例尺

○規矩元法。

○六朝圖依釋法苑珠林二冊西厓寮へ返却天保丁酉十一月二日。

○黍稷稻梁辨。

○下總國比禮崎水利新田渡邊岡左衛門本多家領分。

○會津新錢座佐藤甚右衛門米を圍ふことを。

○京橋南塗師町佐藤升庵。

○渡邊公平狩野宗得佐藤元晦。

○向山源草牛込才佐竹山増之進松崎堂。

○御肴二萬兩餘鯛三千兩位○御疊萬五千兩平一萬二千

○表油二升○細紅四千兩○御す、遣四千兩一月。

○善三郎○井上八百八○増田源吾。

○コンタラリウーレハルメーテル○ホリソントーレバルメーテル。

○金世派。

○雑集 著作
メンケル エルク。

○高木由兵衛云鈴木三藏と云もの宿場助成の事。

○辻屋又四郎加賀佐竹藝州三味線堀柳澤○坂倉萬右衛門地面持。

○伊勢屋三郎右衛門明石濱田御附米有に付○平右衛門伊勢屋治助は金主也彦根

藝州立花。

○ミヒエンテン 酢六チン 白海鹽六チン 礧砂四チン 銅緑二三度

○蠟ウツ 明蠟ニチン 握青一チン スニチン パ一チン ト一名 アス パス ルト ガン 石十六 六タ 阿麻仁油十六 六タ 乳マ スチ キ十

六タ。

○池の原池は馬場下ホウロクあたりダデトン。

○デヒルニコトへ熊元 熊元 熊元 照銅鏡 ロトモイルレテル千八百二十五年。

○松葉灰高野灰。

客坐掌記

(天保戊戌)

拔萃

(其二)

(渡邊家蔵)

一房州北朝夷郡北朝夷村名主佐次右衛門來云、房州朝夷村海邊漁獵舊尾州、紀州加田より來り、土人へ教しより盛んに生業となれるよし、總房豆之間獵事に精しき所房州第一なり、紀尾よりも今は盛なるとぞ、大凡春二三月より五六月頃其業に精きもの下總の銚子にやとはれ行、一人金四兩位の給金にて其餘は獵事の盛否により給與の多寡ありこゝをもて多きものは八九兩十五兩程にも到るとぞ、多く八手網とて沖取の獵なり地引は僅に一二三村ならではなしとぞ○その捕得し魚は皆網元に收め江戸本所鰯問屋に送る、此問屋より尾州邊上かた邊に送るとぞ○房州本場大腰長といふもの上々品なり次はジャミといひ次は田作といふ○大低近年は上物といふもの壹兩に三俵位問屋に渡す、一俵の重さ十二三貫位、右一俵とせしものを斗桶にはかり價を定む、大低一俵斗桶に四盃ならは十二盃を金壹兩と定むる様に三俵壹兩の價となるなり○房州の干鰯は、綾り不致候○凡海濱の砂小マカにして歩行するに雪を踏む如くさくさくと踏込み難義なるほどの場所

○高木由兵衛云鈴木三藏と云もの宿場助成の事。

○辻屋又四郎加賀佐竹藝州三味線堀柳澤○坂倉萬右衛門地面持。

○伊勢屋三郎右衛門明石濱田御附米有に付○平右衛門伊勢屋治助は金主也彦根

藝州立花。

○ミヒユンテン酢六チンセ 白海鹽六チン 礮砂四チン 銅線二三度

○蠟ウツ明蠟二チン 檜青一チン ス一チン パ一チン ト一名 ア石 ス十六 ルト 阿麻仁油麻油 マ十六 スチ キ十

六匁。

○池の原池は馬場下ホウロクあたりダヂトン。

○デヒルニコトへ照銅鏡 ロトモイルレテル千八百二十五年。

○松葉灰高野灰。

客坐掌記

(天保戊戌)

拔萃

(其二)

(渡邊家藏)

一房州北朝夷郡北朝夷村名主佐次右衛門來云、房州朝夷村海邊漁獵舊尾州、紀州加田より來り、主人へ教しより盛んに生業となれるよし、總房豆之間獵事に精しき所房州第一なり、紀尾よりも今は盛なるとぞ、大凡春二三月より五六月頃其業に精きもの下總の銚子にやとはれ行、一人金四兩位の給金にて其餘は獵事の盛否により給與の多寡ありこゝをもて多きものは八九兩十五兩程にも到るとぞ、多く八手網とて沖取の獵なり地引は僅に一二三村ならではなしとぞ○その捕得し魚は皆網元に收め江戸本所鰯問屋に送る、此問屋より尾州邊上かた邊に送るとぞ○房州本場大腰長といふもの上々品なり次はジャミといひ次は田作といふ○大低近年は上物といふもの壹兩に三俵位問屋に渡す、一俵の重さ十二三貫位、右一俵とせしものを斗桶にはかり價を定む、大低一俵斗桶に四盃ならは十二盃を金壹兩と定むる様に三俵壹兩の價となるなり○房州の干鰯は、綾り不致候○凡海濱の砂小マカにして歩行するに雪を踏む如くさくくと踏込み難義なるほどの場所

干さらすによき土地なり、それは鰯に砂付きて鹽をふりたる如くなれば油の去る事なき故なり、その干方も手を盡し雨の日はかさ上げて莖を覆ひ雨にぬらす事をせず、他國は手置不宜晝夜とも干置手を掛ぬ故に魚油ぬけ培養薄くなるなり、又海濱も小石などにて魚の油を護するものなき故に魚あしくなるなり。

○ 船浦賀へ入らば此宿に泊るべし 德田屋某

船浦賀へ入らば此宿に泊るべし 山田屋新平

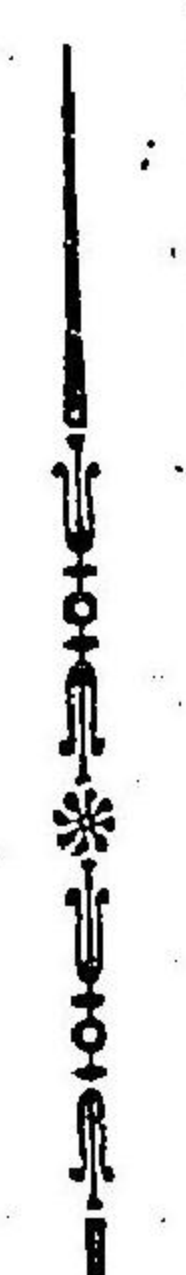
保多に着けば 鉾屋茂八

此處より平久里村に一里餘 大坂屋三左衛門

百首に鱧せば 川島屋清兵衛

右は皆北朝夷村佐次右衛門が事をしりたる宿屋なりとぞ。

西洋銃卒齊歩合聲



西洋銃卒齊歩合聲

ウンテウエー

此は一二一二と云事

隊長布令首唱



ペントン 大聲にて尾聲を引

此は各々と云事

隊長喝而進退を令

ハルト 聲をつめる

此は止ると云事

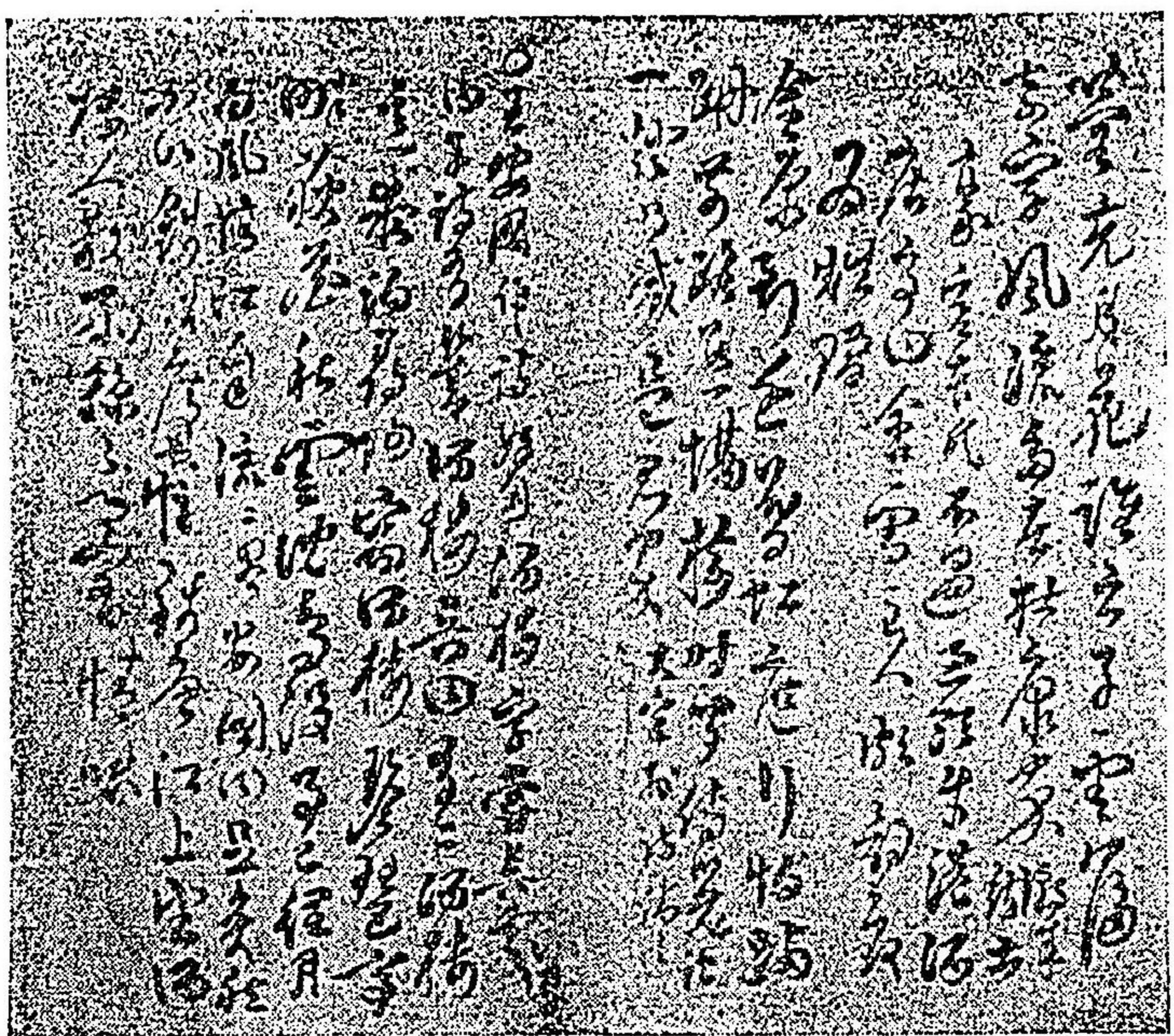
○カリベット軍艦 リニースキ

ツフレガッテン 低き

○導 爲の 歩卒 隊將

○蹄輪墻壁厭都城 一洗塵腸此水聲 嵩師不知詞客意 漫誇歌吹倚崢嶸

船近潮來



愛君漁釣是生涯。還指芙蓉充月花。誰云子雲富奇字。風流多在杜康家。潮來訪士家。宮本氏不遇。過飲牛港酒店亭曰舍。雪主人詢致爲賦贈。

金原到近暮虹遮。行怕蹒跚前路遐。隔橋時聞傳笑語。一燈明滅是君家。大宮村訪休亭主人。

○王安國作詩好用酒樓字。嘗吳處厚曰。子詩有幾酒樓。吾曰有二酒樓。其一夜泊尋陽宿酒樓。琵琶亭畔荻花秋。雲沈鳥沒事已從。月白風清江自流。二略安國日足矣。然不如錢昭度。長憶錢唐江上望。酒樓人散雨絲々。更有情味。

○ウルフ島七八年前羅又の船破船せし

時土人とも貨物を取りし事あり、固船師どもは溺死し空船漂到の事なれば何れへも訴へ出る事はなくて止たり、其後羅又より偵察を遣りしに其船の貨物所持の者あるを以て松前侯へ申越せしは、我船先年破船の時其地エトロフ島及ウルフ島へ漂着せし時、島人不正致せし事あり、殊に船子共の安危如何も不相分ま、験試被下様云々也、松前侯にても固隔遠の地にて験察も出来かね其儘返答もなかりしかば、ウルフ島に制度も無之如何の返答もなき時は日本の地にあらざるに似たり、政の無き地はもとよりの無主の地なれば我よりこれを拓き可申として、終に人を移して署を建て吏を置いてこれを守るよし、エトロフの島人今は渡る事もかなはざるやうに成れり、されど漁獵に出るもの沖合にて彼地のものにも出會し又折々は竊に渡海せるものもありて其有様を見るに、赤狄年増人數多く武備も追々備ると云、文化年間近藤重藏堺を定し碑も打倒新に羅又十字の碑を建たりとぞ。

一、五六年前五月五日、異船松前津輕の海峡に於て亂暴せし事あり、松前地方にては大砲打拂ひ寄附されども、津輕の方にては備防行届かず木筒等を雜へ打拂へども船に達せず、其時海邊の村に米麥の俵を作りて百姓多集りたるを見て、羅紗諸器物

を出し交易をせんとの手似すれども土民恐怖して皆逃さりしかば各上陸せしに
よりて海防の人数も皆兵器を捨て共に逃しかばやがて其處に來異人共手を打嘲
り笑たる様子にて其麥も米も手附ずして一笑して船に登り去りしとぞ。
一、四五年前奥蝦夷地にて松前の兵士と銃争せしことあり、夷人の砲は皆足下に至
て一丸も打たれしものなし、これは銃長の謀にて銃隊一同に首を仰て向はせしに
より、彼必謀と察皆下を打たりと云、されども我銃は更に彼に達せざれども彼が飛
丸は皆するどくして我兵に及びしとぞ。

一、其節海村の民は一同山に逃入り一人も家にあるものなかりしが、一人腐腫の病
者ありて其子も看病して逃げざるを見て、夷人ども集り來り種々の手容して二人
のものを憐む様子なりしが、一人醫人と相見え病人の手を取り脈を診しやがて懷
より藥を出し無理に病人にあたへ、又看病せし者には羅紗及器物等を與へ奇特の
よしを賞美せし様子にて一同船に乗じさりしが、其後五六日過て其水腫病全快せ
しは奇と云ふべしとぞ、さるからに小民共やゝもすれば夷人に服し可申とて心あ
るものは甚憂ふと云。

一此正月二日佐竹侯御登城ありし時、津輕侯被申候は明三日話に被參候様乞はれ
たれども、佐竹侯には初春の事年始回勤も多ければ固辭被申たりけれども、是非に
御招き候様達而被申たるにより翌六日早天に提燈にて出宅ありて増上寺御參詣
其外青山邊廻勤晝後津輕侯邸に被參たりしに、玄關番も居合不申門番よびあるさ
て漸取次のもの出で座敷へ被通けるに、障子も破れ椽も落ちくされたるさまさな
がら早春のけしきもなく、又取次の案内せしまゝにて挨拶に出る者もなきまゝ、あ
まりあやしき事に被思奥の方に入られたるに、上下きたるまゝ柱によりて居眠る
人あり、佐竹侯もあまりの事に被思て其ものをこしたれば、膽をけし驚たる様子
にて、御前には佐竹様にて候かと申せしによりていかにも左様なり今日達而の御
まねき故に参りたりと被申ければ、其者驚天して早々奥の方に到しに君侯もやく
そくを忘れられたるにや、晝下りにも奥に寝られて起出被申ず、されども約定の御
事なれば急に酒肴を命ぜられ如何様にも其日はくれて佐竹侯被歸たり、佐竹侯に
は以の外に立腹にて已來は往來仕間敷段使者を以て被申入たれば、津輕侯も甚當
惑にて、再應の詔言にて終に改めて招れ饗應ありて事濟たりとぞ、抑も津輕侯の貧困

支られかねて、一番たゞ游蕩日を暮し、困苦を凌ぎ年を経るまゝに、夜は飲酒男女別なく、晝は候をばじめ一番寝てのみあるを此國の風俗となれりよし。

江戸三十五度四十二分

京三十五度〇一分

一松前侯は年々三百目の大筒三挺宛製し申さるゝ事今に絶えず一挺三百兩の費也といふ

一松前侯の馬は海内無雙なりといふ、良馬皆國內に産するもの一日百里を馳るもの敷をしらず、されども乗得るものすくなく、たゞ久兵衛といふもの五十里の速を一日に往來するとぞ、其上蝦夷地は峻峻の道多けれども平地を行が如く、まことに有用の良馬にして、今江戸には馬場乗などと稱る拍子などは更忌む事也、馬を養ふにも立飼はさらひて田舎の馬養ひのやうに起臥飽食させてさながら野にあるごとく養ふ也とぞ、山田三郎の話。

一エトロフ島公領の時税銀五千兩と惠原某云。

一カラフト島出役のもの安靖にて心勞なし、エトロフ島リユス隣島にて折々危難

あれども利祿多き故望もの多し、こゝを以人を誘ふに利を以てすること人情可見。

一日月五星 二地球山川 三風雲流火 四濛氣 五地球質 六活物

◎洋防輯要序 嚴如燧

營城汛堡礮臺煙墩○哨巡岸稽○明自嘉靖以降、陵夷不可言矣、當信國公沿海設立衛所之初、棄昌國、浯嶼、澎湖、南澳各要不守、論者已有撤我藩籬貽寇巢窟之憾、○予往佐那制軍籌辦廣東洋匪于海防形勢略悉、一二守郡無事乃取綠海、山川險要、輯直隸、山東、浙江、福建、廣東、海疆輿地并次、其兵防軍政兵事、他水戰之臨機決、勝出洋之風位潮候船筏帆檣、臨敵之火器弓弩皆洋防之要以次輯焉、元明之衛所運道臨政、外夷市貢、雖得失參半亦莫非當年要務、輯之以補參稽、成書二十四卷、名曰洋防輯要。

小チヘツト海上より直立二萬六千八百六十二フトラン一步

日本尺にて一里二十三町餘、和蘭尺に付二里五十四町二尺一寸六分

ヒマルヤト諸山の内タトラゲリ一に白山と云。

○ウルツプへ漂流船吟味に來候、リユス人ケレトフセといふものなり。

○矢部駿河守は益田傳十郎大島東作と申ものに仰せて、ウルツプ島を偵察せしに

「リユス」あり官署を設ふけ、彼の國の部に入れしは相違なし、彼等云ふ事より「リユス」と日本とは從來敵國にアラヌ和親を結ぶべき國なれども、兎角外國より我國と日本と和親せるを忌みて、彼是日本にて我國を疑ひ恐るゝ様に申なし、讒言をかまふ故に數年親和交信をなす事不能よりて外國より此地に至るものを逐散らしみだりに此邊航海せざる様に此ウルツフ島に役所を建て守らん事を申付られたる旨歸り言上せしとぞ。

天正己亥四月三日夕雨

石川正助より三年前の繪の催促を受て

なまけつゝ、夏氣にけらし白妙の衣に汗の義理をかく山と申遣る

一江川縣令來○福岡藩永井 拉其弟 造來乞授畫

DONAL

VLAKTF

此二名獨逸南東の名

地志千八百二十三年 KAMPEN 所著志二卷、圖一卷、ナチウルレイケアールトレイ

クスキユンデ福岡侯藏本、此志曾有求售者予適不在家、轉售永井氏者也○新見伊州以池田弦吾還小野阿通尺牘又貸赤穂義士尺牘一幅○清水三郎助問江川縣令來四月陰午後雨至

○小寺大八郎持楊宗榮畫幅釋古勤書幅乞鑑皆平庸之物、楊畫恐高麗古畫

○三宅三郎君過曰予巡見使歸同僚大半被黜幸予數人存矣、以例必倖遷然天下重賂公行難必袖手待天命歟、將以瓜子迎之歟、予曰自度付耳、

○了阿姪携嚴令美人來又曰了阿得于々樓會心編二帙皆傳奇也、

○四月六日晴

○古賀太夫鷹見氏來、求題南湖畫山水○與村喜三郎來○小南宗右衛門來○還經世文編海防篇三卷於羽倉縣令々在訟庭、匆々報來、

○農業勵行辨 一卷中川真業 山下花屋久治郎板

○老農雜話 一寫本

一四月九日風大

君臺參觀 ○予晚春下旬以病不出、方出迎、鵜夜訪鈴木大夫

○四月十日晴 夜齋藤式右衛門姉來、聞桐生音響

○韭山縣令使齋藤彌九郎乞言○小林銑次郎薦野藩醫升庵椿山來○終日無功夜
爲縣令立言。

四月十一日風

○爲縣令立言致書齋藤彌九郎○午後諸子來來乞畫○貸庚子消夏記鱸木半兵衛
一君臺以鈴木孫助聞登病又聽美事○夜遊齋藤氏姊津久井氏母

五月六日 (圖略之)

此古物水野相公の藩人小田切要助藏物也、訪小田切氏燈下に見る、此日主人、予履
虎尾事を云とも自信せず、必流言の達たるなるべし。

○赤豆のさやもからもたきてやき、灰となし火鉢に入れば火よくもつとぞ、さ
れども戶外にてやき白きジャウにならざる内に消しつぽに入二三日置取用ゆ
べし、炭俵に三俵にて灰一升は思束なし、それもやき方手廻わしければジャウに
なる事多し、

一上州佐野のわたり上石の地にて一反に六石を收む

一同國桐生のわたりは四石五斗を收む。

一上州一宮のわたり(地名ナンザイ)上々石の地にて畑の賣かひ。一反三十五兩は
どといふ。

一同國桐生わたりにては一夫は九斗若くは一石蒔を作る。

一下野國結城わたりにて一夫一石を定とす健夫一石二斗を作るといふ。

一鵬齋先生南畝先生善庵先生柳橋にて書畫會のありし時興に乗じ吉原の茶屋に
て游しことあり、南畝その頃病氣にてひさしく禁酒せられしを、歌姫強て止まざ
りければ、さればと盃を手にとりいだされしに、姫銚子をとりて左りに先生の手
をとり申様は、先生此御酒いたづらにたてまつらず、一首賜り候得と申に何さま
と首をかたげ。

我禁酒やふれころもになりにけりついてもらはんさしてもらはん
と姫の手をはなたざる間に吟じいだされれば、鵬齋善庵感賞してやまざりけ
り、鵬齋善庵とかえるさに賞し申されたりと善庵先生の話なり。
一鵬齋先生も亦狂歌を興に乗じ申されたり。

夜はさへて月やかのきのくまもなし緑竹猗々とおける白露
父母います中に金藏からにして深川かぎり遠く遊ばず

○北國道中記

上田松平伊賀守城下町入口より出口まで壹里半。

越後高田榊原式部大輔城下町壹里十六町。

○こんや町六の辻角二軒目産毛屋毛拔名物越州高田住喜宿十年用ひてもくる
ひ出ずといふ。

○春山林泉寺禪謙信の墓あり春日山の額は藤原輝虎の書。

一市ふり

境川かちわたり越後は御關所高田持加賀は御關所加州持堺御關所手形下りの
人金澤富山宿より上る。

一越後富山松平淡路守城下入船橋あり船數六十六艘長さ廿八間板の長五間二尺
宛三十三繋あり鐵鎖也町家五十町四方家數一萬貳千軒餘。

一加賀金澤 加賀候城下

家數十萬軒町の長さ九十町中程サイ川淺野川サネは橋四十間餘アサノは廿八
間餘。

御年寄衆七手組と云

本多播磨守五萬五長甲斐守三萬三横山山城守同上村井又兵衛石二萬奥村内膳一萬
三千外に入持衆六十軒此内役付になり老職にも登る一萬三千石已下より三千
石已上までなり。

一小松 ひかし丹羽五左衛門の城なり今加州侯のあづかり町長さ一里餘左のか
た今井四郎の古城趾。

一大聖寺 松平備後守城下町長さ十八町戸數千三百軒餘。

一越前丸岡 有馬佐兵衛佐城下。

一福井 松平越前守城下戸數一萬軒餘中程百間はかりの橋あり此はし半分は石

一鯖江 眞部下總守。

一府中 越前家老本多内藏之助貳萬二千石家數四千軒餘。

一板島 越前近江の堺御關所。

朽木峠山の出はなれに茶屋深見彌右衛門こゝに秀吉公より拜領の茶釜で文字
鍍あり鐵釜桐模様地かね蟲のくひたる如し。(圖畧)

急製靛花法

靛花を取る捷法あり紺の切より取る也。此紺の切は足袋屋の紺足袋の裁屑清淨
にて好し、此屑を鍋に入れ火煮する時水節を入攪勻す、此の攪勻するものは竹のさ
らよし、攪勻する時石灰を少許入れれば色甚宜し、而して泡上浮するものをそつと
取て皿に入又攪勻すれば二番の泡浮く、此二番の泡極上藍になると云、さて其泡を
去りたる後皿に清淨の藁を敷き其上へ美濃を敷きて、其美濃の上へ靛花汁をわけ
れば靛花は紙に留り、水は下に漏れ出る也。其紙に留りたる靛花即藍蠟の種セイ
タイとなる也。アイロウは葛粉を入れる、さすれば能墨となる、其漏れ出たる汁にて
絲なり木綿なり染れば淺黄となる無益なし。

○コメ椎方言これへ多く茸出る。

○經說 惠士適禮說同 ○鐘山札記 盧文超 ○經義雜記 滅琳 ○九經古義

惠棟

○林町五丁目藤方勘右衛門の向花井虎一。

○内田正兵衛蕉雨。

○藤本屋庄之助新半三郎足利貳丁目號照華 ○諸元錫 ○翁珞

○文化八月七日助卿願村役人出府。

○藤加徳之助 愛宕下土方侯。

○坂從志賀助 赤坂手代。

○皇朝事纂 百卷不足。

○寶石類書貳百卷紀某。

○山岡明阿類集名物考三百六十卷。

ハンドブック、ホールヨンゲ、ヘウツペナールス、エン、リーフハツペルス、デール、シキ
ルランキ、ユンスト(上に原語を記せり)譯名ハンドブック云々、畫學典籍の題目にし
て、千八百(原本不明)年所著、レットルキ、ユンテ冊末發兌する書名中の一也。題解云、
畫術啓蒙にして鍍銅油畫等の諸種を作る法、并に彩色の合方用法及諸器名并に、或

製器等を記載す。繪事の種類古より漸く精工を極む、當今諸學盛に開くると一般也。

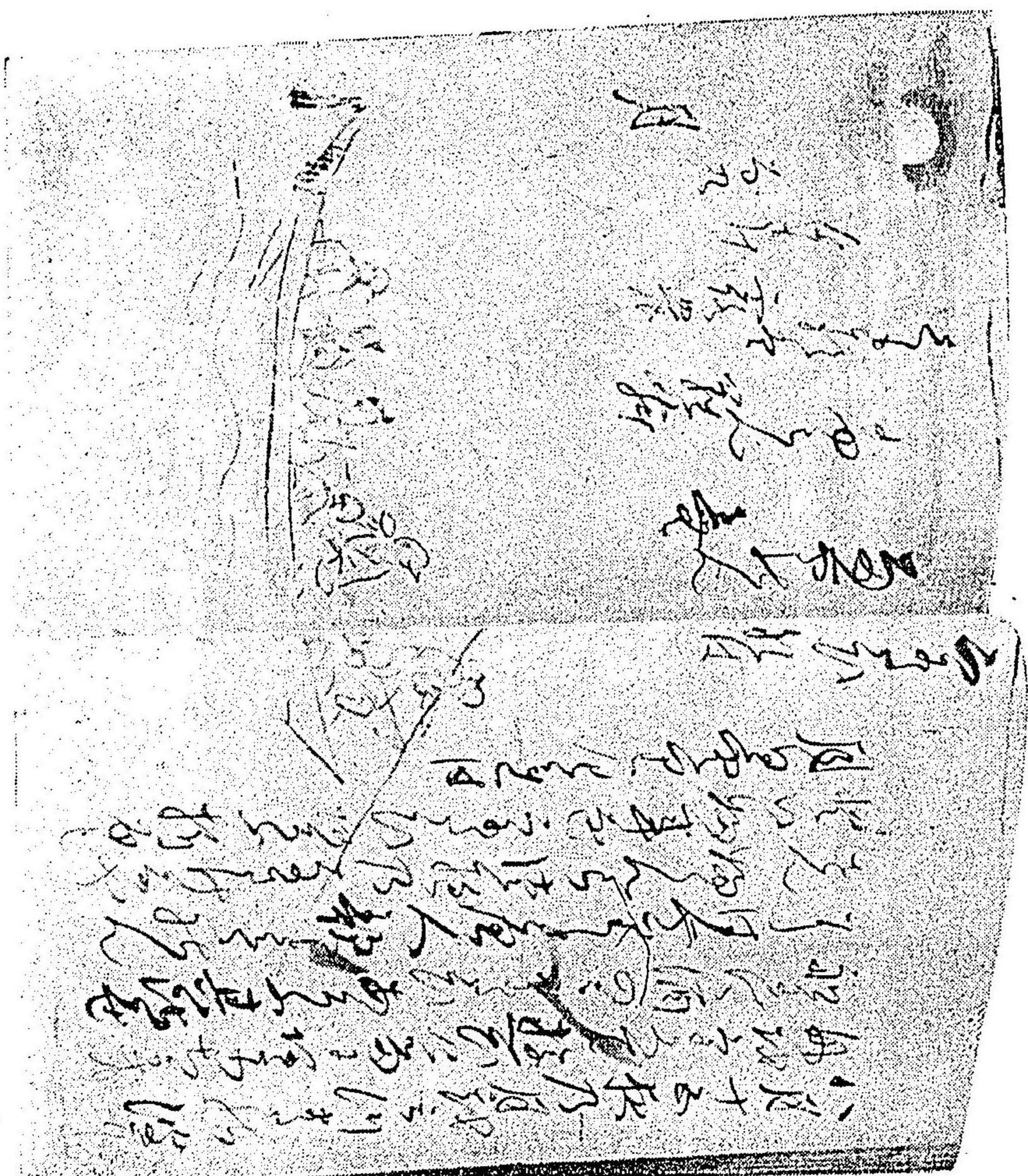
此書は舊拂郎察國ホウヒールと云人の所著を譯す、ホウヒール四十年來の經驗を以て初學の爲作る所と雖亦達者の爲にも大に補あり、又達人のみ補あるのみならず、采具、性質、製法、洗法、燒法、等微細に記せば、彩色製法器具製作の職をなすものにも大益ある也。

蓋し作者ホウヒールなる者は唯畫學に邃なるのみに非ず、術藝も精工にして兼備の人たる故の經驗發明なれば、一々取用するに足れり。當今行る、畫書の説を取加るに、己の明悟を以てすれば、其書浩繁にして四冊に及ぶ、又中に微細の銅板あり、已に發兌に及ぶ。

『ポルネヲ』は或は『ペレヲ』と云、ヒユラ、ケレマンテンと云ふ、國人は『ペレヲ』と呼ぶ、又たヤツケル人は『バルヌイ』と云ふ、新和蘭に近き地球中大島にて亞細亞に屬す。シコントの海門半島滿刺加の東に在て、南緯度四度、北緯度七度半、東西經度百二十七度

三十分より百三十九度三十分間に互る、其長さ十分に百二十五里、幅員百七十八里、こゝを以て其地面拂郎察全國より甚大なり、實に『ハンテンホス』(人名)の説の如し。此島は千五百二十一年ホルト人、ゲラキユス、ネツシセより見出せり、但千六百九十年前ホルト人バンユーマツシングと云(ホルト人、蘭人より先に見出し來住むことは後なりと云)所に落つきぬ。ネーテルランド人は已に千六百四年に『シヨツカダナ』と云所を領分にせしなり、今に至て此島海岸より十一二里深き奥地は歐羅巴人に知れざる也。是は林と廣野にして能き道路乏く且土人の暴戾にて其進むことを妨げたる也。北より南へ向き海岸に添ふて一座の山あり、多くの水晶を産す、こゝを以てネーテルランド人は水晶山と名く、山頂の一つは火山也、これを『チガフラ』と名く、概して島國多分火山多はげしき地震多きが如く、山の麓に大なる湖水あり、是より『ペンサル』一名バンイルマツシング、一は『ポンチャアナ』一は『ラハ』『サンパス』『ヨケン』等の諸の河生ぜり、こゝを以て年々海岸卑くなり、地濕にして不宜也。地熱地なれども萬の海風によりて涼く、又雨多し、且晝夜一般に揃ふ事にて大に宜敷氣候なり、但し濕氣あり甚不宜、此處には唯二氣候あり、則日照時と雨時と也、又颶風及不

天氣も稀ならず。産物は金剛石其中には二三十より四十カラータン程あるあり、
 金多く別而「ランダック」「バンユール」「マツシグ」の内に多し、鐵銅錫も亦あり、錫には
 鉛を交へカリンと名く、北岸には眞珠其他砂糖胡椒肉豆冠丁子桂子米生姜ペテル
 ト「亞細亞」に比なき龍腦之は知れざる木よりヤニの性流出す其を年々四千五百貫
 目送り出す麒麟ケツ、安息香杉及他の良木并に諸材未甚多し、支那人共こゝに來て
 其船を造營す、又能き南果綿竹、スハンセリト、西國米、食すべき鳥、能き天堂鳥ヘリ
 アル、蠟、狸々、ホンゴス、象虎、大なる野牛、ゾアーネン、水牛、魚、大龜、蛇（アツリカルトス）、此
 島の住人を三百萬人とし又五百萬人とす、其一部はネケルスに屬す。多く奥地に
 住居せると見ゆ、之を「エグハンス」とも云、「ビヤシヨウス」又は「イタールス」又は「タヤン
 ケルス」とも名づく。此數多からず、而して甚不關して作業を不爲、誠に暴戾奇妙な
 る事を用ゆ、たとへば、婿が婚禮する爲めに數人の首を嫁の足下に拜伏せしめる也、
 其を得る爲に婿親類共に林に隠れて居、能き旅人を襲殺し、其首を新婚の家にさら
 す、これで人首をかざりたる村は可懼様子を保つ、但しこれにて隣境の者と戦争不
 絶、この故に人民の蕃息に大にさまたげを爲すなり。奥地に住居するものは、アレ



二 三 畫

に 中 間 景 略

ホレセンと云種類、是は色黒くして、タヤツケルスより耳少し長し、海岸に多く住居するものは近島の極貧しき者の集り也。即ちマレイス、爪哇人、食レベス人并に支那人、此支那人が参り交易を支配し、其性親しみなく、義に戻りて、歐羅巴人與地を知らんと欲而次第々々に心用ゆれども、またげを爲す。云々以下略。

狂歌

たれをかもしる人にせん頼母子もむかしを今の事ならなくに
ちとせまでかざれる我の不しん心君に引かれて善光寺まゐり
やかずともかゝはもへなん女郎かひたゝ友たちにまかせたらなん
五月雨にお客さびしきうなぎやはやくやもしほの身もこがれつゝ
行列も吉田のやどのたて道具ふりゆくものは我身なりけり
かなぶつの光りなればや水のみとわがたつそまの墨ぞめの袖
柿本人悪る
ほのくとあかしの油これきりにしまがくれ行機をしぞ思ふ

氣のつら行